

平成18年9月12日 開 会

平成18年9月29日 閉 会

平成18年第3回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

9月12日（火曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
説明のため出席した者の職氏名.....	3
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	3
開 会（午前10時00分）.....	4
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	4
日程第2 会期の決定について.....	4
日程第3 報第10号から日程第22 議第109号まで	4
平野市長提案説明.....	5
散 会（午前10時39分）.....	12

9月19日（火曜日）第2号

議事日程.....	13
本日の会議に付した事件.....	14
出席議員.....	16
欠席議員.....	17
説明のため出席した者の職氏名.....	17
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	17
開 議（午前10時00分）.....	18
日程第1 質 疑（報第10号から議第109号まで）	18
19番 小森英明議員質疑.....	18
梅田水道部長答弁.....	18
19番 小森英明議員発言.....	19
13番 寺町知正議員質疑.....	20
梅田水道部長答弁.....	20
13番 寺町知正議員質疑.....	20
梅田水道部長答弁.....	21

	13番 寺町知正議員質疑.....	22
	梅田水道部長答弁.....	22
休	憩（午前10時18分）.....	22
再	開（午前10時19分）.....	23
	梅田水道部長答弁.....	23
	13番 寺町知正議員質疑.....	23
	平野市長答弁.....	23
	13番 寺町知正議員質疑.....	24
	平野市長答弁.....	24
	13番 寺町知正議員質疑.....	24
	平野市長答弁.....	25
	13番 寺町知正議員質疑.....	25
休	憩（午前10時29分）.....	26
再	開（午前10時30分）.....	26
	梅田水道部長答弁.....	26
	13番 寺町知正議員質疑.....	26
	梅田水道部長答弁.....	26
	13番 寺町知正議員質疑.....	27
	長野基盤整備部長答弁.....	27
	13番 寺町知正議員発言.....	27
	15番 中田静枝議員質疑.....	27
	長屋市民環境部長答弁.....	27
	15番 中田静枝議員質疑.....	28
	長屋市民環境部長答弁.....	28
	15番 中田静枝議員質疑.....	28
	長屋市民環境部長答弁.....	28
	15番 中田静枝議員質疑.....	28
	室戸保健福祉部長答弁.....	29
	15番 中田静枝議員質疑.....	30
	室戸保健福祉部長答弁.....	30
	15番 中田静枝議員質疑.....	30
	室戸保健福祉部長答弁.....	30

15番 中田静枝議員質疑.....	30
梅田水道部長答弁.....	31
15番 中田静枝議員質疑.....	31
室戸保健福祉部長答弁.....	32
15番 中田静枝議員質疑.....	33
室戸保健福祉部長答弁.....	33
15番 中田静枝議員質疑.....	33
長屋市民環境部長答弁.....	33
15番 中田静枝議員発言.....	33
13番 寺町知正議員質疑.....	34
平野市長答弁.....	34
15番 中田静枝議員質疑.....	34
長屋市民環境部長答弁.....	35
15番 中田静枝議員質疑.....	35
長屋市民環境部長答弁.....	35
15番 中田静枝議員質疑.....	35
平野市長答弁.....	35
日程第2 委員会付託（議第93号から議第109号）.....	36
散 会（午前11時07分）.....	36

9月27日（水曜日）第3号

議事日程.....	37
本日の会議に付した事件.....	37
出席議員.....	37
欠席議員.....	37
説明のため出席した者の職氏名.....	37
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	38
開 議（午前10時00分）.....	39
日程第1 一般質問.....	39
1. 9番 影山春男議員質問.....	39
（1）256バイパスの進捗状況は.....	39
長野基盤整備部長答弁.....	39

影山春男議員質問.....	40
長野基盤整備部長答弁.....	40
影山春男議員要望.....	41
2 . 4 番 宮田軍作議員質問.....	41
(1) 山県市の財政状況について.....	41
休 憩 (午前10時12分)	41
再 開 (午前10時13分)	42
林総務部長答弁.....	42
宮田軍作議員質問.....	43
嶋井助役答弁.....	44
宮田軍作議員質問.....	46
平野市長答弁.....	46
3 . 2 番 尾関律子議員質問.....	48
(1) A E D の設置について.....	48
嶋井助役答弁.....	49
尾関律子議員質問.....	50
嶋井助役答弁.....	50
(2) 夜間開庁について.....	50
長屋市民環境部長答弁.....	51
尾関律子議員要望.....	51
休 憩 (午前10時53分)	51
再 開 (午前11時15分)	51
4 . 15 番 中田静枝議員質問.....	51
(1) 県庁裏金問題に関する市長の見解と市の総点検の必要は.....	51
平野市長答弁.....	52
中田静枝議員質問.....	53
平野市長答弁.....	54
(2) 現教育基本法に関する教育長の見解は.....	54
小林教育長答弁.....	55
中田静枝議員質問.....	56
小林教育長答弁.....	57
(3) 学校給食、保育園給食調理業務の民営化の検討に関して.....	57

室戸保健福祉部長答弁.....	59
土井教育次長答弁.....	59
中田静枝議員質問.....	60
土井教育次長答弁.....	61
休 憩（午前11時57分）.....	61
再 開（午後 1 時00分）.....	61
5 . 13番 寺町知正議員質問.....	61
（ 1 ）山県市及び岐阜県の公務員の不正にかかる市長の認識と責任について.....	61
平野市長答弁.....	63
寺町知正議員質問.....	64
平野市長答弁.....	65
寺町知正議員質問.....	65
平野市長答弁.....	66
寺町知正議員質問.....	66
平野市長答弁.....	67
（ 2 ）市の財政の中期的展望の不安について.....	67
林総務部長答弁.....	68
休 憩（午後 1 時24分）.....	69
再 開（午後 1 時24分）.....	69
林総務部長答弁.....	69
寺町知正議員質問.....	69
嶋井助役答弁.....	70
寺町知正議員質問.....	70
嶋井助役答弁.....	71
（ 3 ）水道料金値上げと統一について.....	71
梅田水道部長答弁.....	72
寺町知正議員質問.....	75
梅田水道部長答弁.....	75
6 . 1 8番 藤垣邦成議員質問.....	76
（ 1 ）任期満了を控え 2 期目出馬意欲の是非を伺う.....	76
平野市長答弁.....	77
藤垣邦成議員要望.....	78

散 会（午後3時58分）	79
--------------	----

9月29日（金曜日）第4号

議事日程	81
本日の会議に付した事件	85
出席議員	90
欠席議員	90
説明のため出席した者の職氏名	90
職務のため出席した事務局職員の職氏名	90
開 議（午前10時00分）	91
日程第1 常任委員会委員長報告	91
日程第2 委員長報告に対する質疑	93
日程第3 討 論（議93号から議109号まで）	93
15番 中田静枝議員反対討論	94
13番 寺町知正議員反対討論	96
日程第4 採 決（議第93号から議第109号まで）	97
日程第5 議第110号 山県市基金条例の一部を改正する条例について	101
平野市長提案説明	102
日程第6 質 疑	102
13番 寺町知正議員質疑	102
林総務部長答弁	103
13番 寺町知正議員質疑	103
林総務部長答弁	104
13番 寺町知正議員質疑	104
林総務部長答弁	104
13番 寺町知正議員質疑	104
林総務部長答弁	105
13番 寺町知正議員質疑	105
林総務部長答弁	105
15番 中田静枝議員質疑	105
林総務部長答弁	105
日程第7 討 論	106

13番	寺町知正議員反対討論.....	106
日程第8	採 決.....	107
日程第9	発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦について.....	107
7番	武藤孝成議員提案説明.....	107
日程第10	質 疑.....	108
日程第11	討 論.....	108
日程第12	採 決.....	108
日程第13	発議第6号 山県市議会議員定数条例について.....	109
14番	渡辺政勝議員提案説明.....	109
日程第14	質 疑.....	110
15番	中田静枝議員質疑.....	110
14番	渡辺政勝議員答弁.....	110
15番	中田静枝議員質疑.....	110
14番	渡辺政勝議員答弁.....	110
13番	寺町知正議員質疑.....	110
14番	渡辺政勝議員答弁.....	111
13番	寺町知正議員質疑.....	111
14番	渡辺政勝議員答弁.....	112
15番	中田静枝議員質疑.....	112
14番	渡辺政勝議員答弁.....	112
日程第15	討 論.....	113
13番	寺町知正議員反対討論.....	113
4番	宮田軍作議員賛成討論.....	114
15番	中田静枝議員反対討論.....	115
日程第16	採 決.....	116
休 憩	(午前11時16分).....	116
再 開	(午前11時30分).....	116
日程第17	発議第7号 不正資金問題に関する意見書について.....	116
10番	後藤利弘君提案説明.....	116
日程第18	質 疑.....	117
日程第19	討 論.....	117
日程第20	採 決.....	117

日程第21	議会運営委員会・特別委員会中間報告について.....	118
日程第22	質 疑.....	120
	18番 藤垣邦成議員質疑.....	121
	藤根議会運営委員会委員長答弁.....	121
日程第23	閉会中の所管事務調査報告について.....	121
日程第24	質 疑.....	124
	18番 藤垣邦成議員質疑.....	124
	後藤総務常任委員会委員長答弁.....	124
	影山文教厚生常任委員会委員長答弁.....	124
日程第25	閉会中の継続審査・調査について	125
	平野市長発言.....	126
	閉 会（午後0時05分）.....	127
	会議録署名者.....	127

平成18年 9 月12日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

山県市議会定例会会議録

第1号 9月12日(火曜日)

-
- 議事日程 第1号 平成18年9月12日
- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
- 日程第4 議第93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 日程第9 議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 日程第10 議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 日程第13 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第14 認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認第2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第17 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第20 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第21 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
日程第22 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について
日程第4 議第93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
日程第5 議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
日程第6 議第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
日程第9 議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
日程第10 議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
日程第11 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
日程第12 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
日程第13 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
日程第14 認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第15 認第2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
日程第16 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
日程第17 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第20 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第21 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利弘君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林園之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開会

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成18年第3回山県市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（久保田 均君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、7番 武藤孝成君、17番 村橋安治君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（久保田 均君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から9月29日までの18日間としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より9月29日までの18日間と決定いたしました。

日程第3 報第10号から日程第22 議第109号まで

議長（久保田 均君） 日程第3、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について、日程第4、議第93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例について、日程第6、報第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について、日程第9、議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について、日程第10、議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について、日程第13、議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について、

日程第14、認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第15、認第2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について、日程第16、議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)、日程第17、議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第18、議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)、日程第19、議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、日程第20、議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、日程第21、議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)、日程第22、議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)以上、20議案を一括議題とし、提案者の説明を求めます。

平野市長。

市長(平野 元君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成18年山県市議会第3回定例会を招集しましたところ、議員の皆様には大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

去る9月6日、秋篠宮家におかれましては、国民待望の親王殿下が御誕生されました。心からお喜び申し上げる次第でございます。新宮様の健やかな御成長を謹んで御祈念いたします。

さて、夏が過ぎ、いよいよ実り多き本格的な秋が到来してまいりました。ことしの夏は、高校野球の甲子園大会が大きな注目を集めたところでございます。一方では水難事故を始め、社会的に問題となる多くの痛ましい事故もたくさん発生したところでございます。

また、北朝鮮によるミサイルの発射、イスラエルとレバノン民兵組織との緊張など、国際情勢は不安な状態が依然続いておる次第でございます。平和な社会が続く我が国におきましては、とかく危機意識が薄いと言われているところでございますが、あらゆる面での危機管理意識を高めていかなければならないと思います。

こうした中で、8月27日の日曜日には、東海地震想定の中県市総合防災訓練を大桑小学校グラウンドをメイン会場として実施いたしました。議員各位を初め、防災関係機関、自主防災会、自治会、市消防団等から多くの御参加をいただきました。この訓練により課題の確認をし、御参集をいただきました市民の皆様におかれましても、防災技術の見聞や習得、あるいは防災意識の高揚に努めていただくことができたかと存じ、実り多い訓練になったのではないかと感じているところでございます。

実際の災害時には、公的な支援である公助より、自らの安全は自らで守るという自助

や、地域の住民が助け合うという共助が重要であるとも言われております。幸い、本市における自主防災組織の組織率は大変高くなっております。防災体制については、より盤石なものとし、安全で安心なまちづくりの構築をしていかなければならないと考えております。今後とも、議員各位の一層の御理解と御協力を賜り、この体制を整えるべく努力してまいり所存でございます。

次に、例年行っております中学生国際交流事業につきましては、中学生25名を含む総勢30名が、8月3日から9日にかけてオーストラリアのケアンズへの研修に参加をいたしました。また、昨年友好都市協定を締結しました米国オレゴン州フローレンス市との交流につきましては、フローレンス市の青少年が、去る8月2日から8月10日まで13名が来日され、山県市との交流を深めたところでございます。また、8月17日から24日までは山県市からフローレンスの方へ総勢16名が参加し、交流を深めてまいったところでございます。さらに、今後とも国際交流を深めるとともに、青少年の国際視野の拡大に努めてまいりたいと考えております。

さて、ふるさと栗まつり実行委員会の皆様の御努力によりまして、恒例のふるさと栗まつりがことしは10月1日に開催されます。ゲストには八代亜紀さんを初め多くの方が来られるということで、市内外から多くの来場者が訪れ、多くの人々のふれあいの場の創出、地域の活性化につながっていくことを祈念しておる次第でございます。

なお、また、高富中学校の運動場、総合運動場整備工事と高富中学校プール改築工事の安全祈願祭が議員各位にも御出席いただきまして無事終了し、先月から工事が始まりましたことも御報告申し上げる次第でございます。

それでは、本定例会の提出案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

本日御提案いたしております案件は、専決処分案件1件、条例案件9件、決算案件2件、補正予算案件7件、その他の案件1件の計20案件でございます。これより、これらの概要につきまして御説明を申し上げます。

まず、報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、本年8月29日に地方自治法第180条に基づき専決処分いたしましたので、同条の規定により報告するものでございます。詳細はお手元の資料に配付してあるとおりでございます。

次に、議第93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続法の改正に伴い、引用条項を改正しようとするものでございます。

次に、議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、本市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容といたしましては、所得税と個人住民税の基礎控除、配偶者控除、扶養控除となった人的控除額の差による負担増を調整するための調整控除を設けるほか、従来3段階方式であった個人市民税率を一律6%へ、定率減税の廃止、居住用財産等の譲渡所有に係る市民税率の引き下げ、損害保険料控除の廃止にかわる地震保険料控除の創設などとなっております。

次に、報第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、一定の所得がある70歳以上の被保険者の療養費負担率を2割から3割に引き上げ、出産育児一時金の額を30万円から35万円に引き上げるものでございます。

議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、本年3月定例会において、議第13号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例として議決をいただいた条例が、施行前に健康保険法等の一部を改正する法律が施行となり、入院時生活療養費という考え方が創設されたことに対応するための改正と、特定療養費制度が廃止となり、保険外療養費制度になったことに伴い、これを改正しようとするものでございます。

議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例につきましては、障害者自立支援法が本年4月から施行され、本年10月から障害者地域生活支援事業を市が実施主体となっていくことになったことから、この条例を定めようとするものでございます。

内容といたしましては、従来のある事業を見直した上で、相談支援事業、手話通訳者等の派遣のコミュニケーション支援事業、日常生活用具給付事業、屋外での移動の介護をする移動支援事業、デイサービス等の通所による生活訓練の地域活動支援センター事業、訪問入浴サービス事業、障害者等の家族の就労や一時支援を行う日中一時支援事業を予定いたしております。

なお、利用者の負担金につきましては、相談支援事業とコミュニケーション支援事業等は無料とし、その他は月額の上限額を設ける中で、1割負担を基本としております。また、障害者自立支援法に基づく給付事業とあわせて利用した場合は、本条例の限度額が同法の限度額に加算されることなく、同法の限度額とします。さらに、市町村民税非課税者におきましては、2分の1とする減額規定もあわせて設けております。

議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例につきましては、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に関し、周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果の書類の縦覧手続、利害関係者に

意見書提出機会等を付与する手続を定めようとするものでございます。

次に、議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、現在伊自良地域で整備しております、本年11月から供用開始を予定しております生産物直売食材供給施設を山県市てんこもりとして設置し、使用料を1カ月5万2,500円にしようとするものでございます。

次に、議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、中長期的なビジョンでの財政健全化を図るため、段階的なスライド方式により、水道料金の改定をしようとするものでございます。

平成17年度の企業会計において赤字決算となっており、料金改定について山県市水道事業審議会へ諮問いたしましたところ、スライド方式による値上げの答申をいただきました。値上げ幅は3年間で50%の値上げ改定であり、これを平成19年度に30%、平成20年度に10%、平成21年度に10%と段階的に値上げをしていく改定をしようとするものでございます。なお、この料金改定は、上水道だけではなく簡易水道も同様に改定となるものでございます。

次に、議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例につきましては、消防組織法の一部改正に伴うもので、山県市消防本部及び消防署設置条例、山県市消防団の設置等に関する条例、山県市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例、山県市消防団員等公務災害補償条例、山県市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の5つの条例における、同法の引用条項を改正しようとするものでございます。

次に、議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約につきましては、大垣市等の市町村合併により、組合構成団体の名称を変更するため改正するものでございます。

続きまして、資料ナンバー3、認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、決算の特徴的な点について御説明を申し上げます。

一般会計及び特別会計いずれの決算も、実質収支は黒字となっております。中でも一般会計につきましては、三位一体改革による厳しい財政運営を強いられる中で、市税の収納率向上に努めるとともに、各所管の事業の実施に当たっては積極的な国県補助金等の活用による財源確保を初め、効率的な予算執行を図り、一層の経費節減に努めたことによりまして、予定していた財政調整基金等の基金取り崩しを大幅に削減し、定められた予算内容の目的を達成することができました。

一般会計及び特別会計決算の内容等詳細につきましては、主要な施策の成果説明、決

算分析等を別冊にまとめて提出させていただいております。また、本市の監査委員による慎重な決算審査を行っていただき、その結果を別冊の決算審査意見書として提出させていただいております。今後につきましては、監査委員から御指摘をいただきました事項を十分検討いたしますとともに、さらなる適正なる、また、かつ効果的な行財政の運営に引き続き最善の努力をしてまいる所存でございます。

次に、資料ナンバー 4、認第 2 号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定につきましては、純損失が1,938万6,000円の決算となっております。このため、先ほど御説明申し上げました料金改定に加え、経常経費の削減などにより、水道事業における財政運営の適正化、健全化を図ってまいる所存でございます。

資料ナンバー 5、議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ2,435万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を134億7,407万2,000円とするほか、地方債の補正を行おうとするものでございます。

共通する内容といたしましては、本年4月の人事異動等による常勤職員の各費目における人件費で、その過不足及び他会計に属する常勤職員の人件費過不足分に係る操出金の補正を行うものでございます。また、減額となります要因は、職員4名の退職によるものでございます。

なお、人件費の全体の内容としましては、末尾に添付しております補正予算給与費明細書のとおりでございます。

それでは、歳出の款ごとに順次、補正の概要を御説明いたします。

まず、総務費につきましては、庁舎西側通用口改修整備工事及び国道256号の供用開始に伴う庁舎周辺の交通案内看板設置等の工事に209万6,000円、美山支所機械室のアスベスト囲い込み工事126万円、各地区集会場の改修、新築要望の増に伴い、自治会集会施設建設補助金追加分50万円、地域情報化事業特別会計への操出金108万4,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、アスベスト囲い込み工事の財源は、国の優良建築物等整備のアスベスト改修型事業補助金40万円を計上いたしております。

民生費につきましては、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の負担金103万8,000円を初め、福祉医療の制度改正に伴う乳幼児・重度老人医療の受給者証等の電算処理委託の経費として10万9,000円、平成17年度福祉医療費助成事業県支出金返還金の270万8,000円、社会福祉法人同朋会が建設を行う障害者の生活介護施設への補助金100万円、平成17年度身体障害者保護費等国庫支出金返還金266万5,000円、本年10月から地域生活

支援事業の実施に伴い、相談支援事業及びコミュニティーケア事業が県から市へ移行されたことによりまして、その事業に係る委託費と扶助費174万2,000円、進行性筋萎縮症者の入院が1人増えたことに伴い、療養介護医療費161万5,000円、子育てファミリープラザモデル事業として、かばさんファミリーの会が美里会館で行っている親子カフェに対する補助金99万2,000円、伊自良支所で行う出前児童館用カーペット購入経費13万3,000円、出産育児一時金の改正に伴う国民健康保険特別会計への操出金83万4,000円、介護保険特別会計の給付費及び事務費に係る操出金666万円を計上いたしております。

歳入につきましては、進行性筋萎縮症者療養介護医療費の負担金、国県合わせて121万円、子育てファミリープラザモデル事業の県補助金99万2,000円、そのほか県の過年度において重度心身障害者老人特別助成金の精算分41万5,000円、介護保険特別会計への操出金に係る過年度精算分1,263万6,000円を計上いたしております。

次に、農林水産業費につきましては、伊自良地域に建設中の山県市てんこもりが11月1日にオープンすることに伴い、当該施設の紹介及び山県市が進めるクリーン農業の周知を図るためのポスター、チラシ等の作成経費66万2,000円及び林道釜ヶ谷線の道路暗渠の改修を行う林道改良工事費230万円を計上いたしております。

歳入といたしましては、県補助金により、山県市てんこもりに係るポスター等の作成17万円、林道改良工事費には事業費の2分の1に当たります115万円を計上いたしております。

次に、教育費につきましては、学校適正規模等検討委員会の開催回数の増加等に伴う委員謝礼32万5,000円を計上いたしております。

以上、歳入につきましても歳出の款ごとに御説明いたしましたが、このほかに、本来交付されるべき普通交付税の不足額を補てんするために措置されます臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う地方債970万円を増額するとともに、財政調整基金繰入金5,102万7,000円を減額計上いたしております。

次に、資料ナンバー6、議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に歳入歳出の予算それぞれ1億7,772万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億3,962万7,000円とするものでございます。

内容といたしましては、一般会計で御説明申し上げました出産育児一時金125万円の増額を初め、高額医療費共同事業の拠出金1,242万3,000円の増額、本年10月から県内市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため創設されます保険財政共同安定化事業への拠出金1億6,405万4,000円を計上いたしております。

歳入では、歳出補正額に連動し、国県支出金それぞれ310万5,000円、共同事業交付金1億7,026万5,000円、一般会計繰入金83万4,000円、前年度繰越金41万8,000円を計上いたしております。

次に、資料ナンバー 7、議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,780万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を17億1,309万9,000円とするものでございます。

歳出では、職員の人事異動1名の増加分633万4,000円、介護保険料納付書の枚数等増加による作成経費9万3,000円、要支援2の該当者1名がグループホームに入所することになったことに伴う地域密着型介護予防給付負担金186万円、地域支援事業に係る財政安定化基金拠出金10万3,000円、国県負担金及び支払基金交付金過年度返還金677万6,000円、給付金、事務費の過年度返還金としての一般会計繰出金1,263万6,000円を計上いたしております。

歳入では、国県介護給付費負担金60万4,000円、現年度分調整交付金9万3,000円、地域密着型に係る介護給付費交付金57万6,000円、給付費、事務費に係る一般会計繰入金666万円、前年度繰越金1,986万9,000円を計上いたしております。

次に、資料ナンバー 8、議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,917万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、職員の人事異動に伴う給料等の人件費15万5,000円を計上するもので、これに伴う財源の一般会計繰入金15万5,000円を計上いたしております。

次に、資料ナンバー 9、議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を29億4,462万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、職員の人事異動に伴う給料等の人件費252万5,000円を減額するもので、これに伴う財源の一般会計繰入金252万5,000円を減額いたしております。

次に、資料ナンバー10、議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,801万1,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を2億4,327万9,000円とするものでございます。

歳出につきましては、職員の人事異動に伴う給料等の人件費354万7,000円を増額するほか、本年10月からのNHK衛星カラー団体扱い受信料1,445万5,000円及びこれに伴う口座振替手数料9,000円を計上いたしております。

歳入につきましては、加入者からの受信料の1,445万5,000円及びこれに係るNHK衛星カラー団体扱い協力金37万2,000円、有線テレビ新規加入者増に伴う加入負担金210万円、一般会計繰入金108万4,000円を計上いたしております。

次に、資料ナンバー11、議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、職員の人事異動に伴う給料等の人件費を補正するもので、収益的支出34万2,000円を増額し、資本的支出134万8,000円を減額するものでございます。

以上、概要を御説明申し上げましたが、十分に御審議を賜りまして適切な御決定を賜りますようお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(久保田 均君) 市長の提案説明が終わりました。御苦労さまでした。

議長(久保田 均君) 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

あす13日より18日までは、議案精読のため休会といたします。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会をいたします。御苦労さまでございました。

午前10時39分散会

平成18年 9月19日

山口市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 9月19日(火曜日)

議事日程 第2号 平成18年9月19日

日程第1 質 疑

- | | |
|--------|--|
| 報第10号 | 損害賠償の額を定めることについての専決処分について |
| 議第93号 | 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について |
| 議第94号 | 山県市税条例の一部を改正する条例について |
| 報第95号 | 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 議第96号 | 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について |
| 議第97号 | 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について |
| 議第98号 | 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について |
| 議第99号 | 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議第100号 | 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について |
| 議第101号 | 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について |
| 議第102号 | 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について |
| 認第1号 | 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 認第2号 | 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について |
| 議第103号 | 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号) |
| 議第104号 | 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議第105号 | 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 議第106号 | 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議第107号 | 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 議第108号 | 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号) |

	議第109号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第2	委員会付託	
	議第93号	山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
	議第94号	山県市税条例の一部を改正する条例について
	報第95号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議第96号	山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
	議第97号	山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
	議第98号	山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
	議第99号	山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
	議第100号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	議第101号	山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
	議第102号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
	認第1号	平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第2号	平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第103号	平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
	議第104号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第105号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
	議第106号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
	議第107号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第108号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
	議第109号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分について

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 報第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第2 委員会付託

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 報第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（22名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 吉田茂広君 | 2番 | 尾関律子君 |
| 3番 | 横山哲夫君 | 4番 | 宮田軍作君 |
| 5番 | 田垣隆司君 | 6番 | 村瀬隆彦君 |
| 7番 | 武藤孝成君 | 8番 | 河口國昭君 |
| 9番 | 影山春男君 | 10番 | 後藤利汎君 |
| 11番 | 谷村松男君 | 12番 | 横山善道君 |
| 13番 | 寺町知正君 | 14番 | 渡辺政勝君 |
| 15番 | 中田静枝君 | 16番 | 藤根圓六君 |
| 17番 | 村橋安治君 | 18番 | 藤垣邦成君 |

19番 小森英明君 20番 村瀬伊織君
21番 大西克巳君 22番 久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囙之君	参与兼会計 事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境 部長	長屋義明君
保健福祉 部長	室戸弘全君	産業経済 部長	松影康司君
基盤整備 部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（久保田 均君） 日程第1、質疑。

質疑は、12日に議題となりました報第10号 損害賠償の額を定めることについての専決処分についてから議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)までの20議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、通告順により順次発言を許します。

通告順位1番 小森英明君。

19番（小森英明君） それでは、お許しをいただきましたので、資料の1、ページ29、議第100号について梅田水道部長にお尋ねをしたいことがありますので、お願いします。

山県市は口径13ミリで10立方メートルまでが基本水量以内なわけですが、そういう中で、10立方メートル未満の水道利用者が比率として20数%あります。平均的には約35立方メートルぐらいだそうですが、今回の値上げの方法といたしましては、金額で10立方メートル当たり19年度に基本料金を670円から870円にすると、20年度は10%上げて940円に、21年度は1,000円にするということで、3年間で50%の値上げをするということに提案をされております。

値上げの方法といたしましては、例えば、基本水量を10立方メートルから7立方メートルに少なくするというのも値上げの方法だと思います。例えば、今言いましたように、10立方メートル以下の水道使用量、その方々が20数%あるということは、ある程度の弱者を助けるというようなこともあるのではないかと思います。

それで、2年目、3年目は金額を値上げするというようなことにして、全体の金額は少なくなりますけど、追加料金で金額を増やしていくというようなことも私は思ったわけですが、この値上げをする方法について、審議会ではいろいろな方法があったと思うんですけど、その検討の経過ですが、いろんな方法があったとかというようなことをお知らせ願いたいということでお願いします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 水道料金改定に当たりましては、水道審議会に諮問いたしまして検討を行っていただきました。その結果、水道事業が抱える諸問題を解決するため

には、約50%程度の改定が妥当であると思われるけれども、市民及び利用者の負担の軽減を考慮して、19年度30%、20年度10%、21年度10%の3年間のスライド方式が答申されたところでございます。

市といたしましては、この水道事業審議会の答申を受けまして料金改定について検討をした結果、水道事業審議会の答申に沿いまして料金改定を行うということといたしました。その結果、今お話がございましたように、1年目の平成19年度においては口径13ミリで基本料金が10立方メートルまで670円から870円に改定になるわけでございます。

さて、今回提案している改定案のほかに他の方法も検討したかという御質問でございますけれども、基本水量の引き下げ、基本料金だけを改定した場合、超過料金だけを改定した場合、こういった方法について検討を行っております。

しかし、今回の料金改定に当たりましては、合併時に統一された基本水量を含め、現行の料金体系をもとに料金改定を行っております。つまり、基本料金だけの方、基本料金と超過料金が生じる方ともに平等になるように、基本料金と超過料金を同じ比率になるよう改定をいたしております。

なお、参考までに申し上げますと、県下48団体中、1カ月の基本水量を10立方としておりますのは、81%に当たる39団体となっておりますので、この辺のところも考慮をいたしておりますけれども、御理解のほどよろしく願いをいたします。

議長（久保田 均君） 小森英明君。

19番（小森英明君） 私は、水量を減らすということも考えてはどうかというようなことを言いましたのは、合併する前の伊自良村のときは10立方メートルが850円、そして、美山町のときは5立方メートルが1,000円ということで、非常に高かったわけですね。これで採算が合っていたのかもしれませんが、合併することによって量が多くて金額が安くなったということで、非常に市民の方々は喜んでおられるわけですが、そういう中でも、やはり水道といえども、黒字といいますか経営が成り立っていかなければいけないということで、私は値上げをすることに異議があるということではなくて、会計上は黒字に持っていくというようなことで、水量を少なく利用する方々というのはどちらかというと生活弱者が多いのではないかなと想像しております。ですから、水量を少しにして、そして追加料金を上げたらいいのではないかなと思って聞いたわけですが、今、水道部長の説明でいろいろな値上げの方法を検討されたということですので、納得をいたします。

以上で終わります。

議長（久保田 均君） 以上で、小森英明君の質疑を終わります。

次に、通告順位 2 番 寺町知正君。

1 3 番（寺町知正君） それでは、通告のうち水道関係ですね、決算の 2 の 2 という資料の 4 ですけども、水道事業会計のことで。

資料の 12 ページ、13 ページに事業報告書というのが出ています。この議場でも、水の収支の問題、有収率という言葉を使いますけど、これのことで過去にも質問しましたけれども、決算のデータを見ても、平成 15 年が 78.8%、昨年の 16 年が 74.4% ということで、ことしを見ますと 75.1% ということで、数字的には昨年よりもわずかに上がっているということになってはいますが、昨年の説明では、まだ下がり続けますという非常にマイナスの答弁だった。それではいけないんじゃないかということはお話ししましたけれども、その見込みが上向きに転じたこと、それ自体はいいことだとだれでも思うんですけども、どういう要因でそれが上向きに転じたのかというところ、そのあたりの説明を詳しくお願いします。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

本年度の有収率が前年度に比べて 0.7% 増の 75.1% になった理由でございますけども、わずかではございますけども、有収率がよくなった原因といたしましては、昨年度決算認定において有収率が悪いことについて御指摘をいただきました。その後、補正予算で漏水調査及び修繕費の補正予算をお認めいただきまして、一部漏水の可能性の高い地域を絞りまして漏水調査並びに修繕を行っております。こういったことが有収率がよくなった原因の 1 つというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

1 3 番（寺町知正君） あっさりと答えられましたけれど、そんな簡単に有収率が上がるなら、もっと努力して当然のことだと思うんですね。昨年の答弁でも、水道の関係の専門家の皆さんの水準は 90% 強が目標であるということが委員会だったか本会議場で答弁がありました。それから比べればまだまだ 15% ほど低いわけですから、積極的にしなければならぬんですけど、今の答弁のように簡単にできるなら、簡単に 90% まで追いついてほしいですが、そのあたりの見込みですね。

それからもう一点ですけど、この報告書の 13 ページの右上の業務という段落、今そこをやっているわけですけど、ここの段落の下から 3 行目に書いてある、1 つは高富地区での配水管の老朽化と、これはこの 3 年毎年書いてあります。それが低下の原因であるということ。それから、新たにことし加わったのが公共下水道事業に伴う水道の仮設給

水と、これが昨年、一昨年なかった要因ですね。これはマイナス要因ですね、それ以下にもありますけども。

そうすると、マイナス要因があったということをご報告されていて、結果としては増えているわけですから、それを上回る対策があったということはわかります。気になるのは、マイナスの影響ですね。公共下水に伴う仮設給水、それをどの程度見ているのかということですね。そのあたりが明らかになってこない、今後具体的な目標の数値は出てこないのではないかと思います。下がる要因が新たにこの決算の年に増えたということであるけれども、増えているわけですから、そのあたりを明確にしていきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問の答弁が簡単でありまして、申しわけなかったと思っております。

確かに、漏水調査、修繕、これは大きな要因であることは間違いなく思っておりますけども、そのほかに、美山地域の新規給水を行うに当たっての試験給水、また、公共下水道事業に伴う水道の仮設給水、こういったマイナス要因。こういったものが、特に美山地域の場合につきましては、その給水の切りかえを行う範囲によりまして量的なものは変わってくるとお考えしますので、昨年度はこれに伴う試験給水が少なかったというようなことも1つの要因かと思っておりますけども、将来的には、やはり今現在、平成17年度末で75.1%ということで低い有収率になっておるということで、これを根本的に解消するに当たりましては、水道事業基本計画というものを16年度から18年度にかけて3年間で今つくっております。この中で主になってきますのが、やはり施設が老朽化している高富上水道の改修、これが主なものになってきます。特に、110キロ近い古い管の布設替え、こういったことを行わなくてはならないというようなことも出ております。

それで、これを行わないことには根本的な解決にはならないわけでございますけども、やはり大きな漏水があればそういったものを直すことによって、わずかではありますけれども有収率は改善になっていくというようなことを思ひまして、こちらの方も、基本計画に沿った漏水管の布設替えにあわせまして、この漏水調査の徹底と修繕、こういったことも並行して行いまして、有収率の改善に努めてまいりたいということを思っております。

それと、このマイナス要因であります高富の公共下水道事業に伴う水道管の仮設給水、これは、下水の管渠を敷設する場合に支障となる水道管がありました場合に、仮設管を引きまして、とりあえずそれで給水を行って、下水の管渠が敷設になりますと、その後

で水道の管渠を入れて給水をまたもとに戻すというような形になるんですけども、そのときに、どうしても最初に給水をいたしますと中の水あか等を洗いますので、どうしても消火栓等で排泥といいまして、汚い水を外へ出す作業、こういったものが必要になってくるわけです。これが有収率に大きく影響するということはないと思いますけども、やはりマイナス要因であることは間違いがございませんけども、大きな数字になるということは考えておりません。

ですから、先ほど申しましたように、この低い有収率を改善するに当たりましては、老朽化しております高富の漏水管、配水管の布設替え、また、漏水調査の徹底、また修繕を行うことによって有収率の改善に努めていきたいというように思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 説明では、美山地区の新規給水によるマイナスというのは、もうほぼ今後ないということで、今後ここは考慮しなくてもいいだろうと出ております。それから、逆に高富地区の公共下水については、今後からさらに10年、20年ですか、ずっと恒常的に出てくるものであろうという説明だと思えます。

水道事業というのは、水を売ってお金を収入にして経営するわけですよ。それで、例えば今回、もう一方の議案で値上げという議案が出ていますが、これは経営が先行きもたないから値上げするということが理由だろうと思えます。

そうやって考えますと、例えば、今の有収率を少し頑張ったらマイナス予想がプラスに転じたというような将来予測の中で、もう一方の値上げしなければならないという水道会計全体の収支の見込み、これは本当に正確なんだろうかと、そういう疑問が出てくるんですが、そのあたりはきちっと整合性がとれているのか。あるいは、経営の収支の見込みの方も本当は見直す余地が十分あるのではないかと、もうだめだということじゃなくてという意味ですよ。そのあたりはどうなんですか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 今の御質問につきましては、有収率が経営に大きく影響しておるのではないかというような、大きくといたしますか、影響しておるのではないかというような御質問であったかと思うんですけども、有収率につきましては……。

ちょっと済みません。暫時休憩。

議長（久保田 均君） 暫時休憩をいたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 有収率が経営に影響しておるのではないかとというような御質問でございますけども、有収率が影響いたしますのは、例えば、今回、高富で施設整備で計画をするような場合、漏水が多いですと、どうしても施設をつくる場合にその分も考慮して施設計画をつくらなくてはならないというようなことがございますので、そういった面で影響が出ると思います。

それで、現在の収支にどれくらいの影響があるかということでございますけども、そういったものにつきましては、それだけの水をポンプでくみ上げて滅菌をして配るといったことでございますので、ポンプの電力費、また滅菌をするための費用、塩素代ですね、こういったものにつきましてはやはり影響があると思われま。

大きな経営に影響するということにつきましては、施設整備をする場合に漏水が多いと、その分を見込んで計画をつくらなくてはならないというようなことがございますので、漏水については少しでも少なくなるように、有収率を上げるように努力しなくてはならないというふうに考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） それでは、認の1ですね、一般会計の決算の方ですけど、資料の3の2ですけれども、成果説明の冒頭の方、13ページですね。これは昨年度の決算ということで、昨年度は総務部長も議会にいたので、市長にお聞きしたいんですが、山県市の会計全体の評価ということで、細かい数字ではないですけど、この中で、左上の表が幾つかの主要な項目を昨年と比べてあります。前年度決算と比べてあるわけですけど、この中で、まず、経常収支比率の90.4%ですが、昨年は88.7ということですからかなり上昇しているということですね。このことについて、市長はどう評価されるかということですね。一般の市のレベルでは、大体70から80ぐらいですよ。例えば名古屋とか大都市になればこれが90幾つとか大きくなりますけど、山県市のような小さな市において90というのは非常に高いと思うんですが、そのあたり、市長はどう評価されるんですか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 決算につきまして、私もいろいろ精査しておりますが、決算の数字というのは正直なものでございますので、数字はそういうふうであらわれてくるということでございますし、今の経常収支比率につきましても、そういう見方もございますが、私としましては、この健全な財政を維持するためにこれからも努力する必要がある

と思いますが、決算はそういうことで、正確な決算数値のもとでこういう数値が上がってきたということでございますので、そういう観点で評価をしたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 決算だから結果であって、確かに数字がぴしっと出てくるわけですが、それは1年間の仕事の結果なんですよね。ことしじゃない、去年の1年間の予算執行の結果がこうであるから、もとをただせば予算の立て方の問題であったということにかわりないことですよ。

そこで、もう一つ聞きますけど、財政力指数というのがありますね、その1つ上に。これは去年が0.445が0.466とコンマ1ほど上がって行って、それは高い方がいいわけですから、上がったことは私も評価したいと思いますが、じゃ、これがどの程度の水準、横並びのレベルでいるかということ、例えば県の16年度決算のデータを見ても、県内の市の平均が0.62なんです。町村の平均はそれでも0.54なんです。そうなのに山口市という市は0.6のあたりをいって、上昇していいと評価するのか、まだまだいけないと評価するのか、そのあたり、どうでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） その辺の評価の仕方ですが、財政力指数、私も常に他市の状況等も眺めておるわけでございます。これにつきましても、先ほど申しましたようなことで、数字は正直に前年度の決算の結果、こういう数字が出ておるということでございますが、いずれにしても、財政力指数が上がるようにいろんな面で検討を加える必要があるかと思いますが、現在はそんな考えで進めたいというふうに思っております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長に再々度質問しますが、今回の資料の3の1、監査委員の審査意見書というのを見ていただきたいんですけど、一応、この7月から8月ですか、監査委員が監査結果を、7月25日から8月1日と書いてありますけれども、この監査結果の監査委員の評価といいますか、認定について市長のお考えを聞きたいんです。

この審査意見書の3ページの中段に、決算の収支の状況ということで、総括的な意見がここにあるというふうに私は見ますけれども、ここに文章で7行ほど書いてある下から2行目のところですね、いわばここが私は1年間の収支だと思うんですけど、実質単年度収支は1億3,899万6,469円の赤字となったという、これが最終の山口市の17年度の帳じりであろうというふうに思うんですね。ですから、健全という言葉が、今、最初の質問、再々質問でも出てきたけれども、最終的な収支というのはやはり監査委員が認

定したとおり赤字ではないのかと、そこを厳しく見ないと、もう18年は始まっていますが、19年の予算も組めないのではないかと、そういうふうに見るんですけども、市長はどのように考えるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） お答えします。

実質単年度収支、これはその年の実際の財政状況の最も基本でございます。そんなことでございますが、たまたまことはそういう赤字ということになっておりますが、確かにそういった思いも、健全財政を行うには黒字化していかなということはわかりますが、こういった数字を十分参酌しながら、今後改善に向けて努力してまいりたいというふうに思っております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質疑変えて。

13番（寺町知正君） たまたまじゃないんです。なるべくしてなったんだから、そこはもうたまたまと言わないでいただきたい。

次が、決算の認定の1ですけれども、国庫の補助金関係ということで通告してあると思うんですけども、これに関して、いろんなところに国庫補助金があります、それは資料3の決算書を見てもよくわかりますけれども。

その中で特にお尋ねしたいところですけど、国庫補助金などを国からおりてきてそれを使って仕事をするという事業がいろいろとあります。そこで、例えば、これは水道部長の関係だと思いますが、247ページ、公共下水道の特別会計のところですけど、下水道関係、公共下水は今大規模な事業に着手していますし、集落排水はたまたま運用段階に来ていて、工事という部分は少ないとは思いますが、こういった大規模な土木建設事業などの補助金があるとき、特に例えばこの247ページで、節の11、需用費というところがありますね。たまたま山県の場合、需用費には節の説明がありますが、私は以前ある公務員に聞いたことがありますけど、補助金の関係で需用費の中で、例えば、建設だと随分コピーをとったりすることがある。図面とか、カラーもあるし大きな図面もある。そういったようなものを自治体の分も一緒にこういう国の分に入れてやることは実際には多いんですよという話を聞いたことがあります。

現在やっているかどうか知らないから質問するわけですけども、山県市において、国庫補助の枠は当然かかっている、使い道が枠がかかっておりてくるんですけども、実際の作業現場は1つの事務室ですから、そういう中で、山県市の分、他の事業の分をどこかに入れ込むということは理論上は簡単なことなんですね。そういったことが行われていないのかということ強く懸念するわけですけども、そのあたり、いかがでしょ

う。

議長（久保田 均君） 暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） ただいまの御質問は、補助事務費の用途につきまして、市の単費になるようなもの、こういったものを含めて補助金申請をしているようなことはないかというような御質問でございますけども、こういったものにつきましては、そういったことはございません。また、県の方でもこの事業費、事務費につきましては毎年完了検査がございまして、そこでまた審査がございまして、そこでも説明をさせていただいておりますけれども、そういったことはございませんので、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 私もないということを期待して質問しているんですけど、ただ、部長が個々の一つ一つの細かい会計の収支まで見ていないのが、山県ぐらいの規模になると実態だと思います。

そこで、今この場でどうこう言いませんけど、一度この議会中に確認してほしいんですけども、実際にそういうことがないかどうか、末端の担当者まで聞いてほしいです。実際に、過去に職員から、コピー代とかそういったことは市の分をこちらに入れちゃうことは普通にありますということ聞いたことがありますのでね。

なぜ、心配しているかということ、今、例えば県の裏金の問題が出ています。その中で、農業関係の中山間地試験場で3,000万円という裏金があったということを報道されていて、皆さん御存じかと思いますが、これは実は会計監査院が国の分を検査して、7万円だったかたしか13万円のどちらかですけど、その不正を見つけたことによって、県が仕方なく全部を見て調べて3,000万円が出てきたんですね。だから、山県でないことを祈っていますが、一度、今はいいですから、この議会中にきちっと末端の職員まで確認していただきたいということを思います。よろしいでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 一度内容につきまして再度調査をいたしますので、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、同じく補助金の関係で基盤整備部長にもお聞きしたいんですけど、なぜ土木建設かという、やはりここは非常に大きな枠を大ざっぱな形でやっていくという性質があるので、懸念しているからです。要は、今の水道部長に聞いたのと一緒ですが、特に需用費的な部分、事務費の部分で、実際の市の事務の部分で補助事業で行う部分にいわば紛れ込ますような形というものがないかどうか。ここでないと答えるなら、まず聞きましょうか。

議長（久保田 均君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 基盤整備部につきましては、工事本体の補助金が多うございまして、需用費となるものは少ないというふうに認識しております。しかしながら、御質問の内容につきましては、水道部と一緒に再度調査いたしたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質疑変えて。

13番（寺町知正君） 決算書の43ページにありますけれども、土木の県補助金という県支出金が43ページに出ていますし、それから31ページには国庫の補助金、やっぱり土木関係はあるわけですよ。部長がおっしゃったような傾向もあるかもしれないけど、特に土木建設などの関係というのは非常にその余地があるということは他の自治体の例でもありますので、ぜひ調べてまた説明をいただきたいと思います。

では、次のところ、通告はここまでですかね。

議長（久保田 均君） 以上で、寺町知正君の質疑を終わります。

続きまして、通告順位3位、中田静枝君。

15番（中田静枝君） 通告をしております件につきまして、質疑をいたします。

議第95号からいきたいと思いますけれども、山県市の国保条例の一部改正条例につきましてですが、第6条関係の高齢者医療費の負担を2割から3割に、健康保険法の改定によつてのことですけれども、増やすという改定につきまして、実際に市民への影響はということになるのかを説明いただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

現在、70歳以上75歳までの被保険者が1,066名見えまして、今回、一定以上所得者に該当される方、課税金額145万以上ですが、74名見えます。この方につきましては、10月1日から2割負担が3割負担になります。

影響と言われますと、一番大きいのは年金控除額等が変わったことによりまして、

老年者控除が廃止されたことによりまして、こういう2割から3割になる方が出てきたものだと考えております。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） そのようにして、病気になったがためにたくさんの負担が出てくるということで、同じ所得があっても、病気になるかならないかで非常に大きな経済的な負担の違いがこうやって出てくるということについて、市民の声というようなのは、この問題については担当部としては聞いていらっしゃるでしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

まだそういう声というのは聞いておりません。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） こういような大きい制度改定が行われるということについては、やっぱり担当部としては、その時々、事前に市民の声を聞くというような方法をとらないと、実際にそのまま特別な市としての必要な対策もとられないまま条例改定が行われていくということになるというふうに思いますので、こういうときには担当部としてそういう努力をしていただく必要があるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

この改正につきましては、健康保険法の改正、国の方から改正されまして全国的に行っておりますので、新聞等でもPRされていますし、山県市独自でそういうことをやらなくても、また公報もいたしておりますので、皆さんは御承知だと思っております。

ただ、この問題につきましては市独自で変えるということではできませんので、その点は御理解していただきたいと思っております。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質疑を変えてください。

15番（中田静枝君） じゃ、次の質疑に移ります。

議第96号の山県市福祉医療費助成に関する条例の一部改正についてですけど、これにつきましても健康保険法の改定によるものなんですけど、市民への影響について具体的にどのような形で出てくるのかということ、今把握しておられる状況で説明をいただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問にお答えします。

御案内のように、健康保険法等の一部を改正する法律が本年6月21日に公布されました。療養費等の名称が変更となったことに伴いまして、今回私どもも条例を改正するというものでございます。

その内容につきましては、特定療養費が保険外併用療養費となります。これは、高度先進医療、差額ベッド代、あるいは紹介状のない場合の初診料などでありまして、今回の健康保険法等の一部改正で保険外併用療養費というわかりやすい名称となったものでございます。いわゆる、保険証のきく医療とそうでない医療を併用できる対象が広がったものでございまして、例えば、必ずしも高度ではない先進技術、ストマ等でございますが、それらや抗がん剤など治験中、いわゆる治す方でございますが、治験中の国内の未承認薬などがこれに該当をいたします。この部分につきましては、福祉医療制度でもともと助成対象外であるため、市民への影響はないものというふうに考えております。

次に、入院時食事療養費に係る標準負担額が、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額、または入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額に改めることにつきましては、被保険者の入院時の食事療養に要した費用のことを入院時食事療養費と言います。このうち、個人負担分を指す、いわゆる入院時食事療養費に係る標準負担額が、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と文言が改正されたものでございます。

次に、「または」以下のいわゆる入院生活療養費に係る生活療養標準負担額につきましては、療養病床に入院する70歳以上の者に係る生活療養、いわゆる食事療養、それから光熱費でございますが、に要しました費用のことを入院生活療養費と言いまして、健康保険法等の今回の一部改正で創設されたものでございます。このうち、個人負担の部分を入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額と言いまして、食費として月額4万2,000円、居住費として月額1万円程度の負担が発生するものと考えております。また、この制度につきましても、所得に応じた軽減制度もございます。

福祉医療につきましては、入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額と同様に助成対象外のため、この部分では個人負担増が考えられるということでございまして、いわゆる食費の部分、これは食材料費及び調理コストということでございます。それから、光熱水費につきましては居住費ということの意味合いでございます。

そうした方々が、今回の改正で対象になられるであろうという方は、私どもの予想では20名程度というふうに見込んでおります。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） この福祉医療費助成に係る条例ということの部分の話でありますので、保険外併用療養費の支給についての問題は、これに限ってはそんなに多くは出てこないかなとは思いますが、皆保険制度の原則が崩される問題としてこれは指摘をされている問題です。

また、食事と居住費を入院患者に自己負担化をするということの説明が今ありましたけれど、このことによって、現在は20名ぐらいの方が対象だということですが、所得に応じての軽減策はあるけれどもということですが、全国的にはこの自己負担化によりまして、病院からたくさんの方が入院治療を受けにくくするということで、専門家などからも大きな批判が出ていた問題であります。山県市の場合に、この福祉医療費助成制度という条例の目的からしまして、こうした入院食費や居住費の自己負担化によって治療困難とされるような状況が一番心配であるわけですが、そこら辺についてはどのように考えていらっしゃいますでしょうか。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 先ほど御説明申し上げました、それぞれ食糧費、あるいは光熱水費等につきましては、家庭で要している程度の額を負担してもらおうということでございます。入院あるいは在宅における負担の公平を図ることが大きな趣旨でございます。ということで、私どもも国の法律に倣って、今回、福祉医療制度そのものの条例も文言の改正等をお願いしておるわけでございます。そういった基準で進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今回の私の質問に対してはどのように、きちんとお答えにならなかったような気がしますけれども。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 今申し上げましたように、私どもも国の基準に照らして進めていくということでございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君、質疑を変えてください。

15番（中田静枝君） 実態把握を担当部署として進めていってほしいというふうに思います。

次の質疑ですが、第100号なんですけど、議運の方から、私は産業建設委員ですので、そちらの方でという指摘もございましたけれども、簡単に通告してある部分につい

てのみ、とりあえず1つお答えをいただきたいというふうに思います。

第100号の市水道事業給水条例の一部改正の案件ですが、今回の使用料金引き上げの論拠を具体的に説明をいただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 御質問にお答えをいたします。

水道事業会計の現状につきましては、現行料金が、1カ月の平均水道使用料30立米当たり県下48団体中43番目でありまして、大変安い料金設定となっていること。美山統合簡易水道事業の完成による上水道移行に伴う減価償却費及び企業債償還金の増加、並びに高富上水道の施設の老朽化に伴う修繕費の増加等によりまして財政状況が悪化しております。平成17年度の決算に至りましては1,938万5,166円の赤字となり、大変厳しい財政状況となってまいりました。

このまま現行の料金体系で推移をいたしますと、平成19年度以降、毎年約1億円程度の赤字が生ずるといようなこととなります。加えて、平成19年度以降に老朽化した高富上水道の施設整備を行うに当たりましては、多額の経費を要するために、その財源確保が不可欠になるというようなこともございます。

また、簡易水道事業特別会計につきましては、現在、繰越金、基金、積立金を合わせますと1億3,000万円ほどの補てん財源がございますけれども、現行のままでまいりますと、伊自良統合簡易水道事業の実施によりまして、起債の元利償還金が増加します。それで、平成23年度までにこの補てん財源がなくなりまして、平成24年度以降は毎年2,000万円から3,000万円程度の赤字が出てくるというようなこととなります。

したがって、今後とも、市民生活に欠くことのできない水の安定供給を確保していくためには、その経営の健全化を確保することが急務となりましたので、6月2日に水道事業審議会に水道事業の経営健全化のための料金改定について諮問をいたしまして、答申を受け、今回、水道事業審議会の答申に沿いまして、水道料金改定を行うに至ったようなわけでございます。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） あと、今御答弁いただきましたので、また、常任委員会の方で続いての質疑について行っていきたいというふうに思います。

次に、第103号ですけれども、平成18年度の一般会計補正予算ですが、14ページの後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の負担金ということで今回出ておりますが、それについての説明をいただきたいというふうに思います。

また、15ページの方の社会福祉施設整備補助金についてですけれど、自立支援法の影響で施設利用が困難になっている障害者が出ているというふうに新聞報道などで聞いておりますけれども、その辺の状況なんかは当該施設の方から聞いておられるのであれば、そこら辺のことも説明をいただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） お答え申し上げます。

高齢者の広域連合の設立準備委員会の負担金の件でございますが、これにつきましては、75歳以上を対象に新たに創設される後期高齢者医療制度に向けまして、県の運営主体となる県後期高齢者医療広域連合の設立準備委員会、会長は細江岐阜市長でございますが、事務局が9月1日、岐阜市柳津町の柳津地域振興事務所内に開設をされました。同医療制度は2008年度に始まるものでございまして、運営は都道府県単位で全市町村が加入する広域連合で行うものというふうに規定されております。今回補正をお願いする部分は、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の市町村負担金でございます。負担金総額は6,451万3,000円のうち、均等割額10%、総人口割額45%、75歳以上の人口割額45%の積算基礎により算出した額103万8,000円でございます。

続きまして、社会福祉施設整備補助金につきましては、障害者自立支援法施行により、この10月より居宅サービスのデイサービスがなくなります。また、施設サービスにおいては日中活動の場と住まいの場とを分け、昼間過ごす日中活動の場の整備が必要となっております。

今回、福祉法人同朋会から提案されました日中活動の場としての作業場の建設は、3分野の障害者の日中預かりの場として、創作活動や生産活動を実施し、障害者の社会復帰のための施設として大変意義あるものと考えております。

また、市障害者計画におきましても、通所施設で自立支援を推進するという計画にも合致しており、今回補助金要望のあった作業場建設に対して、入通所者の割合により算出根拠により補助をいたしたく予算計上をいたしたものでございます。

施設の内容につきましては、建築面積が374.46平米、建設費が5,166万円を予定されておりました、そのうち、日本自転車振興会補助金2,000万円、県補助金700万円、岐阜市補助金200万円を予定されておるといふふうにお聞きいたしております。今回、私どもの補助金の100万円につきましても、今日、桜美寮あるいは伊自良苑等に利用者がございまして、その割合を勘案いたしまして算出をさせていただきました。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番(中田静枝君) 障害者自立支援法の施行によりまして、4月1日以降、全国でかなりの数の方がこうした障害者の福祉施設への入所または通所が困難になって、1割負担ということでその負担が非常に高くなったと、困難になったということで退所したりまたは通所をやめたりというようなことが実際に出ているというふうに聞きますが、こちらの方、同朋会の方の関係ではいかがでしょうか、その辺は。

議長(久保田 均君) 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長(室戸弘全君) 事業者の皆さんから直接聞き取り調査をしておるわけじゃないませんが、今後事業の展開をされる中で十分私どもも把握をしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

議長(久保田 均君) 中田静枝君。

15番(中田静枝君) では、十分把握をしていただきたいというふうに思います。

次の質疑に移ります。

第104号ですが、平成18年度山県市国民健康保険特別会計の補正予算の6ページですけど、ここに新規事業として、今回、保険財政共同安定化事業拠出金について出ております。かなりの額で出ておりますが、これについて詳細な説明をいただきたいというふうに思います。

議長(久保田 均君) 長屋市民環境部長。

市民環境部長(長屋義明君) お答えします。

今回新規事業といたしまして、保険財政共同安定化事業拠出金、補正予算で1億6,405万4,000円を計上いたしました。この事業の目的といたしましては、共同事業の対象をレセプト1件当たり30万円を超えるものに拡充いたしまして、財政運営の規模を拡大することによりまして、高額医療費が国保財政に与える影響を緩和し、小規模な保険者の財政の安定を図るということでございます。

また、発生した医療費にかかわらずに、その拠出金の半分を被保険者数に応じて拠出ということによりまして、県内の保険税の平準化を図るという目的でこの事業が行われます。

以上です。

15番(中田静枝君) じゃ、以上で終わります。

議長(久保田 均君) 御苦労さま。

以上で、中田静枝君の質疑を終わります。

通告による質疑は以上で終わります。

ほかに質疑はありますか。

寺町知正君。

13番(寺町知正君) 1問だけお尋ねしますが、市長にお聞きしたいのですが、決算の成果説明書、これの18ページを見ていただきたいんですが、17年度決算の成果説明書18ページです。ここの総務費の一般管理費というページですね、ここの下の秘書課というところの職員研修事業ということで、216万4,000円の決算、予算は327万5,000円と出ています。約7割執行したということですが、職員研修が必要であるということは、私はこの議場で一般質問で市長にお聞きして、市長もそう認識していると、たしか2年ほど前に答弁がありました。今後もしっかりさせたいということでしたけれども、この決算を見ると、予算に対して7割しか執行していないということ、単純に中身は置いておいて、これを見ても、山県市の職員の研修をさせていく姿勢が非常に欠けているのではないかと。少なくとも研修に関しては予算を満額使い切るぐらいの意欲を持っていかないと、これからの時代はやっていけないと思うんですが、このあたり、市長はどう評価するんですか。

議長(久保田 均君) 平野市長。

市長(平野 元君) お答えします。

今御質問のあった職員の研修につきましては、私かねがね、研修を積んで資質の向上を図っていくというのが基本的な姿勢で持っております。予算の残があるといいますか、執行額があるということでございますが、一つ一つ私精査しておりませんが、いろんな、例えば自治大学校とか、市として研修に行く期間等につきまして、十分そういった点も見ておりますが、しっかりと職員は研修を受けておるというふうに認識しております。

たまたまそういった予算を満額執行できなかったという中身につきましては、もう少し精査する必要があるかと思いますが、基本的なこととしましては、研修については、十分職員の研修を積んで市の行政に反映し、市民サービスに努めるという基本姿勢は変わりませんので、その辺につきましてはそんなふうに御答弁させていただきます。

以上でございます。

議長(久保田 均君) ほかに質疑はございませんか。

中田静枝君。

15番(中田静枝君) 議第94号の山県市税条例の一部を改正する条例についてですが、この改定、地方税法の改定に伴うものということで、あれこれ変わるということなんですが、私、この中で特に定率減税の廃止ですとか、または個人市民税の一律6%ということで、これまでの3つに分かれていたのを一律にしてしまうというようなことが非常

に気にかかるわけですが、市民税の問題で言えば、このように所得の段階を全く配慮しないで一律に変えてしまうというような税金の取り方というのは、課税をすることでは、原則からいって好ましいやり方ではないというふうに私は思うわけですが、その辺のところについてはどのように考えられておられますでしょうか。お願いします。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） お答えします。

山県市税条例の改正の件ですが、これも全部前に御説明いたしましたように、地方税法の改正によりましてこれを行っているということでございますので、山県市単独でこれを決めたわけじゃありません。そういうわけで、その点を御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 課税の仕方としての今私がお聞きしましたことについて、ぜひ御意見、見解をいただきたいと思っておりますけれども、それは部長さんがいいのか、市長さん、助役さんの方がいいのか、ちょっと私もよくわかりませんが。

議長（久保田 均君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 私の見解でお答えしたいと思います。

今まで、これは26条の4ですが、所得割の税率だったと思いますが、課税所得金額に応じまして100分の3、100分の8、100分の12とありましたのが、今度、100分の6、1つになりました。

この課税についてどうかという御質問でございますが、これもそれぞれ所得に応じまして計算したわけではございませんが、今まで低かった人が高くなることは当然ですし、今まで高かった方は安くなるということは当然のことでございますが、ある程度所得の平準化が図られるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今の同じ質問で、市長に答弁いただきたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 地方税法の改正に伴う改正でございますが、私個人的には、国の

そういった改正に従って、準拠しながら改正をしていくというのが基本でございますので、よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもちまして、報第10号から議第109号までの質疑を終結いたします。

報第10号の損害賠償の額を定めることについての専決処分につきましては、地方自治法第180条第2項の規定による報告案件ですので御承知おきをお願いいたします。

日程第2 委員会付託

議長（久保田 均君） 日程第2、委員会付託。

議第93号から議第109号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおりそれぞれ書管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

20日は総務委員会、25日は産業建設委員会、26日は文教厚生委員会がそれぞれ第2委員会室でお願いをいたします。午前10時からの開催といたします。

なお、27日は午前10時より会議を再開いたします。

本日は、これにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでございました。

午前11時07分散会

平成18年 9 月27日

山口市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成18年第3回

山県市議会定例会会議録

第3号 9月27日(水曜日)

議事日程 第3号 平成18年9月27日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(22名)

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囀之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君

基盤整備 部 長	長 野 昌 秋 君	水道部長	梅 田 修 一 君
消 防 長	高 橋 信 夫 君	教育次長	土 井 誠 司 君
総務部次長	田 中 公 治 君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩 戸 時 夫	書 記	高 橋 幸 弘
書 記	堀 達 也		

午前10時00分開議

副議長（横山善道君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

副議長（横山善道君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして、一般質問を行います。

通告順位1番 影山春男君。

9番（影山春男君） それでは、お許しをいただきましたので、一般国道256号バイパスの進捗状況について、基盤整備部長にお尋ねをいたします。

現在、市役所周辺は整備され、市役所東、三田又川まで整備過程にある一般国道256号高富バイパスは、平成11年より佐賀地区から伊佐美地区までの整備計画でありましたが、佐賀地区から一般国道256号高富バイパスとの交差点より北へ三田又川まで施工され、今月末をもって完成予定となっております。

三田又川よりそれ以北、伊佐美地区までの進捗状況はどうなっているのかお伺いをいたします。

副議長（横山善道君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 一般国道256号高富バイパスの進捗状況についての御質問にお答えします。

この国道の整備計画は、岐阜市岩崎地内から山県市佐賀地内を経由し、伊佐美地区までをバイパスとして整備しようとするものでございます。

山県市においては、平成11年から佐賀地区より工事が開始され、現在、主要地方道関本巢線と一般国道256号高富バイパスとの交差点より北へ、これは市役所東側でございますが、三田又川に向かい延長163メートル、幅員28メートルの工事が施工されており、今月29日完成予定となっております。

さらに、三田又川から北へ向かい、西深瀬伊東地区集落内道路まで、平成17年12月、境界立ち会いに続き丈量測量を行い、買収対象用地単価の鑑定結果に基づき、平成18年2月と8月の2回にわたり、用地説明会を開催し、現在岐阜土木事務所用地課と市の管理課用地係とともに用地買収に当たっているところでございます。そうした中で、用地で既に契約いただいた方もおられますが、家屋等の補償もありますので、この方々については、近々家屋調査を行ってから交渉に入る予定でございます。

岐阜土木事務所によりますと、今後の見込みといたしましては、用地買収及び家屋等の補償が完了次第、工事発注予定と聞いております。

さらに、伊東地区以北については、東海環状自動車道インターチェンジ予定地と交差することから、この東海環状自動車道の進捗とあわせて進めていく必要があります。

今後、一般国道256号高富バイパス整備事業がより一層推進するよう県に要望してまいりたいと存じます。

以上で答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 再質問いたします。

説明によりますと、三田又川から北へ伊東地区集落内道路まで、境界立ち会いに測量は終わり、買収対象用地単価の鑑定に基づき、2回用地説明を開催いたし、岐阜土木事務所用地課と市の管理課用地係と双方での用地買収に当たっているということであり、一部契約もいただいておりますということでもあります。用地買収及び家屋等補償完了次第工事発注とのことではありますが、現在のままで三田又川までのしり切れの状態では、今後必ずや、市役所の東あるいは裏近辺で事故の発生は十分あり得ると推察をされます。どう思われているのか、まず、なぜもっとスムーズに買収の話ができなかったのか、検討されたのかお伺いをします。

県土木事務所任せでなく、市担当課がもっと根強く足を運んでくれれば了解もできたのにと陰で言われていた時期も十二分にあったようです。県事務所任せで逆に難しくしているから、我々は承認しづらい、こんな不協音な話が流れたこともあったと言われておりますが、把握はしているのか再度お伺いをいたします。

副議長（横山善道君） 長野基盤整備部長。

基盤整備部長（長野昌秋君） 再質問にお答えします。

まず、市役所東側あるいはその北側、現道の取り付け部分の事故防止対策でございますが、岐阜土木事務所から、車を安全に誘導するよう看板、白線、矢印などを設置し、安全策を講じていただいたところでございます。

また、用地買収については、売り手側、買い手側のそれぞれの思惑があり、合意に至るまでには紆余曲折があり、担当課、担当者はさまざまな声を聞かないわけではありませんが、細心の注意を払い、慎重に職務に当たるべきものと承知しております。今回、国道256号バイパス用地買収に当たっては、県事業ではございますが、市の重要路線と認識しており、市の用地係も誠心誠意最善の努力を尽くして臨むものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 影山春男君。

9番（影山春男君） 安全誘導の看板による安全策はわかりませんが、三田又川直前のカーブです、特に裏あたりに関して、何らかの方法を施していただきたい。今後、もっと県の仕事だからと任せてはいけない、地元の方は市役所担当が足を運んでくるのを待っておられるということです。県と双方で全力を尽くし、早期着工をしていただきたい。市民の皆さんは待ち望んでいるのであります。

これで私の質問を終わります。答弁は要りません。ありがとうございました。

副議長（横山善道君） 以上で影山春男君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位2番 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 許可をいただきましたので、通告に従いまして、山県市の財政状況について、総務部長に質問をいたします。

山県市の財政運用策に有利な合併特例債を最大限有効に活用した、地域情報化事業や防災行政無線、高富中学校建てかえ及び施設整備、総合体育館の整備事業や、文化の里の橋梁工事、そして消防指令センターなどを初め、さらには合併特例債以外に、美山地域の事業に有利な過疎債の活用など、あらゆる補助制度を生かして、現在着工もしております水道及び公共下水事業や、今後においては、美山中学校の建てかえやごみ処理施設等々大きな事業も計画をされているところであります。これは魅力的なまちづくり、基盤整備に積極的な取り組みがなされているところであるわけですが、なお、一方では、多額な起債と金利の借金返済額は年々増え続けていくことは事実でありますし、借金の償還能力を問われるのもこれまた事実であると思います。

国は、自治体の財政悪化改善措置として、再生型破綻法制の検討に入っています。先日、北海道の夕張市のことが大きく報道されたこともあり、自主財源に乏しい山県市の財政状況を多くの市民が心配と不安をされ、山県市は大丈夫かと問われます。

そこで、次の質問をいたします。

1つ、山県市の財政の状況、18年度見込みなどを含めて、どうなっているのか。

2つ、現在までの合併特例債の使用額と今後の使用見込み。

3つ目には、公債費額の今後の推移はどのようになっていくのか、ピーク期はいつごろで、公債負担率はどれくらいになるのか。

4つ目に、山県市の財政将来展望、償還能力改善策はどのように考えているのか。

以上4点を総務部長に質問をいたします。余り専門用語は使わずに、かつ具体的にわかりやすい答弁をお願いいたします。

副議長（横山善道君） 暫時休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

副議長（横山善道君） 休憩を解きまして会議を再開いたします。

宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 今、私の質問の中に、総合運動場ということを使うつもりでございましたが、総合体育館と言いつつ間違えましたので、改めさせていただきます。

副議長（横山善道君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 山県市の財政状況につきましてお答えいたします。

まず、1点目の本市の財政の現状についてでございますが、平成17年度一般会計決算で申し上げますと、歳入では総額140億9,073万1,000円のうち、市税や使用料などの自主財源が約31%、地方交付税や国・県支出金などの依存財源が約69%であります。こうして、財源を国や県に頼らなければならない現状となっております。

平成18年度におきましては、一般会計の当初予算額が134億3,000万円ですが、歳入の割合は自主財源が約39%、依存財源が約61%であり、歳出に必要な多くの財源を依存するほか、財政調整基金を初めとする基金の取り崩しと、合併特例債を初めとする地方債に依存せざるを得ない状況となっております。

こうした結果、平成18年度末の地方債と基金の現在高見込み額は、地方債が、一般会計、特別会計及び水道事業会計合わせまして約31億円増加し、約348億円、基金は、地方債の償還やまちづくり事業に充てるため約8億円ほど減少し、約64億円になると見込まれます。

次に、2点目の現在までの合併特例債発行額と今後の起債見込み額でございますが、合併特例債の全体枠として約136億円の発行可能額がございます。平成17年度末現在では、地域情報化事業や防災行政無線施設整備事業、高富中学校建設事業などに55億3,900万円を使用しております。今年度以降は、現在計画しておりますクリーンセンター整備事業を初め鳥羽川サイクリングロード整備事業、市道整備事業、合併振興基金積立金等に合併特例債約51億円を、残りの約30億円につきましても各種事業に充当し、活用してまいりたいと考えております。

次に、3点目の公債費の今後の推移についてでございますが、来年度から起債の償還金が毎年増加し、平成25年度が償還のピークになると見込まれます。公債費負担比率は、公債費に充当された市税等の一般財源の一般財源総額に対する割合で算出をいたしますが、平成17年度決算では18.2%であり、この比率も公債費の額が増加しますので、年々

高くなっていくものと思われます。

次に、4点目の本市の財政、将来的展望についてでございますが、税収や地方交付税の増加が期待できない状況であり、このまま推移していきますと財政的に厳しい状態になると予想されます。このため、企業誘致等自主財源の確保に努めますとともに、徹底した経費の削減を図り、歳出全体の見直しを計画的に実施していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 再質問を助役をお願いいたしますが、山県市は本来、市税等の自主財源に乏しく、地方交付税等の依存財源も、国の行政改革によって頼みの綱が徐々に狭くなっていくと予測をされます。毎年度予算の収支の帳じり合わせには、起債、つまり借金に頼らざるを得ないという状況であります。こうした状況は決して一過性のものではなく、山県市が抱える構造的な問題ととらえなければならないと考えます。

そこで、1つ、山県市の場合、どの自治体も悩んでいる少子化、高齢化の問題に加え、税収や雇用の増大、若年層の定着につながる新産業の創出、企業誘致、観光開発などに取り組まれているところでありますが、明るい兆しがなかなか見られないため、自主財源比率の増大に寄せる期待は甚だ不透明であると考えます。執行部として、借金の償還能力改善策をもう少し具体的に示していただきたいと思ひます。

2つ、合併特例債を使って行う大型の公共事業も結構ですが、地域情報化事業でIP電話の加入率がなかなか上がらないというような結果も出ております。これらは事前に十分な検討が必要であり、多額を投資したからには最大限の有効活用がされなければならないと思っております。特例債を使用してつくった施設の維持管理費が思わぬ経費がかかり、特例債による合併バブルがあだとなったと嘆いています兵庫県の篠山市の例を引くまでもなく、幾ら有利な起債といえどもよく考えて運用することが重要と考えますが、いかがでしょうか。また、公債のピークが平成25年との答弁ですが、そのときの公債比率はどれほどに見込まれるのでしょうか。

3つ目ですが、今年度当初予算では、市民から納めていただく市民税として約27億、昨年より1億の減収は、固定資産の引き下げによる減収率が多いと聞いております。そういう中で、人件費として約31億2,000万円、一般会計歳出の23%を占めるといふ人件費の割合が高いことが懸念をされます。本年度の地方債残高見込みが約350億となっております。市民1人当たり110万円ほどの借金を負うことになるわけであります。このような財政危機状態を危惧し、財政再建には膨大な人件費の削減が不可欠であるとして、市

議会議員が自ら厳しい状況を認識し、議員定数削減を決断、現在22議席を6議席削減することを議員提案によって本定例会に提出される運びとなっております。歳出の削減には決して聖域をつくってはならないと思います。義務費といえども大胆に見直し、人件費にもためらわずメスを入れる勇気と決断が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4つ目としまして、庁内に財政非常事態宣言を発し、職員全員が切迫した危機意識を共有し、どんな小さなむだも見逃さない緊張感を絶えず持ち続けることが大切と考えますが、いかがでしょうか。

5つ目でございますが、山根市の財政の厳しい現状は、市民にも広く訴え、理解を求める必要があると思います。慢性的な財政不足は自治体の政策選択の余地を狭くしますから、今後、市民のニーズにこたえられない状況となるおそれがありますので、率直にわかりやすく市民に語りかけることも大切ではないでしょうか。

以上5点を助役に質問をいたします。

副議長（横山善道君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目でございますが、厳しい財政状況の中で各種の行政需要にこたえていくためには、財源の確保が必要であります。まず、自主財源を確保する点から、特に税收確保に向けた取り組みとして、機構改革により本年4月より徴収対策室を設置いたしまして、徴収体制を強化し、徴収率の向上に取り組んでおります。また、税收を増加させるため、企業誘致についても各方面に積極的に働きかけていき、今後の財源の確保に努めていきたいと考えておるところでございます。同時に、歳出削減も避けて通れない状況になってくると思われますので、経費の節減を実践し、年々増加する公債費の償還に充ててまいりたいと考えております。

2点目の合併特例債の件でございますが、合併特例債の活用は市民のニーズにこたえていくため、新市まちづくり計画に基づき、合併後必要な事業に充当してまいりました。市の発展を願い、建設事業を着実に実施していくためには、合併特例債等の有利な起債の活用を図っていくことは当然でございます。例えば、建設事業で10億円の事業を実施し、合併特例債は充当率95%でございますが、9億5,000万円を借金いたしますと、毎年元金と利息の償還金の70%が交付税で処置され、事業費全体では66.5%、すなわち6億6,500万円の補助金を受けたことと同じことが言えます。非常に有利な起債であると思っております。しかし、今後の財政状況を考慮し、計画的な事業の実施と起債の活用が重要であると考えます。

次に、公債費ピーク時の公債費負担比率でございますが、仮に一般財源の総額を平成

17年度と同額としますと、この比率は25%を超えると見込まれます。また、今年度総務省が、実質的な公債費による財政負担の程度を客観的に示す指標といたしまして、実質公債費比率の算定方法を示しました。この算定方法につきましては、今回細かい説明は割愛させていただきますけれども、それに基づきまして算定しますと、平成17年度が山県市は11.1%でございます。ちなみに、県内市町村平均は12.9%でございます。山県市のこの比率は、県下42市町村のうち26番目に位置しておりまして、それほど高い数字ではないと考えておりますが、今後においてもこの数値を考慮しながら、新市まちづくり計画に掲げてある事業を推進し、市民の皆様の御期待にこたえてまいりたいと考えておるところでございます。

3点目でございますが、今後厳しい財政状況に直面すると思われましますので、補充職員の採用を最大限に抑制するなど、職員数の純減を図ることにより、人件費の削減についても当然考えていく必要があると思っております。なお、参考までに申し上げますと、現在の職員数は413人でございます。今後5年間で58人の定年退職者が見込まれております。また、職員の給与水準を比較するためのラスパイレス指数は91.7で、この数値から見ても決して高い水準ではないと考えているところでございますが、人件費のみならず、すべての経費に聖域はございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

4点目でございますが、健全な財政運営については職員が一丸となって取り組んでいかなければならないと考えております。そのため、毎年度当初予算の編成方針を定めるとともに、職員への説明会を開催して、徹底的に周知してまいりましたし、今後も続けていくつもりでございます。平成18年度の当初予算編成方針では、経常的経費につきましては、義務的経費を除いて5%の減、人事的経費につきましては、特別な事業を除いて10%減を目安として予算編成に当たってまいりました。その結果、各種団体への補助金については一律10%カットしたのを初め、各経費の削減に努めてきたところでございます。今後におきましても、市民の皆様の御理解を得ながら、より一層の経費の削減に努めていきたいと考えていくところでございます。

5点目でございますが、議員御承知のとおり、市の財政事情を10月と4月に、決算状況、予算執行状況として広報やまがたで公表しております。また市のホームページでも掲載しております。今後においても、わかりやすい財政状況の公表に努めていきたいと考えております。また、生涯学習まちづくり出前講座の中でも市の財政状況についての講座も用意しておりますので、そういった場で市民の皆様に語りかけていきたいと思っておりますので、御利用いただければと存じております。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（横山善道君） 宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 最後になります、市長にお尋ねをいたします。

財政再建論が政治の第一課題であることは幸せなことではありませんが、昔も今も財政運用の鉄則は、入りをはかり、出を制すであります。歳入、特に自主財源の確保に目的がなかなかつかないのであれば、歳出の思い切った削減しか財政の健全化の道はないと考えますが、いかがでしょうか。市民との協働で行財政改革を積極的に推進し、山県市の財政の健全化を進めるとともに、地域の事情に応じた身のほどの予算とし、孫子の代に累積債務、借金を残すことだけは、大人の責任として抑制しなければならないと考えております。しかしながら、借金は今後も増え続け、基金は減る方向であります。税収の増加をもたらすような将来展望にもいま一つ明確さがなく状況でもあります。

このような山県市の行財政の現状及び将来展望をどのように考えておられるのでしょうか。市長の強力なリーダーシップに期待するところは極めて大きいものがありますが、御決意のほどをお伺いいたします。自治体のトップとしての考えをお聞かせいただき、私の質問を終わらせていただきます。

副議長（横山善道君） 平野市長。

市長（平野 元君） 宮田議員の再々質問にお答えします。

いろいろ市の財政状況についてお尋ねがございまして、総務部長あるいは助役から細部について答弁をしたところでございますが、今お尋ねの件につきまして、私の考え方も述べながら答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

どこの家庭でも、家計をとってみても、どんな家庭でも平和な家庭というのは借金がなく、毎日それなりに苦しくても平和な家庭が築けるといえるのは、家計が安全であるというようなことが基本だろうと思います。国もそういうことと全く私は思っておりますし、この山県市でもそうであろうと思います。国も内閣が変わりますと、いろいろ税等の増税等の話も出ております。そういったことで、国ではそういった税対策等も出ていますが、こういった地域、市町村としましては、新たな税を設けるといえるのは単独ではなかなか難しい問題でございます。そういったところで、先ほど議員がお話しになりましたように、入るものはできるだけ確に入るように努力し、そして歳出を削減してそのバランスをとっていくというのは基本的な問題かと私は思っております。

そんな状況でございますが、山県市も合併して3年半を経過いたしました。国の三位一体によりまして地方交付税等の減が見込まれますし、また、その反面、地方分権ということで仕事量は地方へ転嫁してくるものがある、そういった点が十分にバランスよくなればよろしいんですが、なかなか国の政策も地方には見合ったような政策でないよ

うに私は感じておりますが、いずれにしましても、そういった地方交付税等の余り減額にならないように努力する必要もありますし、また、さらに歳出についても十分削減をしていく必要があるかと思っております。

先ほどもお話が出てましたように、市としましても、どうしても手がける必要の道路等もございます。そして、ごみ処理施設等も避けて通れない問題でございます。そんな中で、どういうふうに持っていったらいいか、十分検討する余地がございます。合併特例債というのは、合併した市町村に認められる特別な地方債で大変有利な地方債で、ございます。そういったことも先ほど助役から御説明申し上げましたが、今後、ごみ処理施設とかそういったもの、あるいは学校建設等についてはそういったものを適用していきたいということでございます。

後年度にわたって、子孫といえますか、子供たちが甘んじて受けられるような起債の設定をしていかねばならない。これは、我々も甘んじて受けられる、そういった将来の子供が十分対応できるという判断が立てられるものはよいですけど、そうでない、まあ、昔から言います赤字国債的なものは絶対に残さないように健全財政を目標けて、進めていく必要があるかと思えます。

道路1つとりましても、東海環状自動車道東回りにつきましては完成をし、それを契機によりまして、非常に工場誘致等も進んでまいっております。そういった意味で、山県市におきましても、この道路1つとりましても東海環状の、仮称ではございますが山県インターの早期実現、そして、256号線、あるいは山県市の道路網の整備をできることが企業誘致にもつながってくるということでございます。そういったことで、いろいろ地域の皆さん方の御支援をいただいておりますが、そういった道路整備等についても十分配慮しながら進めてまいる必要があるかと思えます。

いずれにしましても、歳出を削減するということが大変難しい問題でございます。先ほど助役からも御説明しておりますように、合併して職員数等も3町村の職員が一緒になって、大変多いという御意見もでございます。そのとおりでございます。そういったものにつきましても、例えば今年度は10名ほどですし、来年度も12、3名、その次も14、5名ということで、60名ほどの退職予定者がございます。そういった中で、それを補充するということが、ゼロというわけにはいきませんが、若干の補充は必要でございますが、そういったものをしながら、そういったところでも十分配慮して、歳出削減についていろいろな面で気を配っていく必要があるかと思えます。

いろいろ申しましたけれど、いずれにしましても、山県市が現在置かれている位置を十分配慮しながら、そして、そうとはいいいながら、市民サービスを忘れるわけにはいき

ません。そういうことで、市民サービスについても十分、特に福祉対策等には意を用いながら、健全財政の堅持できるような配慮をしてまいりたいというふうに思っております。今後とも、議員各位の御支援をお願い申し上げて、御答弁にかえさせていただきます。ありがとうございました。

副議長（横山善道君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

通告順位3番 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告してあります2項目について質問させていただきます。

初めに、自動体外式除細動器、通称AEDの設置についてお尋ねをいたします。AEDは、心肺停止状態になった人に対して電気ショックを与えて心臓を蘇生させる機械ですが、このAEDの使用を、平成16年7月に厚生労働省が一般の人にも使用を認めたことにより、多くの人が集まる場所への設置が急速に推進されています。昨年開催された愛知万博では随所にAEDの設置マークがあり、それを目にし、気がつかれた方も少なくないと思います。

このAEDについては、平成16年の12月定例会においても質問をいたしました。そのときの消防長のお答えは、今後、一般市民が多数利用される施設を所管する関係部局と連携を密にし、導入に向けて協議していきたいということでした。その後、17年度より山県市の総合体育館に1台設置されましたが、今現在もまだ1カ所のみ現状です。本年18年の8月現在の県内22の消防本部の資料による限りでは、市内には民間施設で、特別養護老人ホーム、3カ所のデイサービスセンター、2カ所のゴルフ場にそれぞれ1台ずつ、そして県の施設では、伊自良青少年の家と山県高校に1台ずつ設置されており、本市の1台と合わせて9台の設置で、県内においての本市の設置数は最低の設置数となっています。この2年間に他の市町では、公共施設や中学校、小学校などに30台または40台以上設置したところもあります。このような状況を目の当たりにし、本市も早急に市民の方が安心して施設を利用できるように配慮していただきたいと思うわけです。

AEDの使用については、8歳未満または体重が25キロ未満の小児に対しての使用は推奨されていませんでしたが、最近では小児用のAEDも使用されていると聞いております。また、新聞紙上に、今月7日の総務省消防庁の調査結果によると、心臓疾患で心停止した急病人にAEDなどで電気ショックを与え、心臓の動きを回復させる救急処置が行われた場合の生存率が、同じ救急処置の行われなかった場合に比べて5倍高いことがわかったと発表されています。このように、人命救助に重要な器具の設置をより早く推進していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。次の点について質

問いたします。

1点目に、福祉施設や文化施設、スポーツ施設などの公共施設への設置について、2点目に、小学校や中学校などの教育施設への設置について、3点目に、AEDの救命救急講習会の開催について、4点目、小児用AEDの導入について、5点目に、自治会あるいは自主防災組織での購入などがあった場合の助成について、以上の5点について、複数の関係部署にわたるので助役にお伺いいたします。

副議長（横山善道君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

現在、山県市内にはAEDは9カ所設置してございます。その中で市の施設は1カ所で、総合体育館に設置してございます。議員御発言のとおり、あるタイミングで胸部に衝撃が加わることで心臓の筋肉が細かく震える心室細動が起こり、心停止となった場合の対処としてAEDの使用が最も有効とされているところでございます。

御質問の1点目でございますが、福祉関連の施設においては現在AEDは備えつけてございません。そこで、今後の計画でございますが、ふれあいセンター、社会教育・社会体育施設など、多数の利用者がある施設を優先的に順次配置をしてみたいと考えております。もちろん、保育園、児童館、げんきはうす等小児児童への対応もあわせて考えていかなければならないと思っております。

2点目についてでございますが、1点目と同様に、将来を託す児童生徒の生命を守るため、小中学校への設置も同時に検討してみたいと考えております。

3点目につきましては、市民、市職員、大学生、消防団員等を対象に、平成17年度におきましては42回を開催いたしまして、1,239人の方が受講されております。今年度は9月までに37回開催しまして、1,387人の方が受講されております。受講者は年々増加しているところでございます。今後も、市職員はもとより市民の皆様にも積極的に参加していただくよう、AEDの取り扱いを含む救命講習会及び応急手当の普及啓発活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

4点目につきましては、厚生労働省の通知により、1歳以上8歳未満の小児への使用も認められておりまして、小児用パットを用いることとされております。機種は成人用のもので対応できますので、小児用のパットの導入も検討してみたいと、かように考えているところでございます。

5点目でございますが、AEDを自治会、自主防災組織が購入した場合の助成についてでございますが、現在助成を考えておりません。が、今後、AEDの使用について自治会あるいは自主防災会がどのように管理されまして、また活用されるかを、御意見な

どを拝聴しながら検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお
願い申します。

以上でございます。

副議長（横山善道君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今のお答えは、1点目から5点目までの点について、非常に前向
きに対応していただけるということであったと思います。そして、また、多くの利用者
がある施設を優先的に順次配置していきたいということですが、いつごろまでに配置さ
れる予定でしょうか。いま一度助役にお伺いいたします。

副議長（横山善道君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 再質問にお答えさせていただきます。

部長会議等で相談いたしまして、今年度予算要求の時期が始まりますが、来年度の当
初予算にできれば要求をさせていきたいというふうに今のところ申し上げておきたいと
思います。よろしくお願ひします。

副議長（横山善道君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 人命にかかわる話ですので、早期実現に向けて考えていって
いただきたいと思ひます。

次の質問に移ります。2項目めの、夜間開庁についてお尋ねをいたします。

先月の8月25日より、市役所本庁において、税務課徴収対策室が夜間納付窓口及び夜
間納税相談窓口を開設されました。この夜間開庁は今後毎月25日に行い、夜9時まで納
税に関する窓口業務を行うものです。今まで、平日の窓口業務の時間帯には庁舎に納税
や相談にも来られなかった方が、また、市外への仕事で遅くなられる方にも、夜9時
まで窓口があいているということで、大変利用しやすく便利になったと思ひます。初め
ての夜間業務であった8月25日は、納付の方が1名、納税相談の方が7名で合計8名
の方が利用されました。先日の9月25日は、納税の方が2名、納税相談の方が6
名と、合計8名の方が利用されたと聞いております。

平日の平常の窓口時間には仕事の都合で本人が直接窓口に来られないことが多く、
正確な書類の手續に2度3度と代理の方が窓口に来られることも少なくない状況です。
公共の市民サービスとして、平常業務だけでなく、さまざまな労働体系の方にも利用し
やすい業務が必要とされていると思ひます。このような状況も考慮していただき、この
夜間開庁サービスが税務課徴収対策室だけでなく税務課や市民課の窓口業務なども実施
していただきたいと思ひますが、どのようにお考えでしょうか。市民環境部長にお伺い
いたします。

副議長（横山善道君） 長屋市民環境部長。

市民環境部長（長屋義明君） 夜間開庁につきましてお答えいたします。

市民の皆様が必要とされています書類の交付事務に要する時間はわずかの時間ではございませんけれども、平日、時間的に余裕がなくて市役所へ出向けない方、あるいは市外などの職場に勤務されている方にとりましては、昼休みを利用して必要書類の交付に市役所に出向くことが困難な方も見えると思います。そうした方の中に、夜間窓口業務を必要とされている方も見えるのではないかと考えられます。

県下21市のうち、平日夜間延長を行っておりますのは、高山市、各務原市、下呂市が繁忙期の3月29日から4月5日までの午後7時まで、中津川市と羽島市が月曜日から金曜日の午後6時までとなっております。また、現在検討中の市が7市あります。そこで、本市におきましても、前回に引き続き、閉庁日に当たります年度末の3月25日と年度初めの4月1日に、関係市町と連携を図り、休日開庁に向けて進めているところでございます。

市民の利便性向上の観点や市民サービスのため、毎月1回実施します徴収対策室の夜間開庁日に合わせて、市民課、税務課も夜間窓口業務を実施するように努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

副議長（横山善道君） 尾関律子君。

2番（尾関律子君） 今、今後、市民課や税務課も実施に努めていくという前向きなお答えであったと思います。ぜひ早期に実現をしていただき、さらに要望があれば、その他の部署の業務も実施を検討されることを希望して、質問を終わらせていただきます。

副議長（横山善道君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時15分より再開いたします。

午前10時53分休憩

午前11時15分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は22名であります。

通告順位第4位 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 日本共産党の中田静枝です。通告に従いまして、一般質問を始めます。

まず1問目ですけれども、県庁の裏金問題に関する市長の見解、そして、山県市にお

ける総点検の必要はないかどうかということなどを質問したいというふうに思います。

今、長年にわたる県庁の組織的な裏金づくりが明らかになりまして、県政に対する山県市民の怒りと不信感というのは頂点に達しております。また、市民の不信感は市政にも及んでおります。再発防止のためにも、問題の徹底究明と責任を明確にし、責任に対応した処分、公金の全額返還を行い、腐敗のない行政への解決策が求められているところでもあります。失墜した行政に対する信頼をいかに回復していくのか、市民福祉を守り、向上させなければならない市政の大前提の問題であります。

そこで、市長に質問をいたします。

平野市長は、元県庁の職員として長年勤務をされました。前梶原知事が知事に就任のころには、平野市長は知事室の室長兼総務部次長、1990年、平成2年の3月の退職時にこの役職で退職をしておられるというふうに伺っておりますけれども、いずれにしても、重要なポストにおられたというふうに伺っております。県庁の裏金問題につきまして、そのような深いかわりを持っておられるのではないかと市民からも見られているのではないかとこのように思いますけれども、市長の見解をまずお尋ねしたいというふうに思います。

続いて、山県市ではこのような不正経理、裏金の所在があるのかなどの点についての総点検が必要ではないかというふうに考えますけれども、これも市民の強い声であります。

次に、この機会に改めて、公務員の綱紀粛正、公金の使途、取り扱い、また公私混同の問題など、隅々まで総点検が必要ではないかというふうに考えますけれども、この点ではいかがでしょうか。

また、市政をいかに透明にしていくかということが、こうした不正を生まない大事なブレーキになっているというふうに思うわけですが、現在、山県市の情報公開条例で規定しております情報公開の適用範囲は、平成16年1月1日以降に実施機関が保有することとなった行政文書に範囲を決めております。平成15年12月31日以前の文書については公開がされないということになっております。この点で、この山県市の情報公開条例の開示制限の見直しが必要ではないかというふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

以上、平野市長の答弁を求めたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 中田議員の御質問にお答えします。

まず、今回の県におきます裏金問題につきましては、県政に対する信頼を大きく失墜

させましたことに対しまして、私もかつて岐阜県の職員として在籍いたしました一人として、市民、県民の皆さんに深くおわびを申し上げるところでございます。

私は当時、県職員として県政推進のために最善の努力をしてみたいつもりであります。今回の県庁におきます不正資金問題につきましては、県の内部調査チーム、また外部におきます弁護士におきますプール資金問題検討委員会で調査をされまして、現在、県当局において、本問題の対処のあり方について鋭意検討が進められると聞いておりますので、その推移を見守ってまいりたいというふうにも思っております。

山県市におきましては、裏金の有無につきまして各課ごとに聞き取り調査を行い、そういったものは存在せず、公金の使途、取り扱いを含めて不適正な処理は存在していないものと確信をいたしております。綱紀肅正につきましても、CCY事件の直後の5月22日、また、最近頻発しております飲酒運転事件も含めて、9月12日にも、綱紀肅正についてということで全職員に周知徹底を図っているところでございます。また、5月24日には、公金横領事件に対する市の対応について職員に通知を行うとともに、機会あるたびに、職員に対して不適正な事務をすることのないよう徹底して指導してまいっております。そして、明るい市政を実現すべく努力しているところでございます。

また、山県市の情報公開条例につきましては、本市の情報等に関しまして幅広く公開することとなっております。そういったことでございますので、見直しの考えは持っておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 山県市では調査をされて、裏金の存在はないということを今否定されたのかなと思いますけれども、情報公開条例の見直しにつきましては、岐阜県の方も既に行っているということで、全面的に適用範囲としているというふうに聞いておりますけれども、山県市では、今市長が御答弁になった状況では、非常に消極的な御答弁だったというふうに思いますので、これについては引き続き適用範囲を広げていくように求めていきたいというふうに思います。

市長は、山県市の市民の代表として市長の職務に当たっておられるわけですが、今回、県の裏金問題についての解決の方向については、現在行われている方向を見守りたいという御答弁がありました。しかし、梶原前知事は就任当初から県の裏金の存在というものを認識していたということを8月8日の記者会見で明らかにしておられまして、これはもう県民全体に対する発言だというふうに私どもは受けとめております。前知事

はそれ以前にも、1985年からは県の副知事に就任をされているわけでありまして、大変そういった意味では1989年の就任以降というにとどまらない部分があります。そういったことから、県の検討委員会などが、今回調査、今後の解決の方法として、期間を12年間と決めました1992年以降というこの範囲については県民の納得が得られていないところでありまして、また、その今回調査の対象となっていない部分に、公安委員会ですとか、それから県の警察の部分が入っていないというような問題もありまして、これは一層真相解明を求めていくべきだという県民の要請に対しては現在の状況では非常に不足だというふうに私は考えております。

こういうことから、市民も本当にもっときちんとしてもらいたいということ、そして徹底的に公金の裏金は県に返してもらいたいと、県民に返してもらいたいという声がありますので、市長という市民の代表という立場から、やはり引き続くこの問題での真相究明を県に求めていかれるべきではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。再質問です。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 中田議員の再質問にお答えします。

先ほども申し上げましたように、まず1点目の情報公開につきましては、山県市の条例そのものが幅広く公開することになっておると、私はそういうふうに認識しておりますが、そういった面、まだ十分でないところがあれば、それは当然そういう点も対応していく必要があるかと思いますが、現在のところ、先ほど申し上げましたように、そういう意味で現在は見直しを考えておらないということでございます。

2点目の、県の裏金問題というか、不正資金の用途につきましての問題につきましても、先ほど御答弁申し上げましたように、県のああいった任意の調査委員会、あるいは弁護士によるプール資金の検討委員会等でいろんな検討をされて、それに基づく対応が現在県で検討をされております。そういったことでございますので、そういった点を十分見守って、また、そういったような話があれば私も対応する必要があるかと思いますが、現在のところそういうことでございますので、そんな状況を御説明して答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 市民の声を県政の方へ届けていただくということについては、今御了解をいただけなかった、そういう姿勢を示していただけなかったのかなというふうに思います。

次の質問に移りたいというふうに思います。

2つ目の質問は、現在の教育基本法に対する教育長の見解を求めたいというふうに思います。

ことしの六月に閉会をいたしました通常国会に、教育基本法の全面的な改定をするという政府案、そしてまた民主党の案が提出をされまして、これが継続審議となっており、政府与党は、きのう召集されました今回の臨時国会で成立をさせようとしているということが報道されております。こうした動きに対して、幅広い国民、教育関係者などから強い危惧と批判が出ております。今山県市議会に向けましても2つの団体から、教育基本法の改悪をしないように国会での慎重な審議を求める陳情などが届いております。

9月15日付の新聞赤旗によりますと、東京大学の基礎学力研究開発センターがことしの7月、8月にかけて行った調査によりますと、政府の教育基本法改正案に全国の公立小中学校の校長先生の66%が反対しているということが明らかになりました。また、今月22日付の新聞赤旗には、高知県内で教育を守る運動を進めている団体の教育基本法改悪反対アピールに賛同している小中の公立学校の高知県内の元校長が168名賛同をしてきているというふうな報道もあります。

教育基本法は教育の憲法と言われるほど重みのある法律であります。全面的な改定が必要と言うなら、その理由を明確にし、法案を全国民に示し、国民的な議論を保障すべきであります。ところが、政府は国民に中身を知らせずに密室で法案をつくった上、法案を提出したさきの国会において、現行教育基本法の内容について何一つその問題点を示すことができませんでした。提出された法案は、国を愛する態度などの徳目を法律に書き込んで強制するもの、これは政府案の第2条になっておりますけれども、そのようなものでありまして、これは、思想、良心、内心の自由を保障した憲法に反するものであります。さらに法案は、現行基本法第10条第1項「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」この後半、「国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきもの」を削除し、新たな条項を起こして、教育への権力統制を無制限にし、教育の自主性と自由を根底から覆すものになっております。憲法の平和と民主主義の実現を期した現行教育基本法の再確認と実践こそ、今必要なことではないでしょうか。現行教育基本法について、まず、教育長の見解を求めたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林 圀之君） 現行の教育基本法に対する見解はという御質問でございますが、教育基本法は、教育を推進する上で大変重みのある法律だと解釈しております。同法では前文で、「日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基

本を確立するため、この法律を制定する。」そういう趣旨のことが述べられておりまして、その第1条におきましては、教育の目的として、人格の完成、平和的な国家及び社会の形成者、自主的精神など、心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならないと述べております。第2条以下、教育の方針とか教育の機会均等等々、全体で11条にわたって教育の基本が述べられております。

したがって、私どもの立場といたしましては、これまでもそうでありましたし、今後もそうだと考えておりますが、教育基本法は教育の根本法として当然のごとく遵守しながら、その趣旨や内容を踏まえて市の教育を推進していこうと考えております。

以上が現行教育基本法に対する見解でございます。御理解をいただきまして、答弁させていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 当然のことながら、教育長としての立場を明確にされ、この教育基本法遵守、そして、その趣旨、内容を踏まえてということで答弁をいただきました。

ここで少し深めて考えてみたいというふうに思うわけですが、再質問を教育長にしたいというふうに思います。

教育基本法、現行の前文は、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」「われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。」「ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の基本を確立するため、この法律を制定する。」これが前文であります。

私は、この教育基本法前文の中で、憲法確定による決意と、それから真理と平和を希求する人間の育成、この2カ所が非常に重要な点ではないかというふうに受けとめております。特に「希求する」、これは普段なかなか使われない言葉であります。広辞苑を引いてみますと、「願いもとめる」というふうに説明がしてありますけれども、この言葉に込められた意味合いにつきまして、二度と再び戦争を引き起こしてはならないという特別な思いが込められているというふうに言われております。

ところが、今議会で継続審議とされております教育基本法の全面的な改定案では、希求するものが全く違った文言にかわっております。政府案では、「真理と正義を希求し」となっておりますし、民主党の案では、「新たな文明の創造を希求する」と。あたかも平和を希求すべき対象にしては都合が悪いと表明しているがごとき案だというふうに私

は受けとめております。

また、さきに話しましたところの現行教育基本法第10条第1項の「直接に責任を負って行われるべきもの」というのは、かつて多くの教師が戦争に行けと教え子たちに説いた、あの戦争教育の痛恨の反省の上に刻まれた条文だというふうに言われております。私は以前に教育長から、御本人、終戦間近にお生まれになったと伺ったことがあります。昭和20年の3月というふうなことですけれども、教育現場、教育行政に長く携わってこられているわけですけれども、現行教育基本法前文の意味、また第10条第1項の意味を御自身の人生に重ね合わせて、どのような感想を持たれるでしょうか、お伺いをしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 小林教育長。

教育長（小林圀之君） 先ほど議員言われましたように、昨日、国のほうにおきましては新しい内閣ができたというようなことで、新しい首相、あるいは新しい文部科学省大臣というようなことでけさ報道を見たところでございます。

ただいまは、前文で述べてありますその真理とか平和というもの、あるいは第10条で、教育というものは国民に対して直接に責任を負うと、こういうふうに書かれている、そのことに対しての見解というか思いはということでございますが、新しい案も私も手に入れまして、それを精査しているわけでございますが、今議員御指摘のように、平和という言葉が削られたとか、それが正義という言葉にかわっているわけでありまして、あるいは、10条で国民に対して直接責任を負うという部分につきましては、案によりまして、法律に求める、法律が定めるところによりというような文言改正だというふうに理解をしております。

しかし、いずれにしましても、先ほど申し上げましたように、この教育基本法のもとになる日本国憲法というのがあるわけでありまして、日本国憲法が現存している今現在におきましても、新しい基本法の案の趣旨も当然現行日本国憲法の趣旨にのっとりそれは改正されるものというふうに私ども思っております、文言改正とか条項の組み立てが大分変わるようでございますけれども、平和を希求するとか、あるいは直接保護者とか子供たちに対しての責任を持って教育は行くと、こういう趣旨につきましては何ら変わることがないというふうに私は信じておりまして、今後ともその趣旨に乗っかって教育を続けていきたいと、こんなふうに思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今教育長は、提出されております政府案や民主党案も眺めての

御答弁だったわけですが、変わっても何ら問題はないのではないかというような御答弁だったというふうに思いますけれども、これは非常に私としては心外な御答弁でありました。

この教育基本法の問題につきましては、やはり教育関係者に一生懸命考えてもらいたいと市民の保護者の皆さんから私の方に声として届いているわけですが、実際教育現場に携わって現実におられる、先ほど紹介いたしました東京大学の現役の校長先生に対する調査の回答におきましても、例えばこういう設問があるということですが、政府の教育基本法改正案に賛成であるという設問に対しては、そう思わない、全くそう思わないが合わせて66.1%を占めた。そして設問の、成立しても実際の教育にはほとんど関係ないという設問に対しては、そう思わない、全くそう思わないと答えた校長が60.4%ということで、現役の学校の校長先生たちは、変われば非常に現場に影響があるという認識がこの調査で示されたということが報道されているわけでありまして、今後の国を背負って立つ子供たち、世界の中の一員としてそれぞれ成長していったかなければならない子供たちの教育の基本を定める法律、それを全面的に今回変えるということについての必要性というのは私は全く認められないし、そしてまた、変えられることによっての心配の方が、このように現場の先生たちも大きいものを持っていると、心配をしておられるというようなことでまずお話をいたしまして、この質問は終わりたいというふうに思います。

次に、3問目に移りたいというふうに思います。3問目は、学校給食、保育園の給食の調理業務の民営化の検討に関してであります。

山県市の行政改革大綱の実施計画の改定によりまして、ことし、給食の民営化の検討というのがその実施項目に追加をされました。ことし8月の山県市の広報にも、給食の一層の質的向上と効率的な運営を図るため、また保育園の方には、学校給食とあわせて調理業務の民間委託について検討する。学校の方では、現在市職員が行っている学校給食調理業務について委託方式を含め比較検討するとあります。そこで、次の点での質問をしたいというふうに思います。

教育次長とそれから保健福祉部長の答弁を求めたいというふうに思いますが、まず1点目は、市はより一層の市民サービス向上を図るための改定だというふうにしておりますけれども、民営化は、人件費の削減などによるコストの削減というのが目的だというふうに思います。公的な保育や教育現場に利潤追求の市場経済、民営化を持ち込むことが市民サービス向上にどう結びつくのか説明をされたいというふうに思います。

2点目は、現在、山県市の直営自校方式の給食というのは非常においしいということ

で、評判がとてもよいです。各学校、保育園で市の職員が子供のすぐそばで子供に配慮しながら安全な給食をつくることの意味、これは、子供の成長を支え、一人一人の人格の完成を目指す教育の目的にかなった方法ではないでしょうか。地域の農産物を給食に取り入れることの意味も、教育上意義が大きいというふうに考えられます。公教育、公的保育の責任を負う市の構えの問題として、市の姿勢が問われているというふうに思いますが、この点でどう考えておられるのか答えられたいというふうに思います。

以上、教育次長と保健福祉部長の答弁を求めます。

議長（久保田 均君） 室戸保健福祉部長。

保健福祉部長（室戸弘全君） 御質問の保育園分野に関して、まずもってお答え申します。

第2次山県市行政改革大綱実施計画、いわゆる集中改革プランの中、民間委託等の推進実施項目、保育園調理業務の方法検討の実施概要におきまして、山県市立保育園での給食の一層の質的向上と効率的な運用を図るため、学校給食とあわせて調理業務の民間委託について検討することといたしており、現在、私ども教育委員会と合同にて協議検討を重ねているところでございます。

その主な検討内容につきましては、第1点に、調理業務のどの部分を委託していくのか、第2点には、給食サービスの質的向上並びに堅持、第3点にはその他関連項目でございます。

調理業務を分別いたしますと、献立作成、食材の購入、調理方法等で、特に衛生面は最も注意を払うべき重要分野であります。

第1点につきましては、現行の調理部分のみとし、その他の部分は現有設備、現行制度で実施すること、第2点は、従事職員の確保が充実するなど、効率的給食サービスの向上につながることで、第3点は、地元業者の確保や食材の地産地消としての地元農産物の取り入れ、給食サンプルの展示、地域の野菜畑などでの収穫を楽しむ行事を通じての食育教育など、現行のよいところはそのまま生かしてまいりたいと思っております。

こうした観点での協議を進めることにより、予定といたしましては、平成19年度から順次こうした委託方式を取り入れてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りまして答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 土井教育次長。

教育次長（土井誠司君） 続きまして、学校給食についてお答えいたします。

今、市で検討中の給食調理業務の委託事業は、調理作業、洗浄などの一部業務を民間に委託しようとするものでございます。ですから、献立の作成、物資の選定、物資の納

入等につきましては、従来どおり市の給食委員会の指導のもとに実施されるものでございますし、安全衛生管理のための調理場の衛生管理のための諸検査等は、従来どおり市の規定に沿って行います。

また、お尋ねの、より一層の市民サービスの向上を図るという観点からは、御指摘のおいしい給食、地域の農産物に給食を取り入れること、安全な給食の確保等々、従来と何ら変わらない提供ができるようこれからも努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 民間委託の方向が明確に打ち出されてまいりました。委託するのは調理の部分というふうに、限定的に行うんだから問題がないじゃないかということでありましたけれども、学校給食などにつきましては、特に学校給食も教育の大事な一環だと、教育の一部だというそういう位置づけがしっかりとされているかどうかということがここで問われてくる問題だというふうに思います。

調理の部分を民間委託するということは、当然人件費の削減、これしかないわけです。人件費の削減が民間でどのように行われるかといえば、非常に経験の浅い若い職員を次々と入れかわり立ちかわりで雇用して、非常に過重な労働の中で働かされるというのが現実ではないかというふうに思います。そうした中では、調理員の方たちは子供たちのことを配慮しながら調理をするなんていうことは全く不可能になってまいります。長い目で子供たちの成長を見守りながら調理をするということも不可能になってまいります。

これは群馬県の高崎市における実践ですけれども、ここでは学校給食は教育の一部だと明確に教育委員会が位置づけをし、そして、その方針のもとに給食業務が行われているということで、栄養士だけではなくて調理員、給食の技師、調理員もその食教育のスタッフの一員として大きな働きをしておられるということが新聞報道で私は知りましたけれども、そういうようなことを困難にしていく、それが民営化というふうに私は思わざるを得ません。

学校給食は教育の一部だということで明確な位置づけがなされているのかどうかという点で言いますと、この調理という技術の部分、市の職員が調理をして、そして子供たちのそばで給食をつくるということが、給食という教育の一部分を担っていく上で重要なあり方ではないかと思うわけですが、この位置づけ、学校給食を教育の一部として明確に位置づけがなされているかどうかという点で、次長に再度質問をしたいというふうに思います。

議長（久保田 均君） 土井教育次長。

教育次長（土井誠司君） 議員の御質問にお答えいたします。

給食調理業務を一部外部委託するという事は、現在、山県市内には11の小学校と3つの中学校、合計14の学校がございます。そういう中で、例えばアレルギー対策の給食におきましても、そういうものが今より一層アレルギー対策が図れますし、現在調理員の方は職員でございますから、基本的に休みもとられますし、また、突然の休みというのも入ります。そういう場合は、学校の校務員の方が調理業務に参画する、そういうようなシステムをとっております。ですから、そういう場合も、従前から専門の資格を有した調理員の方を配しておりますから、そういうものの関係もスムーズに今以上の連携がとれると、そういうふうに思っておりますし、例えば土曜日のそういう給食もいろいろな打ち合わせによっては可能であると。そして、給食指導というのも従前からやっておりますが、民間委託になっても、その給食指導に関しましては、教育委員会の指導のもとで今後も図っていきますし、また、給食に関しますいろんな第三者評価と申しますか、いろんな給食に関します要望とか意見、そういうものも委員会の中で定期的に意見を取り入れたり、また、施設を改善したり整備することも可能だというふうに考えておりますから、議員がおっしゃるように、給食の調理自体は、もちろん学校で行います食育の関係もあわせて重要だというふうに認識をしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 以上で中田静枝君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午後1時に再開をいたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位5番 寺町知正君。

13番（寺町知正君） それでは、通告に従い、3つ質問いたします。

まず最初に、市長にお尋ねします。山県市及び岐阜県の公務員の不正に係る市長の認識と責任について質問します。

公務員の不正というのが甚だしいところがあります。公務員の公金意識の欠如と身内意識が根底にあると言われております。そこで、岐阜県職員を経て山県市長になった市長にお尋ねします。

山県市の職員の公金や物品、機材を盗んだ事件に関して、さきの6月議会の答弁で市

長は、告訴を検討中、氏名の公表などは未定という答弁をしました。9月6日の新聞には、9月5日に2人の職員が市の告訴を受けて窃盗容疑で逮捕されたと実名で報道されています。

岐阜県の裏金問題は、市町村にも抗議が殺到していると報道されています。県民税の納税拒否の声も少なくないところ、市県民税は分離納付ができないので、市も影響を受けることになる。県職員から市町の幹部に着任している人たちは、今期各自治体の9月議会の一般質問において謝罪等をしています。各市町の議会も続々と県の裏金解明などの意見書を可決しています。

平野市長は長年岐阜県職員を務めました。各課の課長を経て、1987年4月に土木部次長になり、当時、梶原前知事は1985年に副知事、1989年2月に知事に就任しましたが、同じ1989年4月に平野氏が知事公室長兼総務部次長に着任し、同年度末に退職されました。このように、平野市長は現在の岐阜県内の市町村のトップのだけよりも梶原知事に近かったということがあります。

梶原知事は知事時代、岐阜県には裏金はないと表明していましたが、ことしの8月6日の会見で、1989年、知事就任当時は裏金づくりは半ば公然の秘密となっていた、十分承知していたと認めました。県の裏金事件は7月5日に発覚、県が自主調査で現職、OBの6,900人に聞き取りや書面調査をして、裏金の事実や経過、額を明らかにした結果を8月3日に公表しました。その後、弁護士3人から成る県の検討委員会による調査結果が9月1日に公表されました。その検討委員会報告書では、遅くとも昭和40年代の初めころには既に不正な経理による資金がつくられていたと記載され、さらに同調査では、1994年、95年ごろまで退職者や異動者にせんべつを渡す習慣があり、各課の課長らの懇談会で裏金で飲食代など支払っていたことも判明、部の主管課は、部長、次長級が使う接待費などに充てるため、多額の裏金を必要としていたともあります。

そこで質問ですが、まず、市長が7月31日に県警に告訴した際に、市の職員氏名を公表しなかった理由は何でしょうか。

2つ目ですが、今回逮捕時の氏名の公表というのは、市の求めによるのか、警察の独自の判断なのか、両者の合意の結果、いずれなのか、そしてその理由は何でしょうか。

3つ目ですが、容疑に係る金額が当初の公表の不正額よりも少ない。告訴は全額を対象として告訴したのか、一部だったのか。また、それは警察の求めなのか、市長の判断なんのでしょうか。そして、その理由はいかがでしょうか。

その他の額、残りの額の容疑事実ですが、これは今後全額になっていく見込みなのか、それとも対象にならないのか。市長は、当事者として納税者である市民に説明する義務

があると考えます。

5つ目ですが、ちまたでは、不正なお金を返したら済み、それでは納税者はたまらないという声が圧倒的です。原点に戻って、市長は、そもそもどういう理由、どういう願いで2人を告訴したのでしょうか。

次、6つ目ですけれども、県の問題の方です。市長は県の自主調査の対象として質問されましたか。何と答えたのでしょうか。同じく、検討委員会の調査については質問があったのでしょうか。また、何と答えたのでしょうか。

7つ目、県の検討委員会の報告によるところの、課長クラスの裏金で飲食代などを支払っていた懇談会、これについて市長自ら関与した回数とか、その額はどれくらいと概算するのでしょうか。

8つ目ですが、検討委員会の報告によるところの土木部の次長、市長は次長でしたから、あるいは総務部の次長としての裏金使用の回数とか額はどれくらいと概算できるのでしょうか。

9番目ですけれど、OBの返還額とこの方法に関して、現知事は9月中に発表したい旨を述べています。市長に県あるいはOBからどのような内容の相談が来ているのでしょうか。

10番目ですけれども、特別に何も調査とか確認、聞き取りがないとしたら、現在の古田知事が取り組んでいるこの裏金の問題に、市長は自ら率先して知ることや事実を伝えるべきではないでしょうか。

11、県庁で自ら裏金づくり、費消に関与してきたこと、そして、山県市では横領窃盗職員にまず返還させ、次に刑事告訴したこと、つまり、今回の山県市職員公金横領事件に対して厳しいこととは相入れない矛盾したものにも見えます。県の裏金問題の解明と返還に関して、市長自らどのように対処するのでしょうか。

そして、最後ですけれども、公務員として、政治家として、かつての裏金づくり、その費消を内密にしてきたこと及び自ら染まっていたことについて、山県市民及び岐阜県民にどのように釈明するのでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の御質問にお答えします。

まず1点目の、県警に告訴した際に氏名の公表をしなかったことにつきましては、先回、第2回の定例会で総務部長が説明しましたとおり、懲戒免職という厳しい処分により社会的制裁を受けるなどの理由によるものでございます。

2点目につきましては、今回逮捕時の氏名発表は警察の判断によるものでございます。

市としましては、前に述べました理由により公表はしておりません。

3点目についてでございますが、新聞発表された逮捕事実に係る金額は、告訴した内容の一部でございます。今後、順次各事実について捜査が進められると聞いております。告訴については、警察と協議を行い、現金に関しては7月31日、物品に関しては9月22日の2回にわたって告訴を行っておるところでございます。

4点目につきましては、容疑の事実は全額になる見込みでございます。

次に、5点目の、2名を告訴した理由でございますが、2名とも犯した過ちを悔いるとともに深く反省し、また横領した金額は既に市へ全額返還しております。さらに、懲戒免職という大変重い社会的制裁を受けておりますが、市民の皆様方から、市への信頼を失墜させ、業務に与えた影響は大きいものであり、市民の皆様の厳しい意見も考慮しての措置でございます。また、現在の職員についても、公務員としての職務、倫理、職責を認識して、山県市民のために、行政を推進するという使命を常に意識して職務に精励するよう徹底して言い聞かせているところでございます。

次に、6点目につきましては、県による自主調査及び検討委員会の調査は私は受けておりません。

7点目及び8点目につきましては、中田議員からの質問にもお答えしましたとおり、現在、県当局等において、さらなる調査や今後の対応について検討されているところでございますので、その推移を見守り、現時点での答弁を差し控えさせていただきます。

9点目の、返還についても相談は受けておりません。

10点目の、県の調査チームや弁護士で構成されました検討委員会により、多くの職員や退職者への調査が行われており、私の方から率先して県知事に対して報告する事実については特にございません。

11点目につきましては、裏金問題に関する県当局等による調査や信頼回復に向けた取り組みなどへの協力などについては、誠実に対応してまいりたいと考えております。

12点目につきましては、先ほど中田議員にもお答えしましたとおり、私としましては、県職員として在職中、県政の推進、発展のために努力してまいったと自負しておりますし、山県市政を預かる現在においても私の信念は変わるものではございません。今後とも、引き続き市政の発展に精力的に取り組んでまいりたいと考える所存でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

13番（寺町知正君） 議長、7、8に答弁がないですけど。7番と8番。

議長、通告してあったから答えてもらわなきゃいけないんじゃないですか。

議長（久保田 均君） 先ほどの答弁で十分だと思いますが、よろしいですか。

寺町知正君。

13番(寺町知正君) よろしくないですね。通告制で通告しているわけですから、誠意を持って答えてください。

〔発言する者あり〕

13番(寺町知正君) 推移を見守るじゃないですか。数と額を聞いたんですよ。それに対して推移を見守るということは、答えていないわけじゃないですか。答えてください、「うん」じゃなくて。

議長(久保田 均君) 平野市長。

13番(寺町知正君) 議長、これはさっきの7、8の答えですよ。

市長(平野 元君) ^{かず}数と^{すう}か数という問題についてですが、私としましては、県職員を退職してやがて17年以上経過しております。そういった問題でございますので、そういった^{かず}数と^{すう}か数というようなことについて、余りよくない言葉かもわかりませんが、記憶をしておりません。そんなことでございます。よろしくお願いいたします。

議長(久保田 均君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) 今、先ほどの答弁漏れの答弁でいいですね。

議長(久保田 均君) 了解します。

13番(寺町知正君) じゃ、再質問ですけど、市長にお願いします。

記憶がないというのは、だれが聞いてもそうじゃないということは今わかるわけですよ。市長として、もう少し誠意を持ってほしいなというふうに思います。

先ほど、県の知事が任命した3人の弁護士の検討委員会がつくった報告書、60ページというものがインターネットで公表されてこういうものが全部出ていますね。その認定です。この報告書の例えば2ページにこう書いてあるんですよ。「以上のように、平成6年」、1994年ですね、「平成6年度及びそれ以前においては、全庁的に組織ぐるみで不正な経理による資金づくりが行われていた」と書いてあるんですよ。先ほど、昭和40年ということは通告でお話ししましたが、平成6年以前は、県庁全体で組織ぐるみでということなんですよ。それに対して、記憶にないとか、私は今自負していますとか、そういう話じゃないと思うんです。過去の事実についてきちっと答えていくべきじゃないでしょうか。

さらに、報告書の4ページ、所属長ないし幹部職員の責任をまとめた部分があります。所属長というのは、県庁の各課の課長、あるいは出先の所長、これを所属長といたしますけれど、あなたもそういうポストにいました。「平成6年度以前においては、所属長をはじめとする幹部職員は、当然にこのような事実を知りながら、その費消について指示

し、あるいは黙認していた。」、こういうふうにこの報告書にまとめてあるんですよ。県が1カ月、弁護士たちが1カ月調査したそのまとめにね。それに対してきちっと答える必要があるわけでしょう。

もう一度お聞きしますが、先ほどの通告に対する答弁は非常にぼんやりと、半ばほとんど関与していないという答えだったんですけれども、通告の部分について心当たりはあるのでしょうかということ。

もう一点は、実際に裏金の返還ということで、梶原前知事をチーフに今話が進められているということですが、平野市長は、自主的に返還を申し出る、あるいは返還をするという意味はあるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の再質問にお答えします。

今、報告書は、私、自治体として、精密な感じでまだ読んでおりません。そういうこととございますので、その辺はどういうふうに書いてあるか私もよくわかりませんが、そういうことで、その辺を正確に読んだ上での検討ならばまた言いますが、そういうのはまだ私は示させておりませんもので、見ておりません。

また、もう一つの、所属長とかそういうことに申し出るというような話とございますが、私は先ほど申しましたように、そういった点について県の方に申し出るという、今現在では考えておりません。というのは、私ただ1人の問題とかそういうことでなしに、県全体でそういうことを言われておるなら、私が現在いろんな発言をして、かえって問題があっては迷惑をかけるということもありますので、そういった面で、正確な県からのそういった発表がある、発表といたしますか方針等が示された段階でまた対応してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 市長に再々度質問しますけれども、1人のことではないという趣旨ですけれども、山県市長なんですから、そんな無責任なこと言わないでほしい。梶原前知事が自分のことを横に置いて、OB全体の問題というふうにする、そういう発言をするたびに県民は怒るわけですよ。それと一緒に、市民としては、市の代表の市長にきちっと自分の言葉で政治家として語ってほしいわけです。そういった意味で、改めて、1人ではということではなくて、市長として答えてほしい、どう考えるかをね。

それから、山県市職員との関係で先ほど質問しましたけれども、職員に厳しくて自分に甘い、それは決して許されたいですね。職員に厳しい、だから自分にも厳しい、これ

はトップとして当然なんですね。先ほどの市の職員2人を懲戒免職にし、告訴したということですね。その理由が、信用失墜、それから市の業務への影響だというふうにお答えになりました。その観点でいくなら、県職員であることが山県市に影響していることも先ほど申し上げたし、県の職務についてもそうですけれども、そこで、平野市長としては、この際、県の職員であったという事実がある以上、身を引くべきではないかと考えるんですが、その点、市長のお考えをお聞きしたいですね。

今回の県庁の問題というのは、2カ月少しでまだ全容解明の途中だというふうに、県議会も特別委員会をつくる方向だと言われています。ですから、この問題というのはまだ当分尾を引いて整理されていく、そして返還の手続も踏まれるわけですね。そういった意味で、県職に対する、県に対する住民の風当たりは非常に強くなっていくわけですから、そういった意味で、私は、平野市長が県職であるがゆえに、申しわけないけど、ここで身を引くべきじゃないかと、それが今回の裏金問題の責任ではないかと思うんですが、その点、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 寺町議員の再々質問にお答えします。

1点目でございますが、1人ではという考えでございますが、そういう意味で申したわけではございません。大勢あるかと思いますが、私個人が個人の意見を言うということにつきますと、現在いろいろな問題を検討中でございますので、そういった意味から、私は発言を差し控えると、そう申しておるわけでございます。

それから、2点目の、職員に厳しくて自分には厳しくないという御発言でございますけれども、私はその逆で、私は自ら自分に極めて厳しい態度で常々職員にも申しておるところでございます。そういった意味で、職員に厳しくて自分に厳しくないというのは、寺町議員の考えはそうかもしれませんが、私はそんなふうには一切思っておりません。今後とも、山県市の明るい市政をするために、自分にも厳しくしっかりと対応してまいりたいというふうに思っております。

3点目の、県のそういった問題において、山県市長を身を引くという考えはという御質問かと思いますが、現在は山県市の発展のために精力的に努力しておる最中でございますので、今現段階でそういうことは一切考えておりません。

以上、答弁といたします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えてください。

13番（寺町知正君） 先ほどの答弁ね、こんな事態になって、まだ県の報告書も読んでいないと、そういう姿勢自体が問われると思います。

それでは、ルールで、次の2番目に行きますけれども、市の財政の中期的展望の不安について質問いたします。

この9月議会に17年度の決算が出ています。過去3年のデータを総合すると、中長期的に見て将来が極めて不安であります。借金である起債は、この1年で、この先、数字は通告と変わりますけれども、この1年で市民1人当たり101万円から111万円に増えました。対して、貯金である基金は24万円から23万円に減りました。自治体の財政における歳出には、どうしても必要な義務的経費とそれに準ずるような経費、対して投資的な経費とがあり、後者が財政収支に大きな変動を与える要因であります。これは主として普通建設事業費とされています。普通建設事業は、自治体合併後、各種実施され、計画されていますが、その推移を見ますと、大体初年度29%、次年度27%、3年度24%といったような推移をしています。この当時は、財源は足りて黒字でありました。これに対して歳入に関して、税収の増加は特別に見込めない状況において、悔しいんですが、頼みは地方交付税であります。山口市では、歳入に占めるその割合は約30%です。

そこで、総務部長に質問しますけれども、合併後、地域情報化事業、学校建設などに着手、この先、ごみ処理施設を単独でつくるなど、財政の将来の負担は極めて大きい見込みです。今後、今までの予定、見込みどおりに普通建設事業を実施した場合に、合併から何年後に、何年度に、幾らかの総支出のうち、どれくらいの額、何%くらいが見込まれるのか、そういったことで赤字に転換すると予測されるのか、さらに、その次年度の見込みというのはどうなのか、そういった将来の見込みを質問いたします。

2番目ですけれども、もちろん市はそういったことを回避するための対策をとるわけですけれども、税収の増加は見込めないし、地方交付税は、合併の時点の特例で現状維持、あるいは幾分減少するというふうに思われます。普通建設事業の計画を縮小する、もしくは変更、延期などを検討すべき時期だと思いたしますが、いかがでしょうか。具体的に、各種事業に関してどのように軌道修正し、事態をしのぐのでしょうか、質問します。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、市の財政の中期的展望についてお答えをいたします。

合併して4年目になりますが、これまで、新市まちづくり計画に基づき各種の事業を着実に実施してきております。平成15年度から17年度までの3年間の普通建設事業費を見ましても、その割合は決算額の4分の1ほどを占めております。来年度以降におきましても着実な市政の推進を図っていくため、市民の視点に立った施策を展開していかなければなりません。そのために、普通建設事業を初め各種の事業を厳選し、実行してい

くことが不可欠であります。

また、一方では、財政の中期的展望を見ますと、財政運営の厳しさは年々増していくものと考えております。財源不足に陥らないためにも、その対策を早急に講じていかなければなりません。宮田議員の質問にもお答えしましたが、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で、歳出全般を見直し、計画的な財政運営に努めていかなければならないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

13番(寺町知正君) 全然答弁になっていないじゃないですか。議長、通告して……。

議長(久保田 均君) 暫時休憩をいたします。

午後1時24分休憩

午後1時24分再開

議長(久保田 均君) 会議を再開いたします。

林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 御質問にございます今後の年度別の収支の見込み額につきましては、現在検討中、精査中ございまして、不確実な数字ですとか金額、見込みを申し上げるのは差し控えさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長(久保田 均君) 寺町知正君。

13番(寺町知正君) 検討中ってことはないでしょ。今、決算やっている議会なんですよね。毎年その時点その時点で将来予測は必ずやっているわけじゃないですか。それを検討中という言い方で逃げるのは、余りにも無責任だなと思いますよ。

再質問ですから、助役に聞きます。

先ほどのこの議場で、他の議員への答弁でありましたけども、18年度末の起債残高の見込み348億円と、現在、17年度の決算と比べると31億増加するということです。これらもいずれすぐに償還が来るわけですね。こういった増加の仕方をしていけば必ず破綻するわけですよ、現在いろんな事業やろうとしてもう動いてるわけですから。新しい事業の計画がなければいいですけども、どんどんやるという方向で動いているところで、この状態では必ず破綻するわけです。それを検討中というふうには逃げるのではなく、見込みの修正をしたから、私の質問1番目は、赤字になるのではないかという質問ですが、それに対して今の答弁は、検討中ということ、あるいは、具体的に健全にやらないといけないということでしたけれども、具体的に出てこない。

実際に、現在の見込みというのは、現時点ですよ、別に将来のことはまだ、現時点の

見込みはどうか。そして、通告したのと一緒ですが、今後具体的に例えばどういった事業をどういうふうにしていくのか。1つは、このまま行って大丈夫だという答え、それからもう一つは、やっぱりこういった事業はこういうふうに見直さなきゃいけない、あるいは修正しなきゃいけない、どちらかだと思うんですよ。私に考えは、このままいけば必ず破綻すると思うんです。ですから、市がどう考えているかをお答えいただきたい。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） 寺町議員の再質問にお答えします。

議員も御存じのように、山県市の総合計画がございますが、それにつきまして、実施計画、3年ローリングで策定しておりますが、それは御存じだと思います。その中で優先的に事業を選択しまして、一番効率的、または市民の喜ばれる事業を先にやらなければということばだれも周知しているところでございます。そこで、3年のローリング事業で、どうしてもできないというか、先送りしなきゃいけないという事業の中には出てくると思いますよ。その中から選んだものについて、どうしたら財源を確保できるかということをおみんなで研究するわけです。

したがって、赤字になるような計算は一切出しません。あくまでも黒字になるような予算の立て方でございまして、それは先ほど宮田議員にもお答えしましたけれども、入りを多くして出を少なくするという方策でございまして、起債の増えるのも、借りないよりも借りがいいという観念で今お借りしておるんですから。そして、起債の目的というのは、今納税している方たちだけでその事業を全部負担するということはいけない、後世の方にも将来その建物に対する負担もしなきゃいけない制度から起債があるわけございまして、世の中全体でもって長くしてその事業を遂行していこうということでございまして、その辺も御理解いただかなければなりません。

そして、もう一点、先日議員から御質問がございましたけれども、土木事業におきまして、入札差金が発生したからその年で全部消化しなさいと寺町議員はおっしゃいましたけれど、そういうことをすると赤字になるんです。そういうお金を次年度へ持ち越して、あくまでも有効的に事業を推進することが黒字体制じゃないでしょうか。こういうことで健全財政を堅持してまいりたいと考えております。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 助役に再々質問しますけど、今最後に言われた土木の入札差金、それは土木すべてについてじゃないことはこの議場で申し上げましたよね。市民の要望に対する事業だけはというただし書きをつけていますから、それは市の全体の予算では

ごく一部であり、そのことに対して喜ぶ市民は多いんだという指摘をしたのであって、今の論点とは全く違いますのでね。

それで、要は、やっぱり議員は決算も議決する、承認していく立場ですけれども、先ほど総務部長が検討中と答えた。申し上げたいのは、本来、そういった情報は常に役所は毎年つくっていくわけですから、その資料は提供していただきたいわけですし、百歩譲って、じゃ、検討中という答えがあった。じゃ、具体的にいつその検討結果が議会に、あるいは議員に、資料として、あるいは政策として示されるのか、そこはどうでしょうか。

議長（久保田 均君） 嶋井助役。

助役（嶋井 勉君） お答えします。

先ほど総務部長が申しあげましたけれども、不明確な数字をここで発表するのは御迷惑をおかけするということでございます。したがって、検討しているという意味は、先ほどの私の答弁にも関連してきますけれども、これから将来どういう事業をやっていかなきゃならない、いわゆる議員のおっしゃった普通建設事業に対してどういう考え方かということございまして、それを今、来年度はこれ、再来年度はこれにしましょうということ検討しているのございまして、その数字がはっきりしないとなかなか発表できないわけですね。

したがって、ローリングということもございまして、その点、見きわめる時期をきちっとまた後ほど発表したいと思っておりますけれども、もう少し時間をいただいて正確な数字を発表したいということございまして、ただいま5年先ぐらいを計算しておりますけれども、それは中期と申しますけれども、10年の長期も一緒に考えて、今後の財政状況、あるいは国の状況、県の状況を考慮しながら策定していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いします。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、質問を変えて。

13番（寺町知正君） 先ほどの赤字になるような数字は絶対出てこないんですよ。その前提が心配だから黒字の予算をつくるわけですから、5年、10年きちっとしたデータをいつも示してほしいと思います。

次に、3番目ですけど、水道部長に水道料金の値上げとその統一ということ、これについて質問します。

現在この議会に、市の水道料金が3年で約5割引き上げになるという議案が提案されています。そこで質問ですけれども、自治体の合併のときに、水道料金は一番低い高富地区に合わせて伊自良、美山地区は値下げされました。合併に際して、公共経費、料金

等の関係は、この4年ほど前の合併協議の段階で合意されていたことに基づいて見直し
がなされるということは当然あるわけですが、では、この水道料金の将来の引き
上げということに関して、その合併協議において合意されていたのでしょうか。ある
いは、その予定が明確に共通認識されていたのでしょうか。

2番目ですけれども、現状で据え置くというふうにすると、水道の会計というのはい
つごろ破綻するのかということ、単年度の赤字の発生額はどのように想定しているのか
ということを質問します。

それから、3番目、現在の一般家庭の基本料金は月額670円、超過、従量料金は立方当
たり80円ということですね。これをそれぞれ1,000円、それから120円にしようというの
が今の値上げ案です。市内の水道供給体制を構造とか経過などおおむね3つのエリアに
分かれるというふうに考えますが、こういった分類をしたときに、それぞれのエリアの
基本的な経済収支や財政状況を前提にした独立採算的な観点で計算すると、それぞれの
エリアの基本料金、あるいは超過、従量料金というのはどのようになるのでしょうか。

それから、4番目です。ともかく、あえて背景や事情を無視して統一料金でいこうと
いう現在の市の案を前提に考えますと、料金的に統一するなら、水の配水、水を配り循
環させるという意味で、水の管路の体系も市全体で統一し、統合されなければ、整合性
がないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

それから、5番目ですけど、第2次行政改革大綱実施計画というのがありますが、こ
の平成17年から21年度版の中では、水道に関して、さらなる経営合理化のため、給水区
域の統合を検討するというふうに明確にされています。私、一昨年この議場で質問した
んですけど、美山地区の非常においしい水というのが今供給されているわけですが、
こういった水を全市に供給するということは、料金を全市統一するということと同じよ
うな意味で担保されていないと非常に不公平な感じが募るのではないかとというふう
に考えます。その点、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 水道料金値上げと統一についての御質問にお答えをします。

まず、御質問に関連がございますので、水道料金の改定に至った経緯につきまして少
し触れさせていただきます。

水道事業会計の現状は、現行料金が1カ月の平均水道使用料30立米当たり、県下48団
体中43番目であり、大変安い料金設定となっていること、美山統合簡易水道事業の完成
による上水道移行に伴う減価償却費や企業債償還費の増加、並びに高富上水道の施設老
朽化に伴う修繕費の増加等によって財政状況が大変悪化しておりまして、平成16年度決

算では経常利益が43万7,458円となり、平成17年度決算に至っては1,938万5,166円の赤字となり、大変厳しい財政状況となってまいりました。

このまま現在の料金体系で推移しますと、平成19年度以降、毎年約1億円程度の赤字が生ずることとなります。

加えて、平成19年度以降に老朽化した高富上水道の施設を整備するには多額の経費を要するために、その財源確保が不可欠となります。

また簡易水道事業特別会計については、現在繰越金と基金を合わせまして約1億3,000万円ほどの補てん財源がございますが、現行の料金体系で推移しますと、伊自良統合簡易水道事業の実施による起債の元利償還金の増加によりまして、平成23年度までにこの補てん財源がなくなり、平成24年度以降は毎年2,000万円から3,000万円程度の赤字が生ずることとなります。

したがって、今後とも市民生活に欠くことのできない水の安定供給を確保していくためには、その経営の健全化を確保することが急務となりましたので、6月2日、水道事業審議会の方に水道事業の経営健全化のための料金改定について諮問をしたところでございます。

水道事業審議会の答申としましては、水道事業が抱える諸問題を解決するためには、現行料金が合併時に市民の負担増にならないように調整されていること、これを考慮しますと、50%程度の改定が妥当であると思われるけれども、市民、利用者の負担の軽減を考慮し、19年度30%、20年度10%、21年度10%の3年間のスライド方式を採用することで意見の一致を見たという内容でございました。

市としましてはこの水道事業審議会の答申を受け、料金改定について慎重に検討しました結果、この水道事業審議会の答申に沿って料金改定を行うこととしたようなわけでございます。

以上が水道料金の改定に至った経緯でございます。

さて、御質問の1点目についてですが、合併時の水道料金については、合併協議会において、合併の基本理念である住民サービスは高く、住民負担は低くに基づいて、高富町の水道料金に統一することが決定をされました。合併協議会では、事務局から、水道は独立採算制をとっており、これは料金収入等をもって事業費を賄っていくということで確立されているものであり、事務方の方で現行ぎりぎりのラインまで当然安くしたいというような思いもございまして、高富町の料金で試算をしたところ、何とか当面の間はこの料金でやっていけるのではないかとということで、高富町の料金に統一したいという説明を行いまして、委員の方々の了解を得ております。

したがいまして、合併協議会において明確にいつから水道料金の改定が必要になるかというような説明は行っておりませんが、合併時の水道料金はあくまで当面の間ということで決定をされたものでございまして、結果として、合併後当面の4年間はこの料金で水道事業会計を維持できたわけですけれども、5年目を迎えるに当たり、先ほど説明をさせていただきましたような諸事情により料金改定が必要になったというようなことでございまして、御理解をお願いいたします。

御質問の2点目についてですが、現行の料金で推移すると、予想収支計画では、平成19年度には約1億700万円の当年度純損失が見込まれます。これに対しまして、補てんできる繰越利益剰余金は3,600万円しかございませんので、これが議員の申される破綻に値するかどうかはちょっと不明ですけれども、平成19年度の予算を立てることができないというような状況でございます。単年度赤字発生額については、年度ごとに前年度の実績及び新たな事業等を考慮して収入、支出を想定しております。なお、企業債償還金や減価償却費につきましては、年度ごとに金額がほぼ確定できますので、その金額で算定をしております。

御質問の3点目についてですが、基本的な経済収支や財政状況を前提とした独立採算的な観点で概算した場合の各エリア、つまり高富地域、美山地域、伊自良地域の基本料金及び超過料金につきましては、高富、美山地域を1つの会計で行っている関係で、案分しにくい経費もございまして、大枠での計算となります。高富地域上水道は基本料金を717円、超過料金を86円で、美山地域上水道は基本料金を2,100円、超過料金を250円で、伊自良及び中洞簡易水道は基本料金を900円、超過料金を110円程度とすることにより、収支の均衡がとれることとなります。

4点目の御質問についてですが、現行のままで地域間を比較した場合には、3点目の御質問でお答えをしましたとおり、地域間に料金の差が生ずるわけでございます。これは、施設の整備状況及び上水道と簡易水道の会計の違いによるものでございます。

美山地域上水道は、美山統合簡易水道事業の完成によりまして、減価償却費及び企業債償還金が発生することにより料金が高くなっております。高富地域上水道については、現行のままで推移すれば大きな料金改定をしなくても収支の均衡を保つことができますけれども、施設の老朽化に伴い施設整備が急務となっており、今後、施設整備に当たっては多額の経費が必要となるために、財源確保のためには料金改定を行う必要が生じます。また、簡易水道の地域は、伊自良統合簡易水道事業の実施により施設整備は進んでいるわけですが、美山地域の上水道に比較し安い料金で収支がとれる主な要因としては、会計間の経費の処理の違いによるもので、減価償却費を費用化しないというようなこと

によるものでございます。

地域間の格差については以上のような理由がございますので、地域間の料金体系を統一するならば、水の配水体系も統一しないと整合性がないということにはならないと考えるところです。給水区域の統合につきましては、次の御質問の答弁の中で述べさせていただきます。

5点目の御質問についてですが、市の第2次行政改革大綱実施計画には、水道課として、給水区域の見直し、危機管理体制の整備、水道使用料の見直し、行政情報のデジタル化を位置づけております。そのうちの1つである給水区域の見直しにつきましては、美山統合簡易水道事業により上水道への移行を図るとともに、さらなる経営合理化のため、給水区域の統合を検討するとしており、実施予定年度は平成17年度から平成21年度までとなっております。経営の合理化のためには、給水区域を統合し、市一本で経営することが必要であると考えますけれども、簡易水道を上水道にすることにより、減価償却費を費用化する必要が生じ、新たな経費が発生する、給水区域を変更するには、水道事業認可のとり直しが必要となり、この経費がかかるなどの課題がございますので、今後課題についてよく対策を検討するとともに、給水区域の一本化について検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、山県市の水はどの水源につきましても良質な水でありまして、飲料水として適した水であることを御報告申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君、時間内で答弁できるように質問をお願いします。

13番（寺町知正君） 水というのはみんなが毎日使っているわけですから、市民の理解がないとこういった大幅な値上げというのはとても難しいと思うんですね。今回、議決をしてから周知するということになってしまうわけですが、それで手続としていいと考えているかどうかお答えいただきたいし、それから、今の答弁、19年度の予算すらつくれないということでしたので、とりあえずそれを前提に考えるとして、少なくとも市民に周知をして理解していただいでいく、例えば9月議会じゃなくてね、例えば12月でもその先でもいいわけですよ、合意があればね。そういった手続をなぜ選ばないのか、あるいは選ぶことはできないのか、いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 梅田水道部長。

水道部長（梅田修一君） 再質問にお答えをいたします。

今の料金改定の周知が議決後でよいかというようなことでございますけれども、周知期間というのは長ければ長いほどいいと思うわけですが、この議決後、10月、今ですと、この次ですと、11月の広報になりますか。それでまず、広報紙で周知をしようと

ということでも書類の方は回しておるわけでございますけれども、あとはCCY等で何度も放送をかけて、来年の4月までに周知を図りたいということで、長ければ長いほどよいとは考えるんですけれども、一応半年程度で周知を図ろうということで、今私の方は進めております。

13番（寺町知正君） 9月でなくてもということですが。

水道部長（梅田修一君） この条例が9月でなくてもいい……。

13番（寺町知正君） 12月とかでも。

水道部長（梅田修一君） 確かに12月でもいいわけなんですけど、やはり周知期間が、この料金改定の条例を12月議会でいいということはございますけども、やはり周知期間が短くなりますので、半年程度の周知期間を設けるために、今回議案として提案をさせていただいておりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

議長（久保田 均君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

続きまして、通告順位6番 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 通告に従いまして、市長に質問をいたします。

前任者の質問、大変厳しいものがございまして、市長はいつも日ごろから座右の銘として、李下に冠を正さず、あるいは平生往生という言葉をお使いで、公平公正な市政運営に対しまして多くの市民は信頼を寄せておりますので、どうぞひとつ先ほどの質問、市長、非常にテンションの下がるところで、私も質問しにくいなと、こんな環境でございまして、謹んで御質問申し上げます。

合併以来、市長は真摯なまちづくり、そうした基本理念に基づいて多様な事業の推進に努力されております。ひたすらひたむきに努力された、努力されてきたと、非常に市政の発展に努力されているということ、これを多くの市民は共感をいたしているところでございます。特に旧町村の一体感、あるいは融和、連帯感の醸成など、基本の念頭に置いて、本当にしっかりやっただけだということ、いずれも評価させていただくところでございます。いずれも合併時の住民の意識調査を反映するものであり、本当に高く評価するところでございます。

しかしながら、今日の厳しい財政環境というものは、単年度やシンボリックな事業の投資というものがなかなか困難で、どうしても中期、長期的の計画にならざるを得ません。

1期目を半年残し、御本人の達成感はいかがでしょうか。継続は力なりとも申します。多くの市民に対し、2期目に対しての出馬の意欲、決意があたりか、真摯にお尋ねをいたすところであります。

議長（久保田 均君） 平野市長。

市長（平野 元君） 藤垣議員に対してお答えいたします。

ただいまは、議員からこれまでの市政運営につきまして評価をいただきましたことにつきまして、大変光栄に思っているところでございます。

高富町、伊自良村、美山町の3町村が合併により山口市が誕生して、3年6カ月を経過しようとしております。旧3町村は平成13年10月に行われました新しいまちづくりに関する住民意識調査に基づき、合併協議会を行ってまいり、新しいまちづくりを進めるための新市まちづくり計画を策定して、一日も早く1つになって、和やかな地域の発展と住民福祉の向上を進めていく必要があったところでございます。

私は、市長に就任して以来、新市まちづくり計画の基本理念である豊かな自然と活力ある都市の調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを推進するため、5つの基本方針に沿って積極的に事業を推進してまいったところでございます。

その主なものを現在進行中のものも含めまして申し上げますと、まず、合併初年度に、情報化時代に対処する施策として、有線テレビ放送網を市内全域に拡充して、将来のデジタル化やインターネットなどの高速通信網に対処できる光ファイバーを敷設するなど、情報格差の解消を目指し、平成16年の3月に完成をいたしまして、現在市民の多くの方々に提供しておるところでございます。また同時に、災害対策として、デジタル防災無線を全戸に完備したところでもございます。

次に、水道事業におきましては、伊自良統合簡易事業の完成と、美山統合簡易水道事業も今年度で完了する運びとなっております。また、高富地域における公共下水道事業におきましても、現在順調に工事が進捗しております。平成20年4月には、予定どおり一部供用開始の運びとなっております。

次に、基盤整備事業の主なものにつきましては、市が将来発展するための最も期待するものとして、東海環状自動車道の早期着工であります。関係者を初め地域の皆様方の並々ならぬ御支援を得て、昨年度は東深瀬地域での中心ぐいの打設が行われ、西関インターに続いて仮称山県インターに向けて、国、県に積極的に働きかけて早期実現を図りたいと考えております。また、それに直結する国道256号も本年度市役所東側までが完成をいたしまして、引き続き、北上に向けて県当局に積極的に働きかけてまいります。けさほど影山議員にもお答えしたとおりでございます。また、県道岐阜美山線につきましては、平井坂トンネルは貫通しておりますが、現在、谷合地域へ工事が進んでおり、20年度ごろには全線完成をし、文字どおり山県市内一周道路が実現する運びとなりました。また、南・八京線についても、間もなく全線完成する予定でございます。さらに、国道418号、県道関・本巢線につきましても、早期改良に向け、国、県に強く働

きかけてまいるところでございます。

次に、河川事業につきましても、山県高校前の若鮎橋の完成を初め、昭和51年の9・12豪雨から30年を経過しておりますが、間もなく鳥羽川の永久橋も完成いたします。しかしながら、まだまだ鳥羽川、伊自良川、武儀川の河川整備を強力に進めていかなければならない状況でもございます。

また、教育文化面につきましても、昨年度、高富中学校の建設完成に続き、本年度から美山中学の改築事業に取り組んでいるところでございます。また、伊自良文化の里整備事業につきましても、古田紹欽記念館を初め花咲きホールも完成し、市民の皆様幅広く活用いただいております。住民サービスの面からいえば、自主運行バスの拡充整備を初め、少子化対策として、学童保育の市内全域での拡充実施を初め、青波福祉プラザの開設、また、11月1日オープン予定の伊自良農産物直売所、山県市てんこもりの開設など、各種事業を手がけてきたところでございます。

今後、市のまちづくりに欠かせない大事業といたしましては、平成22年度稼働に向けての山県市ごみ処理施設の建設でございます。良好な生活環境を保つために、市民生活に直結する重大な事業を着実に推進する必要があります。

さらに、市の活性化策といたしましては、大桑・椿野や美山・御所野における土地についてでございます。現在、さまざまな有効活用策を鋭意検討中でございます。また、民間に対してもアプローチを行っているところでございます。また、美山北部地域活性化の問題、あるいは伊自良湖周辺の開発問題についても、さらなるまちづくりの推進に向けて職員一丸となって職務に邁進しているところでございます。

今、決意と意欲ということでございましたが、これまで市政の責任者として仕事をさせていただきました。私といたしましては、どのような対応をするのがよいのかということも常々考えておりますが、現在、まだいろいろと御意見を聞いたり、相談をしなければならぬ方々もおられますので、この点については、後日できるだけ早い時期に私の所信を披瀝させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 当初に申し上げましたように、私の答弁に対して、前任者の質問に対して、深く反省もせられたと環境の中で、こういった御答弁をいただくというのは非常に厳しいものがあるかと思ひますし、ただいまの答弁で満足いたします。

また、多くの市民の間には、市長さんの御高齢ということも私は耳にいたします。しかしながら、この3年半、本当にあなたはお風邪を引かれたというよううわさも聞い

ておりません。まさに人生八掛け人生の標本みたいに本当に御壮健であれば、そういうことに日ごろから感激をいたしております。後ほどということでございますので、どうぞひとつ2期目は平野色が出た、きちっとしたマニフェストを市民の皆様に御教示されて、御決意をいただきたいと、このようにお願いを申し上げまして質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 以上で藤垣邦成君の一般質問を終わります。

議長（久保田 均君） これで、本日予定いたしておりました一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。28日に予定をしておりました一般質問は、本日ですべてを終了いたしましたので、28日は休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。したがって、28日は休会とすることに決定をいたしました。

29日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後 3 時58分散会

平成18年 9月29日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 9月29日(金曜日)

議事日程 第4号 平成18年9月29日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第3 討 論

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部

- 部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第4 採 決
- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条

		例の一部を改正する条例について
	議第100号	山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
	議第101号	山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
	議第102号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
	認第 1号	平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
	認第 2号	平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
	議第103号	平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)
	議第104号	平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
	議第105号	平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)
	議第106号	平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
	議第107号	平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
	議第108号	平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
	議第109号	平成18年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第5	議第110号	山県市基金条例の一部を改正する条例について
日程第6	質 疑	
日程第7	討 論	
日程第8	採 決	
日程第9	発議第5号	山県市農業委員会委員の推薦について
日程第10	質 疑	
日程第11	討 論	
日程第12	採 決	
日程第13	発議第6号	山県市議会議員定数条例について
日程第14	質 疑	
日程第15	討 論	
日程第16	採 決	
日程第17	発議第7号	不正資金問題に関する意見書について
日程第18	質 疑	
日程第19	討 論	

- 日程第20 採 決
- 日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

- 日程第22 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について

- 日程第23 閉会中の所管事務調査報告について
総務委員会
文教厚生委員会

- 日程第24 質 疑
総務委員会・文教厚生委員会閉会中の所管事務調査報告について

- 日程第25 閉会中の継続審査・調査について
議会運営委員会
産業建設委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員会委員長報告
- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例

- について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第2 委員長報告に対する質疑
- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

日程第3 討 論

- 議第 93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 議第 94号 山県市税条例の一部を改正する条例について
- 議第 95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第 96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議第 97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
- 議第 98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
- 議第 99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
- 議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 認第 1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認第 2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について
- 議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）
- 議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

	号)
議第107号	平成18年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第108号	平成18年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
議第109号	平成18年度山口市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第4	採 決
議第 93号	山口市行政手続条例の一部を改正する条例について
議第 94号	山口市税条例の一部を改正する条例について
議第 95号	山口市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第 96号	山口市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
議第 97号	山口市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について
議第 98号	山口市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について
議第 99号	山口市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
議第100号	山口市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
議第101号	山口市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について
議第102号	岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
認第 1号	平成17年度山口市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
認第 2号	平成17年度山口市水道事業会計決算の認定について
議第103号	平成18年度山口市一般会計補正予算(第3号)
議第104号	平成18年度山口市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
議第105号	平成18年度山口市介護保険特別会計補正予算(第1号)
議第106号	平成18年度山口市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
議第107号	平成18年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
議第108号	平成18年度山口市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
議第109号	平成18年度山口市水道事業会計補正予算(第1号)
日程第5	議第110号
	山口市基金条例の一部を改正する条例について

- 日程第6 質 疑
- 日程第7 討 論
- 日程第8 採 決
- 日程第9 発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦について
- 日程第10 質 疑
- 日程第11 討 論
- 日程第12 採 決
- 日程第13 発議第6号 山県市議会議員定数条例について
- 日程第14 質 疑
- 日程第15 討 論
- 日程第16 採 決
- 日程第17 発議第7号 不正資金問題に関する意見書について
- 日程第18 質 疑
- 日程第19 討 論
- 日程第20 採 決
- 日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について
議会運営委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
- 日程第22 質 疑
議会運営委員会・特別委員会中間報告について
- 日程第23 閉会中の所管事務調査報告について
総務委員会
文教厚生委員会
- 日程第24 質 疑
総務委員会・文教厚生委員会閉会中の所管事務調査報告について
- 日程第25 閉会中の継続審査・調査について
議会運営委員会
産業建設委員会
環境保全対策特別委員会
東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会
-

出席議員（22名）

1番	吉田茂広君	2番	尾関律子君
3番	横山哲夫君	4番	宮田軍作君
5番	田垣隆司君	6番	村瀬隆彦君
7番	武藤孝成君	8番	河口國昭君
9番	影山春男君	10番	後藤利汎君
11番	谷村松男君	12番	横山善道君
13番	寺町知正君	14番	渡辺政勝君
15番	中田静枝君	16番	藤根圓六君
17番	村橋安治君	18番	藤垣邦成君
19番	小森英明君	20番	村瀬伊織君
21番	大西克巳君	22番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	助役	嶋井勉君
教育長	小林囿之君	参与兼会計事務局長	垣ヶ原正仁君
総務部長	林宏優君	市民環境部長	長屋義明君
保健福祉部長	室戸弘全君	産業経済部長	松影康司君
基盤整備部長	長野昌秋君	水道部長	梅田修一君
消防長	高橋信夫君	教育次長	土井誠司君
総務部次長	田中公治君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	舩戸時夫	書記	高橋幸弘
書記	堀達也		

午前10時00分開議

議長（久保田 均君） ただいまの出席議員数は22名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（久保田 均君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とし、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 後藤利汎君。

総務常任委員会委員長（後藤利汎君） それでは、総務委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月20日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第93号から議第108号までの所管に属する条例案件2件、決算案件1件、補正予算案件2件、その他案件1件の6議案及び陳情1件を議題とし、審査及び調査を行いました。

中でも、認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について、職員研修の実施状況、防犯灯の設置基準、市の普通財産の運用状況に関する質疑応答及び議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算でのNHK衛星カラー団体扱い受信料についての質疑応答に続いて、集配局の廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情の扱いについて審議し、郵政公社も民営化により経営改善を図る必要があり、集配局の再編合理化をされるもので、本市に関する郵便局では窓口事業は取り扱われ、問題ないことから、意見書の採択は必要ないと思われるとの意見もありました。

採決の結果、全会一致で6議案すべて原案どおり可決すべき決定をしたほか、集配局廃止再編計画に反対する意見書採択に関する陳情の扱いについては、採択しないことに決定しました。

続いて、質疑がありました普通財産の運用状況を正確に把握するため、主立った場所を選定し、管理状況を視察しました。

以上、総務委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 続きまして、産業建設委員会委員長 武藤孝成君。

産業建設常任委員会委員長（武藤孝成君） 議長のお許しをいただきましたので、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、9月25日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第99号から議第109号までの所管に属する条例案件2件、決算案件2件、補正予算案件4件の8

議案を一括議題とし、審査を行いました。

質疑は、議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、使用料金の設定根拠に関する質疑応答がありました。議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例については、水道事業会計の財政計画、料金改定の必要性についての市民へのPR方法、一般会計からの繰入金の検討について、また、認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、土木費における工事請負費と委託料の不用額について質疑応答がありました。

討論では、議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について、大幅な値上げは市民生活を脅かすことにつながるので、別の方法も検討すべきと反対討論がありました。

採決の結果、議第100号については起立多数で、7議案につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

この後、閉会中の継続調査及び委員の派遣について審議し、所管事務調査が必要であることから、委員を派遣することに決定しましたので、本会議に閉会中の継続調査の申し出をすることにいたしました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（久保田 均君） 続きまして、文教厚生委員会委員長 影山春男君。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） 議長のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会委員長報告をいたします。

文教厚生委員会委員長報告として、本委員会は、9月26日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第94号から議第105号までの所管に属する条例案件5件、決算案件1件、補正予算案件3件及び陳情2件を議題とし、審査及び調査を行いました。

質疑では、議第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、医療費に伴う個人負担が2割から3割に増すことに対する市の対応について、議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について及び議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例については、利用者負担に対する市の軽減措置について、議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例については、条例設置の意義と効果について、認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定については、老人保健特別会計からの繰入金及び障害者福祉費の扶助費における不用額、税金の不納欠損状況、住基ネットワークシステムの市民の利用状況、シルバー人

材センターと市のかかわりについて、議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算(第3号)(文教厚生関係)では、後期高齢者医療広域連合設立準備委員会における県の動向、市のメリット、75歳以上の市民のメリット、社会福祉施設整備補助金の交付対象となる障害者厚生施設の建設費助成について、議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算(第1号)では、給付対象者の増加状況について質疑応答がありました。

採決の結果、審査を付託されました9議案につきましては、全会一致で原案どおり可決すべきと決定をしました。

続いて、2件の陳情について委員会の取り扱いを審議し、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情については、中国の法輪功学習者の臓器摘出は非常に大きな問題であり、詳しい状況がわからないのに市議会が取り扱う問題でなく、むしろ国が行うべきであり、採択すべきでないとの意見がありました。

また、教育基本法「改正」に慎重を期すよう求める意見書採択への陳情については、教育基本法の改正案も当然のごとく憲法の趣旨を受けているものと解されることから、年数を重ねて慎重を期して進められており、採択すべきでないという意見と、教育基本法を変えるとすれば、広く各階層からの十分な意見交換を要することから採択すべきであるという意見がありました。

採決の結果、2件の陳情のうち、中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情については全会一致で、教育基本法「改正」に慎重を期すように求める意見書採択への陳情については起立少数で採択しないことに決定しました。

以上、文教厚生委員会の審査及び調査報告とさせていただきます。

議長(久保田 均君) 御苦労さまでした。

各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長(久保田 均君) 日程第2、質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(久保田 均君) 発言はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第3 討論

議長（久保田 均君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第93号から議第109号までの19議案に対する討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

中田静枝君。

簡潔にお願いします。

15番（中田静枝君） 議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例について、定率減税の廃止と課税の平準化は、現在の市民生活から見て不安要素となるために反対をいたします。

また、議第95号 市国保条例の一部改正条例につきましては、政府の医療改革の一環として、10月1日実施の高齢者への医療費大幅引き上げに賛同することはできません。

第96号 市福祉医療費助成に関する条例の一部改正関係ですけれども、政府のやはり医療改革の一環として改定をされる混合診療の本格的導入は、皆保険制度の原則を崩すものであります。医療における負担能力による格差をもたらすものであります。導入される療養病床入院患者への食費、居住費の実費負担は低所得者の入院治療を困難にするものでありまして、この条例の助成制度の目的に反します。市独自の対応を考えてでも、ここを補う必要があるというふうに考えます。このままでは賛成することはできません。

議第97号 市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例につきましては、原則利用料につきましては1割負担としながら、無料の部分の設けたり、また住民税非課税者の2分の1減額など、市独自の努力が見られることは評価できます。しかし、障害者の日常生活の上で欠くことのできない事業の利用料について、生活保護の被保護者にならない限りは免除されない規定になっております。この4月から施行されました障害者自立支援法によって発生した1割負担によって、山県市内の授産所の通所者が退所されているという情報も入っております。その後のことが大変気にかかりますけれども、こうした事態を防止するための市の十分な施策が不可欠であります。このままでは賛成することはできません。

議第100号 市水道事業給水条例の一部を改正する条例につきましては、重要な基盤整備としての投資であります。美山統合簡易水道事業など、大変大きな事業が今行われているわけでありまして、このような重要な基盤整備、特別な大きな事業の財政計画に当たっては、公営企業法に基づいて、一般会計からの出資などを財政計画に位置づけるべきであるというふうに私は考えます。料金の大幅値上げによる市民負担で行うということは納得できません。高富や伊自良地域の美しくて豊富な地下水と美山地域の美しい豊かな川の水は、山県市の大きな魅力です。みんなの財産です。水道料金が安い

ことは、その恵みとして喜ばしいことでもあります。この大幅な値上げ案に賛成することはできません。

議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算にも反対です。国の医療改革の一環として今回予算化された医療広域連合準備負担金は、75歳以上の後期高齢者医療制度の創設にかかわるものですが、この制度は、すべての75歳以上の高齢者をその扶養家族から切り離し、新たに医療保険料を年金から天引きするなど、高齢者への膨大な負担を強いるものであり、高齢者への差別医療の危険性を指摘されているものであります。市民福祉に大きな障害になります。制度の導入にかかわるこの補正予算に反対であります。

次に、104号であります。平成18年度山県市国保特別会計補正予算の第1号に反対です。第103号同様、国の医療改革の一環としての保険財政共同安定化事業の拠出金が予算化されているわけですが、国は、国民に対する憲法25条の責任をどんどんと棚上げにしてきております。小規模保険者の安定を図るとこの制度導入に当たって言いますが、地域性の違いや自治体独自の努力などが反映されにくくなり、結果として市民負担が増えることになりかねません。国の医療費負担をもとのように45%に戻し、国の責任をしっかりと果たさせることこそ求められます。制度の導入に反対です。

認1号と認2号ですが、認1号につきましては、平成17年度一般会計の決算、国民健康保険特別会計の決算、介護保険特別会計の決算、簡易水道事業特別会計、また農業集落排水事業特別会計、地域情報化事業特別会計、さらに認2号の水道事業会計の決算の認定に反対であります。借金で積み立てる合併振興基金、膨大な経費で不必要で危険な個人情報、の国家管理を進める住基ネット、職員の大幅削減、市債を大きく増やした高富中学校全面改築、十分な市民合意を得る時間をとらず、急いで取りかかった有線テレビの拡張事業、国の介護保険低所得者対策の後退、生活保護母子加算、老齢加算の廃止、障害者医療費自己負担と支援費自己負担の強化、69歳医療費助成制度の廃止などに対して、市独自の施策が講じられませんでした。また、歴史ある養護老人ホームの民営化、受益者負担の名で税の二重取りをする手数料や分担金、住民基本健診などの市民負担、資格証明書や短期保険証の発行で、命の綱である国民健康保険証発行が制限されてきたこと、各種使用料や水道料金への消費税上乗せ徴収、一般会計特別会計全般に低所得者対策の不備による住民への過重な負担があります。こうした決算、市の財政を圧迫し、市民福祉に反する決算であります。加えて、園児と自衛隊員との交流に問題ないとした市長の見解、収入役の廃止、保育料引き上げのための審議会設置など、平成17年度決算認定1、認定2の案件に反対の理由であります。

以上です。

議長（久保田 均君） 以上で、中田静枝君の討論を終わります。

発言通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。

反対討論はありますか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について反対いたします。

この議会に議案が出てきて、あるいは一般質問でいろいろとお聞きしましたけれども、通常考えて、行政マンがことしになって突如財政破綻が見えてきたということはありませんね。少なくとも、昨年あるいは一昨年には十分予測できたと思います。それに対して、今年度はともかく来年の予算がもう組めないんだと、だから引き上げざるを得ないという説明が議場でもありました。それは全く理解できない。もし本当にことしになって突然予測が出てきたのなら、仕事をサボっていたんだし、前からわかっていたのだったら、もっと早く議会に相談をし、市民にも相談をすべきだと思うんですね。

今、市のいろいろな将来計画の中には、住民参加という言葉がたくさんうたってあります。それは、市の今後の施策を住民と一緒に相談する、そして決めていくということのあらわれなんですね。それを実行すべきだと。ということは、市民と実際に、こういうふうにしなければならないんだけどもどうかという提案をしつつ、議会とも協議をしていく、そういう姿勢が必要なこと。特に内容はすべての人が毎日使う水ですから、空気と一緒になんですよ。そういった不可欠なものなんですから、どうしてもそういう視点を持つべきだったと思います。

例えば、テレビもそうでしたけれども、突然方針と額を決定していくということではなくて、市民と相談をする、それがこれから必要だというふうに思います。最終的に、市側の説明のどうしても上げなければ予算が組めないということを経験するならば、仕方がないとしても、いろいろな手法も考えられるわけですし、ともかく市民に対する周知が足りない。議会で決定してから、これしかないんです、決まりましたと説明するのは説明ではないわけです。

ですから、私は、今回の進め方、そして、少なくともこの9月ではなく12月でも、市

民に説明してからでも手続はとれるわけですから、現在値上げを決定するということは到底承服できない、そういった意味で反対いたします。

議長（久保田 均君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（久保田 均君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第93号から議第109号までの採決を行います。

最初に、議第93号 山県市行政手続条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第94号 山県市税条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第95号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第96号 山県市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第97号 山県市障害者地域生活支援事業の実施に関する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第98号 山県市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第99号 山県市生産物直売食材供給施設等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第100号 山県市水道事業給水条例の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第101号 山県市消防本部及び消防署設置条例等の一部を改正する条例について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第102号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

認第1号 平成17年度山県市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案の

とおり認定されました。

認第2号 平成17年度山県市水道事業会計決算の認定について。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は認定であります。本案を原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議第103号 平成18年度山県市一般会計補正予算（第3号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第104号 平成18年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第105号 平成18年度山県市介護保険特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第106号 平成18年度山県市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第107号 平成18年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第108号 平成18年度山県市地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第109号 平成18年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）。

お諮りいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第5 議第110号 山県市基金条例の一部を改正する条例について

議長（久保田 均君） 日程第5、議第110号 山県市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） それでは、追加議案の提案説明をさせていただきます。

追加議案といたしましては、条例案件を一件上程いたしております。お手元に配付しております、議第110号 山県市基金条例の一部を改正する条例でございます。

市土地開発公社が先行取得する土地購入資金につきましては、市が債務保証することにより、市内の金融機関から最も貸し付け条件のよい借り入れを行ってきたところでございます。本年度からは、土地開発基金の資金を活用すべく、この基金からの貸し付けによって運用してきているところでございます。近年、超低金利時代が長く続いてきたわけでございますが、ゼロ金利政策が解除され、最近の金利動向等を見ていると、今後はデフレ脱却とともに金利が上昇していくことも予想されるところでございます。このため、市土地開発公社が先行取得する土地の原価の低廉化を図るべく、預金にて保管している基金を活用できるようにするため、改正を行おうとするものでございます。

以上が追加議案といたしました議案の内容でございますが、よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第6 質疑

議長（久保田 均君） 日程第6、議第110号に対する質疑を行います。

発言をどうぞ。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 答弁者はだれがいいかわかりませんが、まず、この3項のところですけど、ここの内容について質問しますが、その前に、なぜこの9月議会にこれが出てきたのかということをお答えください。

それから、もう一つ、なぜ9月議会の冒頭に出てこずに最終日にぽんと突然出てきたのか、その理由、必要性、そこを教えてください。

それと、3項のところの確実なという言葉がありますね。条例の文言に確実という言葉を使う。今この時代に確実なんてことは、普通に考えたらあり得ないと思うんですが、何をもって確実と定義するのか、何を指しているのかということですね。

それから、償還方法、期間、利率と3つありますけど、具体的にどのようなものを想定しているのか。何の想定もなしにこんな言葉は使えないと思うんですが、その点いかがでしょう。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、第1点目の、9月議会にということ、この最終になぜかということですが、これは先ほど市長が御説明申し上げましたように、非常にこれから金利が上がってくるということが想定されます。そういった中で、現在、土地開発公社で借り入れをしております6億円ほどの金利の軽減化を図れないかということでいろいろ検討してまいりました。そういった中で、ことしの第1回の定例会におきまして、土地開発基金につきましては、こういった手法でお認めをいただいたわけでございます。そして、全体の基金の運用につきまして、これは非常に例外的な手法でございますけれども、基金はそれぞれ目的を持って積み立てておるわけございまして、そういった基金の運用について、その運用を広く解釈して今回の提案をさせていただいたわけでございます。それが何とかいい方法はないかということでいろいろ検討しました結果、こうした例外的な手法をとることができるということになりましたので、この9月の議会に提案させていただいたということでございます。

また、2点目の、なぜ最終日かということは、これが提案日であります議会の開会の当初に、ここまでのまだ詰めができておらなかったことによりまして、そのころから検討しておって、こういった手法がとれるということが判明しましたので、今回の次の12月の議会にしますと、3カ月おくれることで150万ほどの金利の差がございます。そういったことから、急遽最終日に提案をさせていただきました。

そして、次に、確実な償還方法ということでございますけれども、確実な償還は、市と土地開発公社と金銭消費貸借契約を締結いたしまして、そして、そういった締結をいたしますので、確実に償還されるということになります。

次に、期間及び利率を定めて、これを具体的にということでございますが、期間は毎回1年ということでございますし、利率につきましては、その時々貸し付け時におきます定期預金の利率を想定いたしております。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） なぜ9月の途中かということについて、じゃ、きょうにしかできなかったのか、例えば中間日にはどうだったのか。突然出してくるんじゃないで、議会議中なんだから、もっと緊密に会議を持つとか、議会と相談することができたんじゃないでしょうか。余りにも議会軽視だと思うんですが、その点いかがですかということが1つですよ。

それから、今の御説明で、基金は自治法で条例で定めると明確になっていますね、目的を定めると。だからこそ条例があるわけですけども、定めた条例の目的に従ってためてある基金を他に流用すること、今、例外的な手法として認められることが判明したからという説明でしたけど、具体的に言うて下さい、裁判で勝てる確証が持てたのでしたらね。何をもってそれが違法でないかと断定できたのかということですね。

それから、3つ目、あるいは確実な償還方法について公社と契約するという答弁でしたけど、公社は実質山口市なんですよ。公社が破綻したときに、契約したのってほとんど意味がないわけじゃないですか。これが第三者の民間会社だとか金融機関なら、もっと大きないろんな仕事をしているところだから、その分で当然返せませうけれども、公社と契約したからって、ほとんど担保するものがないんじゃないですか。市のために先行取得しているだけのところですから。いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、第1点目の、最終日ということですが、こうしたことにつきましては、今後十分配慮させていただいて検討させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、2点目の、目的に反するというのではないかという御質問ですが、地方自治法の中に基金の運用につきまして定めておまして、地方自治法では、まず目的を持って定めるということで、そして、もう一つは、確実かつ効果的な運用をしなければならぬ、ここの確実かつ効果的な運用について、資金の運用について広く解釈をいたしまして公社に貸し付けるということですが。

13番（寺町知正君） 解釈じゃなくて、国がいいと言ったとか、県がいいと言ったとか、こういう判決があったとか、そういうものを答えてほしい。

議長（久保田 均君） ちょっとやみ取引をしないように。

13番（寺町知正君） だって、答弁漏れだから言っているんです。

総務部長（林 宏優君） そこまでは、確認をいたしておりません。

次に、3点目の、市の開発公社が破綻するのではないかとということですが、公社の行為につきましては市が債務負担行為を持っております。そういったことで、破綻というような状態にはなりません。

以上でございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） まず、法律関係ですけど、具体的に国がこれでいいんだという見解を出したとか、県がそういうふうな方針を出したとか、見解を出した、あるいは判

決があるとかということではなくて、市の独自の判断だということですね。山泉市の独自の判断だということでもいいですね。その再確認です。

それから、公社に関して債務負担しているって、まさに、だから、市のことを市が債務負担しているからいいですというのは本当に内輪の話であって、そんなことが正当性として通ると思われるんでしょうか。

もう一点、3項の最後に、運用することができるということで、じゃ、仮にこれが通ったら、具体的にどんな運用を予定しているんでしょうか。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 判断につきましては、他の例も調べまして、一応独自の判断でございます。

2点目の、債務負担につきましては、市が債務負担をしておりますので确实だという認識を持っております。

3点目の、運用につきましては、先ほど申し上げましたように、期間は1年間といたしまして、それぞれの貸し付け時の定期預金の利率で運用したいということを考えております。

13番（寺町知正君） だから、具体的にするというつもりがあるかどうかです、すぐに。

総務部長（林 宏優君） そういうことです。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 寺町議員の質問の中で答えられたのかもわからないんですけど、これの法的な根拠なんですけど、明確に答えていただけたらと思いますけど。

議長（久保田 均君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほど御説明しましたように、自治法では2つのことを定めておりまして、その中の一方の确实かつ効率的な運用ということで、确实かつ効率的な運用という判断で今回の条例改正をお願いしておるわけでございます。

議長（久保田 均君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第110号は、会議規則第37条第2

項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第7 討論

議長（久保田 均君） 日程第7、討論。

最初に、反対討論はありますか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 新しい制度にするということですが、以前出た市の土地開発基金を公社にというのは、一定の目的、縦系列という意味では、それはそれで合理性があるようにも見えるんですけど、今回、基金全体の網をはずしてしまって、すべてという形になるわけですけど、その法律根拠について、本当に今出てきて突然で、私は何にも資料も調べて勉強もし、いろんなことを考えることすらできない。先ほどの市の答弁も、こういう見解があります、こういう判例がありますならまだ説得力もあるけれども、山形市独自の判断ですということをおぼんとぶつけられて、こちら考える時間が必要です、調べる時間が必要です。この後最低限、そういった意味で、これに対して到底賛成とは言えない。言えない以上、反対するしかないですね。

それと、公社と契約ということが1つの担保にあるようですけども、それでは非常に不安である。所詮一体な市と公社ですから、そういう中で、契約したものがどの程度の実効性があるかというのも非常に微妙です。そういった意味で、今この時点でこれに賛成と言うことはできませんので反対いたします。

議長（久保田 均君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第8 採決

議長（久保田 均君） 日程第8、採決。

議第110号 山県市基金条例の一部を改正する条例について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦について

議長（久保田 均君） 日程第9、発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦について。事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者の武藤孝成君に趣旨説明を求めます。

7番（武藤孝成君） 発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦につきまして、提案説明を申し上げます。

山県市農業委員会委員は9月30日をもって任期満了となります。御承知のとおり、公職選挙法に伴います委員15名は9月17日に決定しておりますが、議会におきまして、農業委員会等に関する法律によって、4名以内の学識経験を有する者を推薦することになっております。

山県市の農業活性化に向けた、農業の推進、農地の効率的な利用調整、農業後継者の確保などは必要不可欠となってきました。このため議会として、農業委員会委員の推薦につきましては、農地転用による弊害として、周辺農地からの農作意欲が損なわれることのないよう地域的な配慮を考慮し、識見が高く、地域に信頼があり、土地利用についても非常に関心を持たれておる3名の方を推薦いたします。

最初に、鷲見岩男さん、住所は高富2019番地の1、生年月日は昭和13年8月1日です。鷲見さんは現在、農業委員、農事改良組合長、高富地区機械化営農組合長として活躍されており、過去にはJA岐阜北の監事も務められた経歴もあり、責任感が強く、地域では厚い信頼を受けておられます。

次に、川島定男さん、住所は大門971番地、生年月日は昭和20年11月10日です。川島さ

んは稲作を中心に熱心に農業に従事されており、田83アール、畑24アールを耕作されておられます。地域の信頼も厚く、責任感の強い方です。

次に、吉田利雄さん、住所は谷合1414番地の1、生年月日は昭和13年6月6日です。吉田さんは元市会議員として活躍されており、現在、岐阜中央森林組合の理事も務められておられ、地域の人望も厚く、仕事の傍ら、土地利用についても関心を持っておられる方です。

以上3名の方を推薦したいと思いますので、皆様方の推薦をよろしくお願ひしたいと思ひまして、提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

日程第10 質疑

議長（久保田 均君） 日程第10、発議第5号の質疑を行います。

発言をどうぞ。

発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、発議第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第11 討論

議長（久保田 均君） 日程第11、討論。

最初に反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論なしと認めます。これもちまして、討論を終結いたします。

日程第12 採決

議長（久保田 均君） 日程第12、採決。

発議第5号 山県市農業委員会委員の推薦について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第13 発議第6号 山県市議会議員定数条例について

議長（久保田 均君） 日程第13、発議第6号 山県市議会議員定数条例について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります渡辺政勝君に趣旨説明を求めます。

14番（渡辺政勝君） 発議第6号 山県市議会議員定数条例について、提案説明を申し上げます。

平成16年6月に第1次山県市行革大綱及び実施計画を策定し、最小の経費で最大の効果を上げるといふ地方自治の基本原則のもと、行政改革に取り組んでいます。

こうした折、平成17年3月には総務省から地方公共団体における行政改革の推進のため新たな指針が示され、より一層積極的な行政改革の推進が求められています。

また、議会改革については、第28次地方制度調査会において、全国市議会議長会からも、都市行政問題研究会で取りまとめた分権時代における市議会のあり方を中心に、地方議会制度の改革について報告がなされました。

このような状況の中、山県市議会といたしましても、議員定数削減を含めた行財政改革、議会改革についても国や本市の動きとともに痛みを共有しなければならないと思います。

議会の役割として、政策提案、監視機能を十分果たすためには相応の議会定数が不可欠であり、単に議員定数を削減するのみでは議会改革とはなりません。各議員の資質の向上による機能、権能強化によってカバーし、財政改革に資する必要から、今回6名を削減し、定数を16名とするものであります。

以上、地方自治法第112条及び山県市議会会議規則第14条の規定により提案いたします。

なお、現行の定数22というゆえんは、条例で策定はされていないという状況でございます。この定数は、合併時の合併協議の中での協議書で22名が定めておるといふ状況でございます。

以上、補足説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

日程第14 質疑

議長（久保田 均君） 日程第14、質疑。

発議第6号の質疑を行います。発言をどうぞ。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） それでは、提出者の渡辺さんにお伺いをいたします。

この提案は、現在の定数を6減らして16にするという具体的な提案ですけれども、議員は、この16という定数が今の山県市の規模にちょうどいいというように受け取れる発言もされているわけでありますが、そういう判断をされる根拠として、どのようなことを考えていらっしゃるのでしょうか。

議長（久保田 均君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） この16という御提案申し上げました経過の中には、新聞等でも報道されましたように、3会派でもちまして協議した内容でございますし、その大方の中での判断基準といたしまして、やはり我が3万1,000人のミニ市である中と、近隣関係の市町村、やはり人口2万人以上5万人未満の状況の中からも、いろいろと判断材料といたしまして、我が市との実力というか、そういう中で16という決定に至った次第でございますので、御報告いたします。

議長（久保田 均君） 中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今の御答弁の中では、近隣の市町ということで、そういったものも比べてみられたということ、また人口などが、言われましたけれど、近隣ということは大変狭い範囲での比較だというふうに私は思います。やっぱり全国的に日本として、全国的にどんなふうなのかということ調べる、これがやっぱり必要ではないかと思うわけですけれども、そこら辺についてはいかがだったのでしょうか。

議長（久保田 均君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 全国的な流れというのは、やはりこうした行革の方向に進んでいる状況でございます。増やしたという事例は少ないわけですし、大方のこうした議員定数につきましては削減の方向でございます。どこの何がどうのこうのということはありませんけれども、私たちの独自判断で山県市はどうかという1つの判定でございますので、あくまでも最後の決定はそうした状況の中でやっております。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。寺町知正君。

13番（寺町知正君） この議案が出るということは、事前に非公式な会議の中では話

し合われていました。私はそこで申し上げたし、ここの議場でも述べますけれども、地方自治体の議会の定数についてはいろんな説があるわけですね。そういった中で、詳しくは討論でも述べますけれども、私がこの山県市議会が一番心配していることは、報酬をまた引き上げるのではないかということなんです。2004年3月のときに、42人から22人に実際に減るといふ、その次に選挙があるといふときの議会で、報酬が5割引き上げられたわけですね。そのことについて、非常にまた今後の引き上げを心配しているといふことで、例えば削減の議案を出すなら、附帯決議で現在の報酬を引き下げる、時期や額はともかく、そういう決議をすべきではないかと申し上げましたけれど、そういった附帯決議は全く出ていない、つまり単純に引き下げただけだと、ということは、2年前に倣ってまた引き上げるという懸念を持つんですが、そこについて、提案者の見解はいかがでしょう。

議長（久保田 均君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 合併の折の中で、どうしてなされたかということ踏まえまして、合併当時は42人の議員は、合併期限の延長特例ですか、それで1年1月当たり延長されたところもあるわけですし、そうした中で22人が定められたという経過を踏まえまして、その当時のやはり市民の感情から申し上げますと、そのときに報酬も上げた、いろいろ御批判もいただいた中で、そうした反省も踏まえ、やはりそうした思いでございますし、あの当時、私ながら、即選挙でもよかったのかなという今は思いでございますけれども、しかしながら、そういった経過がなされ、そうした御批判もいただいた、そうした意味での定数を6減とした大きな意味合いを持つものでございます。

そしてから、寺町さん心配されますが、議員の報酬値上げだというようなことは全く御心配に至らないと思っておりますけれども、経済情勢がこれから先どのようになるかわかりませんし、昨今の地方の財政状況は極めて厳しい中でも、そうした景気がよくなっても値上げの環境にあるのかどうか、これは予測すらできませんけれども、少なくともそうした御心配はなさらなくても済むのではないかという思いでございます。

議長（久保田 均君） 寺町知正君。

13番（寺町知正君） 将来の経済予測はわからないけれども、心配しなくてもいいんじゃないかということですが、何の根拠もないわけですよ。だけど、事実としては、先ほども申し上げたように、2年前にこの山県市庁舎の中の審議会の議場で、5割引き上げるといふことに賛成した議員の人が、今22人いる議員のうち6人を除いてはその議場にいた人なんですよ。そういう現実、事実があるのに、将来の予測ができないことをもって、どうなるかわからないと。まさにどうなるかわからないといふのは、上げるかも

しれない、このままかもしれない、下げるかもしれないとしか聞こえないんですが、その点いかがかということ。

それと、今から口頭でいいから、将来の引き下げを検討するということを附帯決議として追加で出せないんでしょうか。

議長（久保田 均君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 検討云々ということは、いろいろ特別職等の報酬審議会等がございまして、考えるべきだと思っておりますし、議員だけが特別の職でございますけど、その1つでございますので、そうしたこと等、寺町さん、大変心配なさっているの、疑ってみえるのかわかりませんが、これからの世の中を考えますと、我々はそうした値上げという方向にはいかないんだという1つの議員個々それぞれ認識を持って、また信念としてやっていただくという思いでございますので、そうした寺町さんの1つの御指摘には当たらないと思います。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 提出者に伺いたいんですけど、きょう初めてこの16という数字を示しての提案なわけなんですけれども、議会制民主主義ということで、この議員の数をどれだけにするかということは将来の山口市にとっても非常に大きな影響を与える問題だというふうに思います。重要な案件であります。こういうものを削減という方向で同意された3つの会派の方だけで内々に御相談をなさって、そして本日突然に提案をされると。今議会になって私たちもその動きを初めて知ったわけなんですけれども、こういうやり方というのは、議会制民主主義としても、住民が主人公、主権者は市民一人一人でありますので、そういうことから考えて物すごい重大な問題だというふうに思います。広く市民に、やはりこうした議案として提出する前から、具体的な内容などを明らかにして、市民の中で十分議論がされるような環境を整える必要があったと私は思います。それがなされなかったということは問題ではないかと思いますが、いかがですか。

議長（久保田 均君） 渡辺政勝君。

14番（渡辺政勝君） 中田さんにおきましては、機関紙でもってこの内容に触れてみます。多数派の議員の数の横暴じゃないかと。それなりの立場で申されたということは理解できますけれども、本日、我々19人、18人の代表として提案させていただいておる、この中では十分協議した。しかしながら、民主主義の否定ではございません。現実にごうしてきょう提案申し上げたわけですから、議論に加わるのはなさっておるわけですから。そうしたことも踏まえて、また、市民との相談しようということ、やはり我が

議員それぞれの身分にかかわることですけれども、市民の中には当然前からこうした声は、削減の方向でという声は大きくありました。私も体験しております。そうした中で、市民からいろいろ圧力をかけて指摘される前に、議会独自の判断でやるということも大事なことでございます。こうした決定がなされたということは議員にとって痛みでございますけれども、大変大きな市民に誇れる成果ではないかと思っております。よろしくをお願いします。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第6号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、委員会の付託を省略することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第15 討論

議長（久保田 均君） 日程第15、討論。

最初に反対討論はありますか。

寺町知正君。

13番（寺町知正君） 22人を16人に減らしたいという議案に反対の立場で討論いたします。

議会の定数については、有識者や各関係者などから、例えば、住民の意見を反映するためには人数が多い方がいいんだと、報酬を少なくしてでもいいから人数を多くした方がいいという意見があります。他方で、やはり資質を向上し、活発な議論をし、政策提案するためには少数精鋭がいいんだという意見も出ています。そういった中で、社会情勢としては、行政がスリム化していくということも強く言われています。そういった中で、私自身の考えは、16が必ずしも悪いとは思わない、ただ、そこにどの程度の住民や

議員たちの合意があるかという問題を抱えています。ということで、今回の突然の提案は非常に手続的には不備がある。

やはり、議会の改革、議会の変更、修正、合意、それは議員全員で協議する、あるいは特別委員会などを設置してそこで検討していく、そういう性質のものであります。実際、他の議会はそうやっていろんなことを変えていっているわけですね。ですから、今回全く任意の会派の相談だということで、実質的にもう多数だからいいじゃないかとか読み取れない議案の提出の仕方です。これは本来、議会の姿としては非常にまずい姿だということも思います。そんな意味でも賛成しがたい。

それから、報酬についてですが、質疑でも提案者の意見を聞きました。いろいろなデータを見ても、この3万人という自治体規模、人口規模から考えて、現在の山梨市議会の議員の報酬は非常に高い位置にあるわけですね。そういったことを念頭に置きながら振り返りますと、2年前の3月に山梨市の議会は、突然5割の報酬引き上げを決定して現在に至っています。この議場にお見えの22人の方のうちの6人を除いてはその決定の議会におられた人たちですから、今回の定数の議案と同様に、数でぼんと出ればいつでも変わるわけですね。提案者も明確にそのようなことはないと言い切れなかったし、私は事前の議員たちの話し合いでも、少なくとも附帯決議で、山梨市議会の議員の定数を減らすということの担保として、報酬の見直し、削減の方向を検討するというような決意を附帯決議で必ずつけてほしいということは提案しましたが、それについては必要ないという趣旨の答えでした。実際、このまま採決にいけばこの状態で可決されます。

そういった意味で、市民に対して約束する担保がない。定数は下げるけれども、報酬引き上げの可能性を私は懸念します。そういった意味で、現状でこの議案に賛成することはできない、そういったことで反対いたします。

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

宮田軍作君。

4番（宮田軍作君） 議員は、市民の代弁者として民意を市政に反映させるという重要な責務を負っております。市民の代表として市の財政状況に一番身近にいるのも議員であります。こうした立場から、本市の財政状況の健全化には、行財政改革が待ったなしと考えます。改革には聖域をつくることはできません。意識改革は自己改革であり、議員自らが厳しい状況を認識し、議員定数削減を提案されたものであります。改革には、やる気とスピードが重要であります。任期は4年、先延ばしして果たして市民に理解されるのでしょうか。世論は削減であります。自らの決断は市民の皆さんに高く評価されるものと確信し、議会議員の定数条例に賛成をいたします。

議長（久保田 均君） 反対討論はありませんか。

中田静枝君。

15番（中田静枝君） 今、宮田議員からは、世論は削減だとおっしゃいましたけれども、それを示す根拠は私たちには示されておられません。この議員の定数を削減するという議会制民主主義の問題として大変重要な案件を市民に明らかにしないまま、市民の広い意見を聞き、声を聞き、市民とともに考える時間を全くとらないで、本日提出、本日議決ということで即決をしていくというようなやり方というのは全く許されません。また、議会においても、十分な審議は全くなされないままの状況であります。これは、議会としてその責務を本当に果たしているのかと言わなければなりません。

議員の定数につきましては、多様な市民の声を反映するために法律で定められておまして、山州市の法定定数は26とされております。現在、その数を4削減して22となっているわけでありまして。山州市の面積は222平方キロメートルと大変広大であり、これ以上議員定数を減らすことは、多様な市民の声の反映を一層困難にいたします。

渡辺議員は、市の規模に議員数も対応し、将来を見据えるというように語っておられますけれども、果たして市の規模にこの16という提案が対応したものなのかどうかということについては、先ほどの質疑におきましても、十分な研究をされたというわけではないということが明らかになりました。

実際、全国状況を見ますと、どうかということをお調べすると、本当にそこには議員の主張には無理があるということが明らかになってまいります。全国の人口規模が山州市に類似をしております人口2万5,000人以上3万6,000人未満の市を私は調べてみました。2005年、平成17年8月現在の定数などでありまして、法定定数以下の市は全国の中で77の市が数えられましたけれども、その人口の平均は3万915人、面積の平均値は211.4平方キロメートル、そして実際の定数の平均は21であります。このうち定数を20未満としている市は18ありまして、それらの市の面積を調べてみますと、その平均値は105平方キロメートルと山州市の約半分であります。今回提案されております定数16と同じ市は77のうち2市見つかりましたけれども、その面積はといいますと、2つの市を合わせて2で割りまして平均値ですが、62平方キロメートルと、現在の高富地域と伊自良地域を合わせたぐらいの広さのところ定数16というふうになっているわけでありまして。

このように、現在の22をさらに6議席削減して16にすることは、山州市の広い面積を考え合わせますと、全国でも最低の議員定数にするんだということになるわけです。議員の数は、民主主義の1つのバロメーターであります。将来の市民が、議員として市民の声を代弁して活動するステージをこのように大幅に狭めることはしてはならないこと

だというふうに私は考えます。

以上、この議員定数削減条例案に反対討論といたします。

議長（久保田 均君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 以上をもちまして、討論を終結いたします。

日程第16 採決

議長（久保田 均君） 日程第16、採決。

発議第6号 山県市議会議員定数条例について、本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（久保田 均君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。議場の時計で午前11時30分に再開をいたします。

午前11時16分休憩

午前11時30分再開

議長（久保田 均君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第17 発議第7号 不正資金問題に関する意見書について

議長（久保田 均君） 日程第17、発議第7号 不正資金問題に関する意見書について。

事務局、朗読願います。

（事務局朗読）

議長（久保田 均君） 提案者であります後藤利丸君に趣旨説明を求めます。

10番（後藤利丸君） それでは、発議第7号 不正資金問題に関する意見書につきまして提案説明を申し上げます。

去る7月5日に発覚した岐阜県の不正資金問題は、県民の信頼を失う重大な問題となっています。かつて多くの自治体で裏金問題が発覚した際に、各県が問題解決に向け真摯に取り組んでいたとき、岐阜県はこの存在を公表しなかったばかりか、岐阜県議会の

本会議においてそのような事実はないと答弁がなされ、近年まで裏金づくりが組織ぐるみで行われてきたことに強い憤りを禁じ得ません。

第三者によるプール資金問題検討委員会での調査、検証によれば、不正資金づくりが全庁的に行われていたことや、問題を深刻化させた旧幹部らの責任は極めて重いことと、再発防止に関する提言がされています。

よって、県当局におかれては、県民の信頼を回復するために全容解明と資金の返還及び再発防止策を速やかに講じていただくよう岐阜県知事に要望するもので、皆様の御賛同を賜るようお願いを申し上げまして説明といたします。

日程第18 質疑

議長（久保田 均君） 日程18、質疑。

発議第7号の質疑を行います。発言をどうぞ。

発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、発議第7号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第19 討論

議長（久保田 均君） 日程第19、討論を行います。

最初に反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第20 採決

議長（久保田 均君） 日程第20 採決。

発議第7号 不正資金問題に関する意見書について。

本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

日程第21 議会運営委員会・特別委員会中間報告について

議長（久保田 均君） 日程第21、議会運営委員会・特別委員会中間報告についてを議題といたします。

議会運営委員会、環境保全対策特別委員会、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会に付託中の案件について、中間報告をしたいとの申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から報告を受けることに決定をいたしました。

初めに、議会運営委員会委員長の発言を求めます。委員長 藤根圓六君。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） ただいま議長に発言の許可をいただきましたので、議会運営委員会の委員長報告をさせていただきます。

本委員会は、閉会中に4回開催しました。

6月29日、平成18年第3回定例会の日程を審議しました。

7月25日は、平成18年第3回臨時会の提出予定議案及び会期日程、議案書の事前配付について審議しました。

9月1日は、平成18年第3回定例会の提出予定議案、議員提出議案、陳情の取り扱いについて審議しました。農業委員会委員の推薦による議員提出議案は会期中に行うことにし、陳情3件の取り扱いは常任委員会において審議することにしました。

9月6日は、不正資金問題に関する意見書、教育基本法改正に伴う陳情について審議しました。意見書については、他市の状況を判断して取り扱うことにし、教育基本法改正に伴う陳情については採択しないことにしました。

以上をもって、議会運営委員会委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 議会運営委員会委員長の中間報告が終わりました。

次に、環境保全対策特別委員会委員長 村瀬隆彦君。

環境保全対策特別委員会委員長（村瀬隆彦君） 議長から指名をいただきましたので、環境保全対策特別委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、去る9月4日、委員10名と執行者側からは所管する部長、課長の出席を求め、視察研修を行いました。

畜産環境対策では、岐阜市農協が運営されている岐阜市佐野にある堆肥センターを視察しました。その説明の中で、平成17年度の畜ふん処理量は6,329トン、経営状態は1,895万円の赤字で、春から秋にかけてのにおい、ハエによる苦情が地元からあり、苦慮しているとのことでした。また、委員の中からの質問で、将来岐阜市農協と岐阜北農協が合併されたときにおいて、山県市の畜ふん処理は委託できるかとの質問に対しては、今後の協議によるとの回答でした。

この後、山県市から出る瓶のリサイクルを依頼している、大垣市にあります瓶の破砕工場と瓶の製造工場を視察し、改めて色別による分別収集の必要性を感じました。

当委員会といたしましては、特別委員会設置目的でありますごみ処理及び畜産環境対策に対する調査研究を行い、生活環境の保全を図る必要があり、今後においても継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査することを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 環境保全対策特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

続きまして、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長 谷村松男君。

谷村君、自席でいいですよ。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長（谷村松男君） それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、自席で失礼をいたしますし、また、発言のお許しもいただきましたので、ただいまより東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会の中間報告を行います。

去る9月5日、東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会は、委員11名全員出席のもと、所管の部課長さん等の出席を求め委員会を開催し、トラスト運動の解決の一助として、美濃関ジャンクションの遮音壁及び美濃加茂インターチェンジの高性能舗装の防音効果等について視察研修してまいりましたので、その内容を報告します。

美濃関ジャンクション見学ステージにて、岐阜国道工事事務所の担当者より、東海環状自動車道建設事業の進捗状況について、東回りルートは、愛知万博の開催に合わせて平成17年3月19日より供用開始されており、工業団地への企業進出、周辺観光地への大

幅な観光客の増加、周辺道路の交通渋滞の緩和など、さまざまな経済効果が発現している。現在は、西回りルート的美濃関ジャンクションから西関インターチェンジ間の工事を平成20年度の供用開始に向けて実施している。一方、大垣 養老間も用地買収を進めている。

西関インターチェンジから仮称の高富インターチェンジまでの工事については、平成20年度以降の動きになるかと思いますが、現在、山県市内の鳥羽川以東、鳥羽川より東については路線測量が終わり、予備設計を進めているとのことであり、鳥羽川から西につきましては、反対の住民の方々もおられ、現地説明会までに至っておらず、路線測量も済みではありませんとの説明がありました。今後は、地元の方々に御理解がいただけるよう、山県市とともに関係者への説明を進めてまいりたいとのことでありました。

また、騒音対策として、新しく開発され使用されている遮音壁の説明では、アクリル製と鋼製があり、アクリル製は見通しもよく採光性にすぐれてはおりますけれども、単価が鋼製の2倍以上するというので、非常に高くつくということでございます。また、ジャンクションを車が通過する際に民家の近くで騒音の測定をいたしましたところ、50から53デシベルで、環境基準値の55デシベル以下であることを確認いたしました。その後、美濃加茂インターチェンジに行き、高性能舗装の防音効果についても説明を受けてまいりました。

そして、インター周辺整備に関連して、日本昭和村で昭和村の概要と東海環状自動車道との効果について説明を受け、昭和村に設置されている施設のメリット、デメリット等につきましても学んでまいりました。また、西関インターチェンジ建設予定地につきましても見学をしてまいりました。

当委員会としましては、特別委員会の設置目的であります東海環状及び幹線道路整備促進に対する調査研究を継続して行い、事業促進を図る必要から、今後も継続していくべきであるとの結論に達しましたので、継続審査とすることを希望し、委員長報告といたします。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長の中間報告が終わりました。

日程第22 質疑

議長（久保田 均君） 日程第22、質疑。

議会運営委員会及び特別委員会中間報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。ございませんか。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 議会運営委員長さんにちょっと質問いたしますが、議会運営委員会での審査なんですけども、各委員会への付託案件とともに、委員会の開催のその日にいろんな陳情あるいは意見書採択のものが追加的に出される。ぜひとも今後は、議会運営委員会を通った時点で、委員会に付託するということが決められた時点で、関係部局あるいは委員の皆さんにどういったことが提出されるか事前に通告をいただきたいなと。当日出されても、今回私どもの委員会でも、教育基本法等々あるいは非常に高度な議論を要する陳情等が出ますと、事前の調査研究を省いて議論が非常に深まらない、そういうことで判断をしていかなければいけないという弊害がございます。

よって、できれば、議会運営委員会、そういったことを決定されれば直ちに、車の両輪ですから、当然各行政の執行者側にも、あるいは委員の皆様にも御報告いただければ、委員会での審査が深まるのではないかと、かように思いまして、お願いなのか、質疑にはちょっと似合わないかもしれませんが、議会運営委員長さんの御見解をお尋ねいたします。

議長（久保田 均君） 藤根圓六委員長。

議会運営委員会委員長（藤根圓六君） よく今後の研究課題として受け取ってまいります。

議長（久保田 均君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。以上をもちまして、質疑を終結いたします。

日程第23 閉会中の所管事務調査報告について

議長（久保田 均君） 日程第23、閉会中の所管事務調査報告についてを議題といたします。

最初に、総務委員長から、閉会中の所管事務調査報告を求めます。

総務委員会委員長 後藤利丸君。

総務常任委員会委員長（後藤利丸君） それでは、総務委員会視察研修報告をさせていただきます。

総務委員会は、去る7月3日から5日までの2泊3日で北海道の岩見沢市と北見市2カ所を研修させていただきました。参加者は、総務委員会メンバー8名と事務局長の9

名です。

最初は岩見沢市で、総人口約9万3,000人の都市を研修しました。岩見沢市は、北海道でも唯一電子入札を取り入れている市であります。電子入札の運用について、施行の始まりは、入札談合問題の発生に伴い市全体に不安や疑念が大きく渦巻く中、市政の推進に多大な支障を来している中、多くの市民が抱える不安を一刻も早く解決し、安全な地域経済活動を推進し、電子入札制度を試行的に透明で公平公正な市政の展開と地域産業の振興を目指すことを目的とされております。本市も、平成18年度に試行運用と平成19年度に本格運用実施のスケジュールであります。かなり困難を来すものと思われま

す。2日目は、北見市の総人口11万都市を研修しました。行財政改革における取り組み状況については、平成15年から平成17年度までの3年間を取り組み期間とし、新たな行財政改革推進計画を策定され、行政のスリム化に向けて、行政組織等の見直し、外郭団体等の見直し、人事制度、職場環境の整備、定員の適正化、給与等諸制度の見直し、民間機能等の活用、助成補助の見直し等であります。また、行財政改革推進計画に基づき、事務事業の民間等への委託及び職員配置の見直しなどによる財政効果の推計額は、職員の削減等、減員を大幅に行った結果、平成15年度には2億3,000万円程度、平成16年度は11億1,000万円程度で、平成17年度では15億7,000万円程度見込み、累計効果額は29億2,000万円程度と推計されました。今後、山県市においても見直すところは真剣に見直し、認識を新たに、財政効果を上げるべき今後努力が必要と思われま

す。これをもちまして、総務委員会の視察研修報告を終わります。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） 御苦労さまでした。総務委員会委員長の報告が終わりました。

次に、文教厚生委員会委員長 影山春男君。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） 議長のお許しをいただきましたので、文教厚生委員会の閉会中の所管事務調査報告をいたします。

去る7月19日から21日の3日間、学校給食業務の外部委託、次世代育成支援と児童の安全対策、幼保一元化事業を本委員会の調査目的として視察してまいりました。

初日の7月19日は静岡県磐田市竜洋支所を訪問し、磐田市の学校給食の概要説明を給食センター所長より受けてまいりました。

磐田市には、幼稚園が23園で園児2,516人、小学校が23校で児童9,492人、中学校は10校で生徒4,677人であり、教職員の分を含めると1日に約1万7,700食を給食センター及び共同調理場並びに単独調理場において調理されています。平成15年4月より竜洋東小学校においては、正規給食調理員3名の定年退職に伴い、既存施設を活用しての給食調

理業務を民間委託に切りかえました。

市は、民間委託に切りかえるに当たり、委託業者が利益を追求することで、安全面及び衛生面がおろそかにならないよう、献立作成、物資納入委員会への参画並びに学校栄養士による指導を基本に、懇談会、交流会、試食会、現場見学等を重ね、保護者の民間委託に対する不安解消を図ってきた。現在においては特に問題はなく、保護者及び児童にとって大変好評であり、また経費削減も図られたとのことでありました。

その後、竜洋小学校を訪問し、学校給食全般について学校長から説明を受け、既存施設である調理場も見学をさせていただきました。

2日目は、東京都千代田区を訪問し、次世代育成支援と児童の安全対策の説明を子育て推進課長並びに教育総務課長より受けてまいりました。

千代田区では、次世代の社会を担う子供たちのための子育て支援について、率先して取り組みがなされていました。平成18年4月から、妊娠5カ月以上の区内在住者と高校3年生までの児童を養育するすべての保護者を対象に、小学校1年生から6年生には月額1,000円ずつを上乗せし、企業、事業所にも、子育て家庭に対する支援策を要請する独自の次世代育成手当を創設し、実施していると。すべての区民の子育てを精いっぱい応援するため所得制限もなく、医療費、教育費等子供のための経費なら何にでも充てられる使い勝手のよい手当であります。特別区民税、国民健康保険料、保育料等の未納者は該当外として納税義務も追求されておりました。

児童の安全対策については、子供が安全であることは地域が安全であることであると位置づけ、子供の安全・安心ネットワークによる地域ぐるみで犯罪を防止する取り組みが実施されておりました。また、見守り隊や保護者などの携帯電話に安全・安心情報をメール配信しているとのことでした。

3日目は、東京都世田谷区を訪問し、幼保一元化の取り組みについての説明を子ども部保育課長より受けました。平成18年10月1日施行の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律により、認定こども園として都道府県が認定するもので、それに先駆け既存の施設を貸し与え、民間業者が運営する民設民営としたところであり、その内容は、幼稚園と保育園の機能を備え、3歳から就学前までの幼児を対象とし、保育に欠ける子供にも欠けない子供にも教育及び保育を一体的に提供し、また、地域における子育て支援として、子育て相談や親子の集いの場の提供を実施することでした。運業者が積極的に地域の子育て支援に取り組めるよう、また、障害等により配慮を要する子供への支援等、安定的な施設経営と補助制度のあり方を検討されておりました。また、インターネット配信システムにより、保護者が園内の様子を見るこ

とができるとのことであります。

今回の視察は、我々議員にとって非常に参考になりました。特に本市の出生率は1.06人、全国平均1.25人です。現在の児童生徒数1,784人が5年後には1,491人になると推定され、293人が減少し、超少子化に向かっています。このような現状を真摯に受けとめ、若い世代の方が永住してくれるよう、さらに住みよいまちづくりを目指していく必要があると考えます。1つの考えとしまして、現在ある地域情報化システムで双方向からの情報提供ができるようになれば、より広く住民の意見を収集することが可能となり、より住民の意見が反映されやすくなり、使いよいものになるのではないかと思います。

以上をもちまして、視察研修の報告とさせていただきます。ありがとうございました。
議長（久保田 均君） 文教厚生委員会委員長の報告が終わりました。

日程第24 質疑

議長（久保田 均君） 日程第24、質疑。

総務委員会委員長、文教厚生委員会委員長の閉会中の所管事務調査報告についての質疑を行います。

発言をどうぞ。

藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） 総務委員長さんあるいは文教厚生委員長さんお二人に御質問を申し上げますが、委員長さんとしての所見で結構でございますが、こういった調査研究、今後も2泊3日は必要と御認識されておりますか。いかがでしょうか。

議長（久保田 均君） 後藤総務委員会委員長。

総務常任委員会委員長（後藤利彦君） ただいまの質問でございますが、私は、皆さん方のたまたまお話を聞く中で、今後は1泊2日でもいいんじゃないかというようなお話も聞かなくてもないので、今後我々はやはりそのことについても真剣に考えていかなきゃならんと、こんなふうに思っております。

議長（久保田 均君） 影山文教厚生委員会委員長。

文教厚生常任委員会委員長（影山春男君） 私は、今回の研修で3日間、近場にて全く長い時間研修させていただいて、非常に中身のあるすばらしい説明を受けてまいったと思う。私の委員会は、特に皆さんそう思っておられると思います。これを1日でやれということになると1カ所減るなど、私はあえて幾日とは申しませんが、その事情に対して対応していくべきかと存じますので、私の私見として申し上げさせていただきます。

議長（久保田 均君） 藤垣邦成君。

18番（藤垣邦成君） まず最初に日程ありきで研修のボリュームを決める、あるいは研究したい範囲の大きさによって日程を決める、どちらかだと思うんですね。したがって、初めに、今議会、特に行革ということが旋風吹き荒れておりますけれども、そういった中で、議会として本当に今後そういった調査研究が必要である、中には遠方へ出かけるのはいかがかという議員もいますが、まさに山梨市の近場でというよりも、むしろそういった日本全国津々浦々、日本国として、やはり私どもは議会として、議員として広く見識を深めるということもございます。そういった意味で、今後こういった委員会の研修のあり方というものは、議会の改革委員会等が立ち上がれば、そういったところで今後も十分議論していただいて、研修の内容が多とするのか、あるいは日程ありきで組むのか、こういったことも今後の課題に両委員長さんしていただきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（久保田 均君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 質疑はないものと認めます。これをもちまして、質疑を終結いたします。

日程第25 閉会中の継続審査・調査について

議長（久保田 均君） 日程第25、閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

次に、産業建設委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

環境保全対策特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

東海環状及び幹線道路整備促進特別委員会委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（久保田 均君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

議長（久保田 均君） ここで、市長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。

平野市長。

市長（平野 元君） 発言のお許しをいただきましたので、平成18年第3回定例会が閉会されるに当たりまして、一言御礼を申し上げます。

また、過日、一般質問におきまして、藤垣議員から次期市長選への対応についてのお尋ねをいただきました。

私といたしましては、いろいろな方々の御意見を踏まえて後日御返事を申し上げる旨の発言をいたしておりましたので、本日このことにつきましてお答えをさせていただきたいと存じております。

山県市を取り巻く情勢は、国の三位一体改革などにより地方交付税の削減が行われ、

また、地方分権による権限委譲により、市における行政事務の増大も招いているところでございます。こうしたことから、市においては集中改革プランを策定し、行政改革を進めているところでございますが、依然として厳しい財政運営が予想されるところでございます。

しかしながら、現在取り組んでおります行政改革を確実に実施し、総合計画に基づく豊かな自然と活力ある都市が調和した安らかで快適な21世紀の住みよいまちづくりを一層推進するなど、これまでの市政の責任者として仕事をさせていただいた私といたしましては、引き続き市政を推進させる責任があると考えておるところから、マニフェストを発表することも考えておるところでございます。

幸いにして各種団体からの御推薦もいただいておりますし、議員の皆様を初め各界各層の皆様の御賛同と御支援をいただき、また、市民の皆様の御理解、御協力がいただけるのであれば、さらなる山県市の発展のために一層の努力をさせていただきたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る12日から開会されました本定例会におきまして、議員の皆様には、本会議、各委員会を通じて熱心な御審議を賜り、平成17年度決算など、提案しました議案全部につきましてそれぞれ適切な御決定をいただいております。まことにありがとうございました。今後とも、議員の皆様方の一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げますとともに、敬意と感謝を申し上げます、大変簡単ではございますが、御礼のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（久保田 均君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて議了いたしました。

これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議を賜り、御決定をいただきましたことに感謝申し上げます。

これにて平成18年第3回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦労さまでございました。ありがとうございました。

午後0時05分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 久保田 均

7 番 議 員 武 藤 孝 成

17 番 議 員 村 橋 安 治